

平成 2 6 年

第 1 回西原村定例会会議録

平成 2 6 年 3 月 7 日

平成 2 6 年 3 月 1 4 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

目 次

第1号(3月7日)

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 議員の辞職について	5
日程第 4 諸般の報告	5
日程第 5 村長提案理由説明(施政方針・承認第1号・議案第2号～第28号)	5
日程第 6 休会の件について	15
散 会	15

第2号(3月12日)

議事日程第2号	17
応招議員氏名	18
出席議員氏名	19
事務局職員出席者	19
説明のため出席した者の職氏名	20
開 議	21
日程第 1 一般質問	21
(上野正博)	21
・国民健康保険基金について	
(坂本隆文)	25
・小中学校の施設についての要望	
(田島敬一)	31
・原野山林の乱開発を防ぎ、真に世界農業遺産、世界文化遺産にふさわしい景観を作っていくか。	
(林田直行)	41
・地域福祉について	
(西口義充)	51
・村の農業振興について	
散 会	56

第3号 (3月13日)

議事日程第3号	5 7
応招議員氏名	5 9
出席議員氏名	6 0
事務局職員出席者	6 0
説明のため出席した者の職氏名	6 1
開 議	6 2
日程第 1	承認 第 1号 専決処分の報告及び承認について	6 2
日程第 2	議案第 2号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	6 6
日程第 3	議案第 3号 西原村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	6 7
日程第 4	議案第 4号 西原村職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6 8
日程第 5	議案第 5号 西原村職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7 2
日程第 6	議案第 6号 西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7 3
日程第 7	議案第 7号 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	7 4
日程第 8	議案第 8号 西原村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について	7 5
日程第 9	議案第 9号 西原村学校支援協議会設置条例の制定について	7 8
日程第10	議案第10号 西原村全国大会等出場者激励金の交付に関する条例の制定について	7 9
日程第11	議案第11号 指定管理者の指定について(萌の里)	8 2
日程第12	議案第12号 西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8 3

日程第 1 3	議案第 1 3 号	西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8 8
日程第 1 4	議案第 1 4 号	西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	9 1
日程第 1 5	議案第 1 5 号	西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について	9 2
日程第 1 6	議案第 1 6 号	団体営土地改良事業計画概要について(日向・葉山・医王寺地区)	9 3
日程第 1 7	議案第 1 7 号	平成 2 5 年度西原村一般会計補正予算(第 7 号)について	9 9
日程第 1 8	議案第 1 8 号	平成 2 5 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について	1 1 0
日程第 1 9	議案第 1 9 号	平成 2 5 年度西原村介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について	1 1 4
日程第 2 0	議案第 2 0 号	平成 2 5 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)について	1 1 7
日程第 2 1	議案第 2 1 号	平成 2 5 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)について	1 1 9
日程第 2 2	議案第 2 2 号	平成 2 5 年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第 2 号)について	1 2 1
散 会			1 2 3
第 4 号(3 月 1 4 日)			
議事日程第 4 号			1 2 5
応招議員氏名			1 2 7
出席議員氏名			1 2 8
事務局職員出席者			1 2 8
説明のため出席した者の職氏名			1 2 9
開 議			1 3 0
日程第 1	議案第 2 3 号	平成 2 6 年度西原村一般会計予算について	1 3 2
日程第 2	議案第 2 4 号	平成 2 6 年度西原村国民健康保険特別会計予算について	1 6 2
日程第 3	議案第 2 5 号	平成 2 6 年度西原村介護保険特別会計予算について	1 7 1

日程第 4	議案第 26 号	平成 26 年度西原村後期高齢者医療 特別会計予算について	174
日程第 5	議案第 27 号	平成 26 年度西原村中央簡易水道事 業特別会計予算について	177
日程第 6	議案第 28 号	平成 26 年度西原村工業用水道事業 会計予算について	179
日程第 7		大津町西原村原野組合議会議員の辞職について	181
日程第 8		大津町西原村原野組合議会議員の選任について	18
1			
日程第 9		益城嘉島西原環境衛生施設組合議会議員の選任につ いて	18
2			
日程第 10		議会運営委員会委員の選任について	183
日程第 11		組合議会報告	183
日程第 12		委員会報告	185
		・議会広報委員会	
		・総務福祉常任委員会	
日程第 13		陳情書審議	188
追加日程第 1	発議第 1 号	「要支援者への予防給付を市町村事 業とすることについての意見書」の 提出について	191
日程第 14		委員会の閉会中の継続調査申し出について	193
閉 会			194
署 名			195

平成 26 年第 1 回定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
3 月 7 日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長施政方針及び提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
3 月 8 日	土	休 会	(西原中学校卒業式)	
3 月 9 日	日	休 会		
3 月 10 日	月	休 会	常任委員会	
3 月 11 日	火	休 会	例月出納検査	
3 月 12 日	水	本会議	・一般質問 (5名)	
3 月 13 日	木	本会議	・議案審議 (承認第 1 号・議案第 2 号～第 2 2 号)	
3 月 14 日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 (議案第 23 号～第 28 号) ・組合議会報告 ・委員会報告 ・陳情書審議 ・委員会の閉会中の継続審査 (調 査) 申出書 	

提 出 議 案 等

(平成 2 6 年 3 月 7 日 提出)

(村長提出議案)

- 承認第 1 号 専決処分の報告及び承認について
- 議案第 2 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 議案第 3 号 西原村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 西原村職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 西原村職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 西原村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 西原村学校支援協議会設置条例の制定について
- 議案第 1 0 号 西原村全国大会等出場者激励金の交付に関する条例の制定について
- 議案第 1 1 号 指定管理者の指定について (萌の里)
- 議案第 1 2 号 西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 3 号 西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 1 4 号 西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 団体営土地改良事業計画概要について（日向・葉山・医王寺地区）
- 議案第 1 7 号 平成 2 5 年度西原村一般会計補正予算（第 7 号）について
- 議案第 1 8 号 平成 2 5 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 1 9 号 平成 2 5 年度西原村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 2 0 号 平成 2 5 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 2 1 号 平成 2 5 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 2 2 号 平成 2 5 年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 2 3 号 平成 2 6 年度西原村一般会計予算について
- 議案第 2 4 号 平成 2 6 年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 2 5 号 平成 2 6 年度西原村介護保険特別会計予算について
- 議案第 2 6 号 平成 2 6 年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 2 8 号 平成 2 6 年度西原村工業用水道事業会計について

（平成 2 6 年 3 月 1 4 日提出）

（議員提出議案）

- 発議第 1 号 「要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書」

の提出について

第 1 号 (3 月 7 日)

平成 26 年第 1 回西原村議会定例会会議録

平成 26 年 3 月 7 日、平成 26 年第 1 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成 26 年 3 月 7 日（金曜日） 議事日程第 1 号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議員の辞職について
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 村長提案理由説明（施政方針・承認第 1 号・議案第 2 号～第 28 号）
- 日程第 6 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	岩 本 千 波 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前10時00分 開会・開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第1回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成26年度第1回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番議員、中西義信君、3番議員、村上貞廣君を指名します。

日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、2月28日に行いました議会運営委員会で本日7日より14日までの8日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって会期は、本日7日より14日までの8日間と決定しました。

日程第3、議員の辞職許可報告を議題といたします。

泉田洋一議員から、閉会中の去る2月27日付をもって議員の辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により、議長において2月28日付で許可しました。なお、辞職の日は3月7日付となることをご報告いたします。

日程第4、諸般の報告を行います。

諸報告として、議長から会議規則第122条のただし書きの規定により、議員の派遣について報告します。

2月13日から14日にかけて、広報調査特別委員会において、佐賀県嬉野市と武雄市で視察研修を行いました。

また、2月24日から25日にかけて、総務福祉常任委員会において、ふれあいバスの取り組みを上益城郡山都町で、環境のまちづくりを宣言した福岡県大木町で視察研修を行いました。詳細につきましては、14日の委員会報告の中でお願いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第5、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

平成26年第1回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜りご審

議をいただきますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

さて、ただいま、本日議長から報告がありました。2月27日付で泉田議員から体調不良の理由で議員辞職の願が提出され、3月7日、本日をもって議員辞職を許可する旨の通知が2月28日坂梨議長から泉田議員に送付されているとのことです。

泉田議員に対し議員辞職勧告決議がなされたとはいえ、議員各位におかれましては、同期の1人の仲間を欠くことは当人の心情を察し、事の重大さを度外視すれば複雑な心境ではなかろうかと思えます。私も、同級生として、志を同じくし行政に携わる者として残念の極みであり、断腸の思いで決断されたことと思うところであります。

体調不良ということでもあります。今後は健康管理に十分留意をされ、一住民となられても西原村の安定した村政と安全・安心な村づくりに協力を願ってやまないものであります。

さて、平成25年度も残すところ今月限りとなりましたが、今年度も村民の方々のご協力と議員各位のご指導、ご理解、そして職員の懸命な努力によりまして、問題多難な1年でありましたが、まずは順調に実績と成果を出すことができました。

駒城と再春館製菓所との土地賃貸借契約につきましては、時間をかけ慎重に検討をしていただき、議会、入会権者、それぞれの事業所、そして村との合意がなされ、再契約することができました。今後は、契約書、覚書に基づき義務の履行に努めて進めてまいりたいと思えます。

また、平成25年度は西原村に転入したい、住んでみたい3つの要素であります子ども医療費の無料化を中学3年生までを対象に、保育園の待機児童解消問題では高遊地区に民間保育園誘致に成功し、4月から開園しております。そして、定住促進と企業誘致に不可欠な光ブロードバンド整備も7月に完成し、村内全域をカバーすることができました。この3件を整備したことにより、西原村に生まれてよかった、西原村に住んでみたい、ずっと西原村に住み続けたいと転入者の受け入れ体制、さらに定住促進につながればと思うところであります。

さらに西原中学校校舎大規模改修工事、村内主要道路舗装、側溝整備工事を初めとするインフラ整備も、国・県の助成金や臨時交付金を最大限に活用し実施することができております。

一般財源を極力抑えることで財政的にも以前より多少身軽になってきたとはいえ、今後の大きな事業に備えて、さらに財政基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

本定例会は新年度の予算審議を提案させていただいておりますが、平成26年度におきましては、4月からいよいよ熊本市益城西原消防署西原出張所が内容を充実し新たにスタートします。救急車、消防ポンプ車を配備し、8時

間体制から24時間体制に移行します。村民の生命財産を守る安全・安心な村づくりに一層の強化が図られると期待をしております。

総合体育館建設も平成26年度で実施設計となり、建設の全貌が明らかになり、着工間近となります。今後もできる限りスピード感を持って、用地や財源確保の手順等を踏まえ進めてまいります。

そのほか、通学路を含む道路改良工事、洪水防止の調整池建設等住環境整備にも取り組んでまいりたいと思っております。

それから、議員各位に大変ご心配をおかけしております平成25年度からの最大の懸案事項であります河原地区の開発問題、平成26年度におきましても引き続き開発行為に対し村民一丸となって進出反対を貫いてまいりたいと思っております。

議会におきましても乱開発を阻止する請願を受け、開発行為に反対する決議が採択していただき、住民集会も3回開催させていただき、延べ1,000人を超える参加をいただき、その中で西原村を守る会も設立されております。村としましては、森林法に基づき森林整備計画の変更や平成25年度補正予算、平成26年度当初予算等で住環境整備等の予算を計上させていただいております。河原地区の安泰と灰床地区の住環境整備、そして西原村の活性化と安心して暮らせる村づくりを推進するためでありますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

村民の方々も議会、執行部との3本の矢の一角を担う西原村を守る会を設立していただきました。本当に心強く、感謝をするところであります。

過去に経験したことのない村の一大事であり、村の将来を展望するとき、宗教団体が来ない保証がない限り、村民が心一つになって断固阻止しなければなりません。

どうか議員各位におかれましても、全会一致で開発行為に反対する決議をしていただきました。その心を心としてご協力とご理解を賜りますようお願い申し上げます、本定例会に提案させていただいている議案の提案理由を説明させていただきます。

承認第1号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

2月1日に発生いたしました村営住宅火災に伴います消火建物の撤去を安全面から早急に行う必要があったため、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、予算の執行をさせていただきました。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第2号、熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

平成26年3月31日で高遊原南消防組合が解散し熊本市へ事務委託することに伴い、熊本縣市町村総合事務組合を脱退するための一部変更でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第 3 号、西原村職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の西原村職員定数条例の一部改正は、地方自治法第172条第 3 項の規定により、公営企業の職員においても職員の定数を条例に明記し整備する必要があるため、条例の一部改正を提案させていただくものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第 4 号、西原村職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における地方公務員法の一部改正等に伴う条例の改正でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第 5 号、西原村職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

議案第 5 号につきましても、議案第 4 号と同じく地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における地方公務員法の一部改正等に伴う条例の改正でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第 6 号、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

職員の所有に係る住宅（持ち家）に居住する場合の手当を月額3,000円支給しておりますが、これを廃止し、また1時間当たりの給与額の算定方式を改正するための条例の改正でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第 7 号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

こちらにつきましても、一般職の職員と同様に技能労務職員の所有にかかわる住宅に居住する場合の手当を廃止するものでございます。また、あわせて字句の訂正をさせていただくものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第 8 号、西原村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における社会教育法の一部改正が行われましたことに伴う条例の改正でございます。詳細につきましては、教育課長よりご説明いたします。

議案第 9 号、西原村学校支援協議会設置条例の制定についてご説明いたします。

いじめ防止対策推進法が平成25年6月28日に公布され、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携のもとにいじめ防止対策推進法の目的を推進するとともに、子どもたちが健全に育っていくために地域住民及び家庭、保護者等が学校支援に参画し、学校と地域の連携を促進する必要があるため、本条例を提案するものであります。詳細につきましては、教育課長よりご説明いたします。

議案第10号、西原村全国大会等出場者激励金の交付に関する条例の制定についてご説明いたします。

西原村全国大会等出場者の補助に関する条例を廃止し、支給範囲を広め、大会等が行われる地域ごとの激励金額を定める等、補助金の支給基準を明確にするために条例を制定するものであります。詳細につきましては、教育課長よりご説明いたします。

議案第11号、指定管理者の指定についてご説明いたします。

平成18年4月1日から指定管理者にしておりました西原村桑鶴地区地域農産物等活用型総合交流促進施設萌の里が、平成26年3月31日で指定管理者の指定期間が終了いたしますので、本施設の管理につきましては指定管理者による管理委託を継続することとし、選定に当たっては公募によらず、現在指定管理者にしております株式会社俵山交流館萌の里に引き続き指定管理委託をお願いするものであります。詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第12号、西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

風の里キャンプ場につきましては、平成5年に開所し20年以上がたっておりますが、多くの方々の憩いの場や青少年育成の場として寄与されているところでございます。

今回、本年4月より消費税率の改定が施行され、また施設利用の一部見直しや利用体制の適正化を図り、指定管理者であります西原村商工会と協議を重ね、利用者により一層の利便性や管理体制の利便性を配慮するために改正するものであります。詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第13号、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

現在の条例を集約しますと、開発者が計画区域の周辺住民、利害関係者及び関係行政機関と申し出をし、協議内容を整えなければならないとなっており、その協議内容、またその結果を報告する義務がなく、計画区域の周辺住民、利害関係者及び関係行政機関の意見等を把握することができない状態がありました。

今回、開発内容及び諸協議方々のより一層の事業計画の明確化を図るため、

それぞれの協議を行った内容や、またその結果を報告する義務等を設け、計画区域の周辺住民、利害関係者及び関係行政機関の意見等を把握することにより、少しでも乱開発を未然に防ぐため改正するものでございます。詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第14号、西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の西原村工業用水道事業給水条例の一部改正は、消費税及び地方消費税を合わせた税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、消費税及び地方消費税が課税される水道料金にかかわる規定について、100分の105から100分の108へ改正するため、条例の一部改正を提案させていただくものでございます。詳細につきましては、産業課長から説明させていただきます。

議案第15号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

最初に、第2条第1項第1号の給水区域の編入についてご説明申し上げます。

今回の改正は、昨年9月の議会定例会におきまして給水区域の編入に伴う陳情書が給水区域外の地権者より提出されことに伴い、産業教育常任委員会、執行部合同で現地視察等を実施し検討を重ねた結果、12月の議会定例会において採択されたことを受け、今回給水区域の編入をご提案させていただくものでございます。

次に、第26条水道料金及び第34条加入金について規定しております消費税率等につきましては、消費税法及び地方税法の改正に伴い、100分の105から100分の108へ改定を行うものでございます。詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

議案第16号、土地改良事業計画概要についてご説明申し上げます。

本村、日向・葉山・医王寺地区において、平成26年度から団体営ほ場整備事業実施を予定しております。これに伴い、土地改良事業計画概要を定めるため、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決が必要であります。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第17号、平成25年度西原村一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億338万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,169万5,000円と定めるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、村税で法人税580万円、固定資産税800万円の増額補正、市町村たばこ税1,000万円の増額補正をいたしております。地方消費税交付金958万3,000円の増額補正。地方交付税で1,132万9,000円の増額補正。民生費国庫負担金1,147万7,000円の減額補正。児童手当国庫負担

金等の減によるものでございます。教育費国庫補助金852万3,000円の増額補正。これは、河原小学校体育館天井改修事業等によるものでございます。諸収入の雑入で4,418万5,000円の増額補正でございます。これは、高遊原南消防組合解散に伴う配分金等でございます。河原小学校体育館天井改修事業に伴います全国防災事業債を1,690万円増額補正しております。

歳出につきましては、各款項目ごとに不用額の減額補正をしております。総務費の財産管理費で、土地購入費等で577万6,000円の増額補正、基金費1億2,982万2,000円の増額補正、教育費の学校管理費で、河原小学校体育館天井改修事業関係等で2,806万円の増額補正を行っております。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第18号、平成25年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,959万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,025万1,000円と定めるものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税279万6,000円の増額補正、国庫支出金286万1,000円の減額補正、療養給付費等交付金704万4,000円の増額補正、共同事業交付金632万1,000円の増額補正、繰入金は財政調整基金繰入金2,000万円及び一般会計繰入金459万4,000円の増額補正、諸収入として178万5,000円の増額補正でございます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費4,242万5,000円の増額補正、保健事業費152万3,000円の減額補正、諸支出金124万9,000円の減額補正でございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第19号、平成25年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ409万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,138万6,000円と定めるものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、介護保険料245万9,000円の増額補正、支払基金交付金252万6,000円の減額補正、県支出金367万2,000円の減額補正でございます。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費905万5,000円の減額補正、予備費562万7,000円の増額補正でございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第20号、平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ334万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,068万6,000円と定め

るものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料304万8,000円の減額補正であります。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金271万1,000円の減額補正、保健事業費63万5,000円の減額補正でございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第21号、平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ259万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,075万4,000円と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、営業収益の水道使用料260万円の減額補正となっております。

歳出につきましては、営業費用の業務費37万円の減額補正、予備費222万9,000円の減額補正を行っております。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第22号、平成25年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算（第2号）は、収益的収入支出予算の総額に収入支出それぞれ84万4,000円を追加し、収入支出の予算の総額を収入支出それぞれ1,722万1,000円と定めるものでございます。

主な内容といたしましては、営業収益の給水収益61万8,000円の増額補正、営業外収益の企業負担金収入22万6,000円の増額補正となっております。

支出につきましては、営業費用に13万9,000円の減額補正、予備費に98万3,000円の増額補正を行っております。詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

議案第23号、平成26年度西原村一般会計予算についてご説明いたします。

平成26年度西原村一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億6,019万3,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、村税が前年度より1,715万2,000円増の7億1,855万9,000円、地方議与税3,340万円、地方消費税交付金7,200万円、ゴルフ場利用税交付金3,000万円、地方交付税につきましては、平成25年度と同額の11億5,800万円を計上しております。分担金及び負担金5,551万円、国庫支出金につきましては、民生費国庫補助金で臨時福祉給付金、土木費補助金で道路事業分の社会資本整備総合交付金等により前年度より7,387万3,000円増の3億4,198万2,000円、県支出金につきましては、前年度より2,746万5,000円増の2億4,520万8,000円でございます。繰入金では、財政調整基金繰入金1億5,000万円を計上しております。村債につきましては、臨

時財政対策債を前年度より1,700万円減の1億5,470万円を計上しております。

歳出についてご説明いたします。

議会費におきましては、前年度より54万8,000円増の7,340万円、総務費におきましては、前年度より1億656万8,000円増の6億3,240万8,000円、民生費におきましては、前年度より3,276万8,000円増の8億8,776万2,000円、衛生費におきましては、前年度より938万5,000円減の3億504万3,000円、農林水産費におきましては、前年度より330万円減の1億9,231万2,000円、商工費におきましては384万円増の1,696万4,000円、土木費におきましては1億6,190万9,000円増の2億8,721万円、消防費におきましては2,551万2,000円増の1億6,944万1,000円、教育費におきましては4,850万3,000円増の2億3,834万8,000円、公債費におきましては4,868万3,000円減の3億4,782万1,000円、予備費におきましては947万8,000円となっております。

新規の事業等におきましては、企画費委託料で総合体育館基本設計及び実施設計委託料8,092万円、公営住宅管理費で公営住宅新築事業設計監理委託料400万円、民生費、社会福祉総務費で臨時福祉給付金2,052万5,000円、農林水産業費のほ場整備費で日向・葉山・医王寺地区ほ場整備委託料1,010万円、土木費の道路新設改良費の工事請負費1億9,600万円、教育費の小学校管理費で山西小学校太陽光発電施設等導入工事請負費2,800万円をそれぞれ予算計上しております。

本年度も引き続き財政基盤の安定のため自主財源の確保に努め、効率的な財政運営に努めてまいり所存でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明をいたします。

議案第24号、平成26年度西原村国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

平成26年度西原村国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億9,595万3,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、国民健康保険税1億8,464万7,000円、国庫支出金2億3,752万9,000円、前期高齢者交付金1億554万6,000円、共同事業交付金1億1,600万円、繰入金は財政調整繰入金1,158万円及び一般会計繰入金4,024万6,000円となっております。

歳出におきましては、保険給付費4億9,634万2,000円、後期高齢者支援金等1億724万9,000円、介護納付金5,176万円、共同事業拠出金1億2,510万7,000円、保健事業費869万2,000円となっております。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第25号、平成26年度西原村介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

平成26年度西原村介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億5,047万3,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、保険料8,430万円、国庫支出金1億4,228万1,000円、支払基金交付金1億5,477万5,000円、県支出金7,951万8,000円、繰入金7,479万3,000円等となっております。

歳出におきましては、保険給付費5億2,905万9,000円で歳出予算の96%を占めております。詳細につきましては、住民課長よりご説明申し上げます。

議案第26号、平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,646万7,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、後期高齢者医療保険料3,433万1,000円、一般会計繰入金1億1,129万4,000円等となっております。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金1億4,481万1,000円で歳出予算の98%を占めております。

なお、予算総額を25年度と比較しますと8,500万円の増額となっております。平成25年度までは、後期高齢者医療療養給付費負担金を一般会計より支出しており、特別会計の全体像がわかりづらかった部分を整理したためでございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第27号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ7,003万6,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入といたしましては、給水収益5,760万1,000円、その他営業収益の335万8,000円、繰越金の900万円でございます。

歳出といたしましては、業務費の3,933万5,000円、企業債償還金の2,307万円、予備費の525万7,000円となっております。詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

議案第28号、平成26年度西原村工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

平成26年度西原村工業用水道事業会計予算は、収益的収入支出のそれぞれ1,897万1,000円と定めるものでございます。

主な内容としましては、給水事業所8カ所に対する給水収益1,090万9,000円、長期前受金戻し入れ172万9,000円、契約水量にかかわる企業負担金606万円でございます。

支出につきましては、営業費用1,361万4,000円、営業外費用30万円、予備費505万6,000円となっております。詳細につきましては、産業課長よりご説明申し上げます。

以上、今期定例会にご提案いたしました承認1件、議案27件につきましては、議員各位におかれましては慎重審議の上、ご承認、ご議決を賜りますよ

うお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。お世話になります。

○議長（坂梨公介君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第6、休会の件について議題とします。

お諮りします。明日8日から11日まで本会議を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、明日8日から11日まで本会議を休会にします。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、次の会議は12日午前10時より議事日程第2号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午前10時40分 散 会

第 2 号 (3 月 1 2 日)

平成 26 年第 1 回西原村議会定例会会議録

平成 26 年 3 月 12 日、平成 26 年第 1 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成 26 年 3 月 12 日 (水曜日) 議事日程第 2 号

日程第 1 一般質問

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (9名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (1名)

9 番	宮 田 勝 則 君
-----	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	岩 本 千 波 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前 10 時 00 分 開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は宮田議員より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第 2 号のとおり行います。

日程第 1、一般質問を行います。

一般質問については、2 月 28 日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの 50 分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、50 分以内と決定します。

受領番号 1 番、5 番議員、上野正博君。件数 1 件、発言を許します。

（5 番議員 上野正博君 登壇 質問）

○5 番議員（上野正博君）おはようございます。5 番議員、上野正博です。

先般通知いたしました国民健康保険基金についてお尋ねいたします。

今、村では泉田洋一前議員のために住民が振り回され、不安と不信に陥れられて一大事となっております。

また一方、こちらでも一大事が起きております。国民健康保険基金が、平成 24 年度は 3,100 万円ありましたが、3 月の補正で 2,000 万円取り崩し、平成 26 年度の当初予算で 1,158 万円を取り崩すこととなりますと基金がなくなり、危機的状況になります。国保新聞によりますと、市町村国保決算が 3,055 億円の赤字が拡大しており、どこの市町村も厳しい状況であり、近隣の町村ではどのようなになっているのでしょうか。

保険税の徴収率は 94.2% と上がってはいますが、その年の景気にも左右されますので難しい問題ではあります。1 カ月の医療費等の支払いが約 4,000 万円から 5,000 万円、多い月で 6,000 万円と聞いています。これは国保税と国庫補助金で賄っているわけでありましたが、昨年 12 月の定例会と、そして今回と続けて補正を組んでいますために、いよいよ来るべきときが来たかなというふうな感じがいたします。

高額医療者が出ないうちに、国保会計を今後どのようにして立て直していかれるのか。また、国保税を値上げされるのか。それとも社会保険加入者の理解を得て、一般会計から法定外繰り入れを行われるのか。いずれにしろ、住民には現況を知ってもらうことが大事かと思えます。

高齢化が進み、我々団塊の世代も高齢者の仲間入りをします。そして、4 月からは消費税も上がり、医療費等の支払いも毎年右肩上がりが増えております。一段と厳しい状況になることは間違いないでしょう。県が、3 年後は国保会計を広域化されるようでありましたが、今が決断のときかと思われます。

どのように対処していかれるのか、考えをお伺いいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えさせていただきます。

質問の要旨に2点ありますけれども、一緒にまとめていいですか。

○議長（坂梨公介君）まとめて結構です。

○村長（日置和彦君）国民健康保険基金についてということでございます。

まず、最初の黒丸のところでお尋ねは、国民健康保険が減少しているが、現在額で大丈夫なのかということが1点目ということであるかと思えます。

もう既に上野議員御存じのとおり、国民健康保険財政調整基金が、先ほど言われましたように平成25年度当初に3,156万円保有しておりましたけれども、平成26年3月、今定例会の補正予算3号で国民健康保険財政基金条例第6号、2号の「経済事情の変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足分を補填するため財源を充てる」に該当するために、2,000万円の基金繰り入れを計上させていただいております。平成26年度当初予算では、先ほど言われたように1,158万円を基金繰り入れで計上させていただいたことを今定例会で提案させていただいたところであります。

国民健康保険財政調整基金は、基金条例2条第1号において「基金として積み立てる金額は、前年度の保険給付費の平均月額3カ月分に相当する額」とありますので、本来であれば平成25年度は約1億2,491万2,000円保有しなければならないというふうになっております。さらには、国保財政調整基金条例第2条2号によりますと、基金として積み立てる金額は毎会計年度において歳入歳出決算上剰余金を生じた場合において、当該剰余金のうち2分の1以内の額ともなっております。半分は財調に積み立てなさいということであります。

上野議員が示されますように、平成25年度末での基金残高は1,158万円ありますが、今申しましたように平成26年度当初予算で国保会計に繰り入れとなりますので、基金は0ということになって、お尋ねの大丈夫かという話とは、もう既にかげ離れた話でございます。

後のほうの質問でまた答弁しますけれども、現在阿蘇郡内の町村の基金残高を調べてみますと、平成25年度末で高森町が基金0、南阿蘇村が約530万円、西原村が平成25年度末では1,158万円となっており、小国町、南小国町、産山村が2,500万円から3,000万円程度の基金を保有しております。どの自治体においても、ここ二、三年で基金の取り崩しが著しく、基金残高が減少して、それぞれが国保運営に苦慮されていると思われまます。

本村におきましては、平成26年度で0になりますので、とりあえず平成25年度決算で剰余金が生じる場合、できる限り基金に繰り入れ、災害その他の理由、大きな病気と、そういった療養給付費に不足が生じたときの財源補填

したいというふうに思っております。先ほど申しましたように、本来ならば約1億2,500万円保有しなければならないのですが、当面はやりくりしながら国保の運用をしなければならないと思っております。平成26年度におきましては、基金が0という本当に憂慮すべき事態になっております。

後の質問でありますけれども、次は、この基金がなくなった場合、今後どのように対処されるかということでありまして、財政調整基金は、さまざまな事情によって財源が不足する場合において補填するものでございます。財政調整基金がない場合という事態は、国民健康保険事業の健全運営が困難であるということも意味をするわけでありまして、国保事業がこのような運営状況になった場合の対処方法といたしましては、先ほど議員も申されましたけれども、平成23年に行いました国保税の税率改正をさらに行い、税収増加による財源の確保、また国民健康保険被保険者以外にも属する一般財源からの法定外繰り入れ、それと年度途中において歳入と歳出が調和を欠き不足が生じたとき、その基金繰り入れとして行う一時借入金、そしてまた、4番目には年度末において不足する財源を翌年度予算より繰り上げ充用——赤字補填といたしましては——行うといった、この4つの方法が考えられます。この方法の中で、まず一時借入金は、その会計年度の歳入をもって償還しなければならないと。すなわち翌年の5月31日まで償還することになりますので、歳入が見込めない限り一時借入金は財政上厳しいと考えます。

また、繰上充用金もありますが、これは、ことし荒尾市かな、熊本市もやっていると申しますが、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができるということで、簡潔に言えば歳入の前借りであり、負債を翌年度に回すようなもので、これも会計上、または国保運営上好ましくないというふうに思われます。

そこで、先ほど税率の改正と申しましたけれども、現在、本村の国保税の税率は県下でどの位置にあるかと申しますと、市町村ごとに賦課方式が異なりますが、本村は所得割、均等割、平等割の3方式で保険税を課税しております。この3方式では、県下で熊本市と合併した富合町、城南町、植木町を含め27市町村あります。例えば、世帯で所得金額が200万円として見ますと、国保の被保険者数や世帯構成で若干保険税は変わりますが、西原村は、先ほど申しました27市町村の中で高いほうから18番目であり、西原村より3分の2は保険税が高いということでございます。

今、先ほど議員申されました国民健康保険の広域化に向けて話が進められておりますけれども、政府の社会保障制度改革国民会議は、医療制度改革で最大の焦点となっている市町村国保改革について、平成29年度をめどに国保の保険者の都道府県移行を実施するとしております。制度改革のプログラム法は、保険者の機能を全て都道府県に移行するのではなく、国保の財政運営は県、保険料、保険税の賦課徴収と保険事業は市町村という方向性で財政基

盤の強化を図りながら、財政上の構造の問題解決を条件として挙げておるわけであります。

しかしながら、3年後に広域化に移行した場合、どのようになるかと予想したときに、保険税が県下統一された場合、西原村は今安い位置にありますので、値上がりはしないかと危惧するところでもあります。また、今までの赤字はそれぞれの市町村が負担しますけれども、基金については、統合後の財政運営から見れば負担割合などを鑑みて各町村持ち出しになりはしないかと、私個人はそういったことで思っております。

次に、もう一つの方法、法定外繰り入れでありますけれども、阿蘇郡内の町村におきましては、法定外繰入の状況を調べてみますと、過去5年間の累計で、多い順から申しますと、南阿蘇村が法定外繰入は5年間で1億5,000万円、高森町が6,377万円、南小国町が4,000万円、小国町が3,600万円となっております。産山村と西原村は現在繰り入れ0というところがございます。

このようなことから、本村におきましては、これまで国保会計が健全運営でやってきたと思うところでもございます。しかしながら、先ほど申しましたとおり、平成26年度で基金も0になります。法定外繰入も避けては通れないのではないかとこのように思っております。1カ月の保険給付費は、平均として約4,200万円ほどでありますけれども、もし不足額を補填しなければならないとき、基金に積み立てるのか、あるいはその都度法定外で繰り入れて対応するのか、これは早急に対応しなければならないというふうに思っております。

実際、医療費も上がっております。国保会計もここ数年単年度では赤字が続いております。何度も申しますけれども、平成26年度で0になり、大変厳しい国保運営の中、健全に運営するには、村としての方向性を示すならば、県下でも安い税率をせめて県平均ぐらいいまで引き上げるのか、あるいは基金は余剰金を積み立てて、不足額は法定外繰入やむなしという対応になるのかと思っております。

国民健康保険は、農業、自営業のみならず、定年後はほとんどの人が加入する保険でありますので、お互いが助け合う保険と捉えて、ご理解をいただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）2回目。

○5番議員（上野正博君）この件につきましては、なかなか難しい問題かと思っております。最後の方法として、法定外のほうでいくようだと理解しましたけれども、ある程度法定外でも金額を多くとって、そして、またその基金のほうに入れられるのか、その辺のところをちょっと。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今申しましたように、平成25年度末の決算で余剰金がどれだけ出るか、そこら辺も少し検討しなければならないと思います。そこに出た余剰金を基金に入れて、単年度で不足するものを法定外繰入とするのか、そこら辺も検討して進めたいというふうに思います。基金に少しでも置かないと、月平均が4,200万円ほどかかりますので、特定な病気、あるいは伝染病とか、あるいはいろんなことが起きたときに対応ができないということでは困りますので、その都度法定外を繰り入れるとすれば、なかなか議会にも承認をいただかなければなりませんので、基金に繰り入れておけばスムーズにそれに対応できるということになるので、少しと申しますか、できる限り基金に入れておきたいなというふうな思いはあります。

以上です。

○議長（坂梨公介君）3回目、まとめてください。

○5番議員（上野正博君）これは、直接基金とは関係ございませんが、国保税の軽減につながるためにも、早く総合体育館の建設を望みます。そして、トレーニングルームをつくっていただき、住民の体力づくり、健康管理の推進に力を注いでいただきたいと思います。

そこで、平成26年度はどこまでこの計画が進むのか、担当課長でございますので説明をお願いします。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）おはようございます。

総合体育館ということで、今役場のほうでプロジェクトチームといいますか、そちらのほうで、大体場所あたりも検討がされておまして、平成26年度におきましては、設計の段階で実施設計を行うということで計画はしておりますけれども、その前に用地関係が確実にできるかどうか、その辺の検証した上で、設計の段階をさせていただくならというふうに思っております。そして、うまくいけば平成27年度から着工させていただくならというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）はい。

○5番議員（上野正博君）以上で終わります。

○議長（坂梨公介君）受領番号2番、1番議員、坂本隆文君。件数1件、発言を許します。

（1番議員 坂本隆文君 登壇 質問）

○1番議員（坂本隆文君）おはようございます。1番議員、坂本です。

通告書に記載のとおり、1件質問させていただきます。

その前に、先日は西原中学校の卒業式に日置村長初め教育長、坂梨議長、そして議員の皆様にも多数ご参加いただき、誠にありがとうございました。大変立派な卒業式を今年も行うことができました。そして、3年生には中学

校の改修工事時には、受験生であるため2学期から新しい教室で勉強させたいと粋な計らいをしていただき、重ね重ね感謝申し上げます。子どもたちも大変喜んでおりました。

その卒業生、今日は朝9時から国公立の発表日となっております。よい結果がみんなに出ていれど願っております。

話がそれましたが、質問に戻します。

先日、西原中学校、山西小学校、河原小学校の会長、副会長及び各学校の校長、教頭の村P連の反省会を行いました。その中で、私が本村の議員であるということから、現状の施設等の学校問題を皆さんにわかっていただき、今後村の対応を聞いてほしいという意見がありました。趣旨の内容は書いておりますが、質問の要綱の上から読みますと、小中学校にエアコンを設置していただきたいと。教室が暑く、勉強できる環境では余りないのではないかと。夏場がとても暑いので、よろしく願いますということです。

両小学校からグラウンドへのライトを設置願いたいと。こちらは、部活が終わる時間帯、季節では暗くなる日もあります。部活がまだできる明るさにしていただきたいと。それと、防犯的な役割、また災害時には緊急避難場所にもなるので、そのようなライトが必要ではないかというふうになっております。

また、山西小学校の生徒数に対してトイレが少ない。これは、子どもの数が増えていますのでトイレが足らず、現状、職員用のトイレも子どもたちに使用させられております。それでもトイレの数が少ないと指摘されました。また、外のトイレは年数もたち過ぎているので、とても危険で怖いと言われました。中学校も外のトイレは相当に古いと思います。

以上の点が村P連のほうから上がってきました。村長並びに教育長のお考え、今後の対応をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えさせていただきます。

坂本議員におかれましては、西原中学校のPTA会長をなされて、西原村P連の会長もなされ、学校関係に多大なご尽力をいただいていることに対し感謝を申し上げます。

最近の学校、子どもたちの問題として、いじめや虐待と人権に関する問題等が多く発生し、社会問題となっております。西原村においても、発生しないとは申しませんが、時には耳にすることもございますが、今後も教育委員会と学校と連携を密にして対策と発生防止に努めなければならないと思っております。坂本議員におかれましては、よろしくご指導とご協力をよろしくお願い申し上げます。

去る1月25日、坂本議員が会長をなされている村P連主催で、西原村PT

A会員研修大会が開催され、講師として元熊校野球部監督で、現在は退職され、多良木高校の野球部監督をされている齋藤先生の話の中で、家庭の教えで芽を出し、学校の教えで花が咲く。そして、世間の教えで実がなると話されました。坂本議員もお聞きになられたというふうに思います。ということは、小学校ではつぼみかもしれませんけれども、中学高校では花は満開となり、卒業すれば結実期となり、実となり、次の世代の源となるというふうに解釈をしております。花が咲く大事な時期であり、よい環境で学校生活を送らせたい気持ちはPTA会長として、また保護者として思われるのも当然かと思えます。

さて、本村は阿蘇郡市にありながら、ほかの市町村と比べて生活環境や気象条件も異なるところでございますが、温度も本村と比べるならば4度前後阿蘇のほうが低いではないかと思えますので、比較できないかもしれませんけれども、お尋ねのエアコンについては、阿蘇郡市の小学校では1校もエアコンはついておらないとお聞きをしております。

近隣の学校では、現在益城町、大津町では設置してありませんけれども、益城町では3月定例会の補正予算で、木山町、益城町の2校について1億5,378万円の予算が計上され、大津町でも全小中学校と大津幼稚園の空調設備設置で4億1,770万円が平成25年度補正予算で計上されております。新聞で報道がなされております。近隣の両町におきましては、3月定例議会で設置の動きがあっております。いずれにしろ、設置するか否か、財政面と近隣の学校の動向を見ながら検討していかなければならないと思えます。

益城町が2校で1億5,378万円、大津町が小中学校全校で4億1,770万円と高額な事業であります。西原村より若干気温は高いと思えますが、本村で設置する場合、大もとのスイッチとか温度管理も、集中管理システムであれば工事費も高額な予算も発生します。また、その後の電気料を含め維持費はどのぐらいになるのか。毎年の経費となりますので、そこらあたりも検討させていただくならばというふうに思います。

議員が申されますように、必要性、そして他町村と足並みをそろえることも十分理解をしております。私ども小さな村であります。村は村として身の丈に合った整備を今後も検討してまいります。

何分にも今年度は1億5,000万円ほどかけて大規模改修工事を終えたばかりでございます。今後も給食室のドライ化等早急に対応しなければならない計画もあります。要望として捉えて、早急に検討しなければならないということは認識をしております。

それから、グラウンドのライトということでございます。

平成22年度において、中学校にナイター照明の設備をいたしました。工事費としては約510万円ほどの事業費でありました。野球・ソフトボール・テニスコートに6基設置しており、それぞれが部活の練習後の片づけのために

設置をしているものでございます。小学校にもナイターがあればよいということはよくわかり、理解できますけれども、小学校の部活といえば、サッカーぐらいではなかろうかなと思いますが、ほかにあったとしても、果たして小学校の部活にそこまで必要なのか、若干疑問視するところではあります。小学校の児童が夕方暗くなるまで練習しなければならないのか、練習して遅くなって、暗くなったとしても、野球あたりはボールが小さくて、多くのボールを使用しますけれども、サッカーは1つのボールを追いかけて競技するものであり、ボールも大きいし、そんなにボールも多くは使わないと思います。実際、困っているのか確認する必要もあると思います。

確かに、先ほど申されましたように、ナイターがあればほかにも利用することができると思われま。例えば両小学校とも、今申されましたように災害時の避難場所として指定をされておりますので、災害時にナイターがあれば安全に利用されると思われま。現在、両小学校の体育館のつり天井改修工事も計画し、実施段階でございます。この工事も一つの防災事業で実施するものでございます。

そのほかにも、消防の操法大会の練習に利用することもできると思われま。いろんな利活用はできると思われまけれども、今のところ、学校からは、私どものほうには特に要望は上がっておりま、現在のところ、どうしても早急に対応を求められる事業もありますので、必要性、あるいは緊急性と財政面も検討し、今後の課題として必要性を精査し、検討していかせていただければというふうに思っております。

それから、トイレでございます。山西小学校のトイレということでありま。

山西小学校には、現在男子用の大便器として、洋式トイレが5個、和式トイレが10個、小便器用として24個で、女子としては、洋式トイレが6個、和式トイレが22個あり、また男女兼用として多目的トイレ1個、特別支援用に1個で、合計69個ございます。児童数は、2月末で男子187名、女子179名の合計366名であります。単純に児童数をトイレの数で割ってみますと、トイレ1個当たり5.3名となっております。この数字が多いか少ないかは別といたしまして、使用するのほとんど休み時間の短時間に集中すると思われま。トイレは1階、2階と学年ごとに分散して設置してあると思われま、以前から不足していたのか、全体的に不足しているのか。そしてまた、1階なのか2階なのか、あるいはどこかの学年が不足しているのか、教育委員会が把握していれば、後で教育委員会のほうから説明をさせますけれども、もし不足しているとすれば、増設するスペースは確保できるのかも検討しなければならないというふうに思われま。あそこの校舎もいろんな迷路のような校舎でありますので、そこが増設する場所があるのか、そこら辺も検討していきたいというふうに思われま。

また、別のお尋ね、外のトイレにつきましては、議員ご指摘のとおり、かなり古くなっております。いつ建てかえるか検討していたところであります。中学校にある西側の外のトイレも古く、時期を同じくして建てかえの必要な時期にきていると思っております。先ほどのお尋ねのエアコン設置とナイター設備の設置と質問をしていただいておりますが、必要性は全てではありませんが、緊急性または必需的にトイレが最も高いのではないかと思います。一度に全ての整備は財政的に無理が生じますので、今申されましたこと、優先順位を決め、前向きに検討したいというふうに思っておりますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）ただいま村長のほうからご説明等がございました。数等につきましては、課長のほうで調べておりますので、課長のほうが答弁すると思っておりますが、一応ここ数年、行政のほうから、それぞれの課のハード事業等については計画を出すように言われております。その中には、下の2つは当然入っておるわけですが、エアコンまではなかなか我々の要望としてはまだ上がっていなかった状況にあります。特に、あのトイレは50年以上、山西小学校ですね、外のトイレは外のブロックですので50年以上たっておりますので、当然中の便器等は途中で改修が行われているところであります。

我々教育委員会といたしましては、教育施設については、どちらかという要望するほうでございますので、そういった形で一応出しておりますけれども、村長答弁のとおり、やはり自治体によって教育環境、学校施設の環境、かなり違うところは当然出てくるというふうに思います。その中であって、東日本大震災等、もう3年過ぎましたけれども、非常に劣悪な環境の中で勉強している子どもたちもたくさん今も残されているところでありますが、今の現状をどう教育として活用するか、これはまた必要かというふうに思います。豊富な財源の中で、すばらしい環境の中で、そういった形がすばらしいか、この定義も難しいと思うんですが、そういった中で、やはり学校教職員等、その中でやっぱり子どもたちの生活習慣等も含めてルールとか、その辺を今の現状の中でやっぱり教えていくことが一つは大事なかなというふうに思っているところであります。

グラウンド等もここ二、三年前から一応要求としてはしておりますけれども、これもどちらかという保護者のほうからの要望でございました。村長答弁のとおり、やはり優先順位、財源、その他もろもろの中で、我々も行政と一体となってその辺の説明をしっかりとしていかなければならないというふうに思っているところであります。

小学校も、当面非常に問題なのは低学年、1年、2年という形で上げさせていただいております。その中でも、また1年生が非常に少ない部分で、1

年生の外に多目的用のトイレ、シャワーがついております。これは、どちらかというところと特別支援教育対応だったと思いますが、これは外にあるものから、1年1組、2組の外にありまして、使えんことはないですので、これを今のところうまく使ってくれと、洋式ですので、今の子どもたちも、なかなか和式は、洋式は大小両方使えますので、ですから、その辺、2年生になると、ある程度ルールもわかってくるのかなと。1年生はなかなか難しいですので、集中した場合、非常に厳しいところがあるという状況にあります。

いずれにいたしましても、財源も伴いますし、優先順位、村長部局と相談しながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂梨公介君）教育課長、いいですか。

○1番議員（坂本隆文君）お願いします。

○教育課長（塚元利文君）山西小学校の児童数につきましては、昭和49年から平成4年までは大体200人台で推移しておりましたけれども、平成5年度から300人以上となり、平成25年度におきましては、4月当初で367人ということで、少しずつですけども増加しているような状況です。これによって、やはりトイレも生徒数に対して余裕がない状況になってきている状況でございます。特に1年につきましては、男子で大便器が1つと小便器が2つ、女子で便器が2つということで、他の学年に対しまして小便器が1つと、女子に対しては便器が1つ足りないような状況でございます。これによりまして、利用状況によっては、やっぱり不足するような状況が発生しているところでございます。

先ほども、教育長も申しましたけれども、特別支援用のトイレを利用しながら対応していければと思っております。

以上です。

○議長（坂梨公介君）2回目いきますか。

○1番議員（坂本隆文君）質問のほう3つさせていただきました。外のトイレのほうは古いということで、もう50年以上たっているということで、私が小学校に上がる時には今の外のトイレはありました。そのときも、とても古いという感じがしました。それに対応を早急にさせていただくということだけでも大変ありがたいと思います。

また、エアコンのほうですけども、文部科学省の学校に対する環境衛生基準というのがあります。そちらのほうは28度以下を推奨しているのに対し、今の学校の夏場の気温は高く、とても暑いと。28度以上上回っているという日が多いというふうに言われております。村長の話と重複しますけれども、西原村は阿蘇ではありますが、気候で考えれば大津町や菊陽町、益城町に近いというふうに考えております。菊陽町は以前からエアコンが設置してあり、大津町はことしからのエアコンのほうを設置が行われるというふうに

なっております。これはどういうことかといいますと、エアコンで勉強をしやすい環境にするというのも一つありますけれども、学校の中の教室の中、こちらのほうがとても危険な状態だというふうに大津町の議員さんたちは話しておられました。家の中でも熱中症が発生する。これで亡くなられた方もたくさんおられますし、お年寄りの方であれば、お金を使うのがもったいないからエアコンをつけていない。それで熱中症になり、水分をとらなかつたりと。そうやって亡くなられている方もおられます。

学校というものは、管理といたしましては、やはり教育委員会であつたり、その市町村の行政であると思います。西原中学校の教室には、1クラス 30人ほどの生徒が夏場になれば汗をかき、勉強をしています。暑いと子どもたちの集中力が低下するばかりではなく、教師の考える能力も低下し、学力向上心の低下にもつながるとも考えられております。子どもたちは、一日のほとんどを学校で生活しています。それに学生の本分は勉強であります。学校とは、子どもたちにとって大事な場所であり、その大事な場所の生活環境を整えていくのは、PTAであつたり教育委員会、行政であると思っておりますので、ぜひ、子どもたちが安心・安全な、そして健康で楽しい学校生活ができるように、どうか真剣に取り組んでいただきたいと思っております。

答弁は求めません。よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前10時42分）

（午前11時00分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、10番議員、田島敬一君。件数1件、発言を許します。

（10番議員 田島敬一君 登壇 質問）

○10番議員（田島敬一君）おはようございます。

10番、田島敬一でございます。1点に当たりまして、2項目、通告のとおり質問をさせていただきます。

原野山林の乱開発を防ぎ、真に世界農業遺産、それから、これはこれからの話ですけれども、今目指しております世界文化遺産にふさわしい景観をいかにつくっていくかという点でございます。

河原（灰床）地区に、周知でございますけれども、私たちが知らないうちに大変な面積、買い進められまして、山林は切り倒され、何かの施設をつくらうとしているということで、先ほどもありましたけれども、この1年間私たちは行政、議員、議会、それから住民、三者一体で取り組まざるを得ないという、大変振り回された1年でございます。それに関連をいたしまして、やはりあの地域が本当の意味で世界から注目され、また自然が豊かで、人々

が心癒やされる場所になるように、そのような観点から質問をしているわけでございます。

まず、山焼きということで、草原の維持が取り組まれてまいりました。先日も、全村、山がある地域でございますけれども、それぞれに山に登って山焼きが行われました。私も、河原地区のほうでボランティアをさせていただきましたけれども、やはり高齢化が進んでいく時代でございます。私が行きましたところは、比較的斜面が急でない、余り危険性のないところでございましたけれども、それでもかなりな距離を歩いて回らなくてはならないというような状況がわかりまして、やはり高齢化してまいりますと、大変な世帯も出てくるのだということはよくわかりました。

そこで、ボランティアを広く求めるということで、鳥子地区などはボランティア組織を求めてやってこられたとは聞いておりますけれども、しかしながら、それはやはり外部からということで、中には、こう言っては何ですけども、観光がてらとか、余り、軽い気持ちというようなことも見えないことでもないというような話でございましたが、私は、村内にも新興住宅地域高遊を初めといたしまして、万徳あるいは役場の周辺でも点々と新興住宅、新興住民の方々がかなり入ってきておられまして、増えております。

そういった方々も、山焼きで、一方では苦勞しているところをただ見るだけでいいのだろうか。やはり、そういった方々も、例えば私が考えますに、集落と集落、これが提携をいたしまして、この集落は高遊のこの集落とか、そういうふうな形で、お互い同じ村内の住民といたしまして、連帯心、また心の交流といいますか、やはりここは西原村であると。自分は西原村の村民の一員であるというようなことが、そこに参加することによって自覚が生まれてくるのではないのでしょうか。また、あるいは個別でもそれは構わないと思います。この家はこの家とか、そういった連絡網、これをつくるということが必要ではないかと思えます。

それを考えましたのは、先日行われました村内ウォーキングにもかなり新興住宅の地域の人たちが参加されておられまして、歩きながら私も会話をしておりまして、このような西原村にこんな自然が豊かなところがあるとはこれまで全く知らなかったと。これまでは、主要道路通勤で車で行ったり来たりするだけで過ごしてきたけれども、こんな西原村のすばらしい自然があるということを初めて知ったというふうに感動しておられたんです。

そのようなことから、このような人と人とのつながりをつくることによって本当の村づくり、人間づくりというのができてくるのではないかと思った次第です。ボランティアを広く求めるなど、これから先長期的な視野に立った方針の確立ということは、それこそ社会教育ということにもなるのではないのでしょうか。

次に、草原を環境教育と啓発活動としてしっかり位置づけて。

先日、福岡県三潴郡大木町に総務常任委員会で研修に行かせていただきましたけれども、そこで感じたことは、本当にいろんな流れがリサイクル、そしてシステムティックといいますか、「くるるん」いうんですか、という中心的な場所に生ごみだとか、いろんなバイオマス、そういったものが集められてまいりまして、ごみも完全な分別収集が行われておりまして、再資源化しやすい状態で集まってくると。そういった、よくできているサイクルだなと感心したわけですが、よく聞いてみたら、そのアドバイザーとしてなられていた方が、実は私のすぐ近所におられる化粧塚の元区長をさせていただきました田崎順二さんというようなことがわかったわけでございます。やはりトータルな構想というのがいかに大切かなということを感じた次第です。

この一般質問を通告した後に、当局から熊本の中央の事務組合を設立しようかというような文書が回ってまいりました。今ごみ収集といいますと、西原村は益城町、嘉島町と一緒にやっておりますけれども、これがありますと、やはりごみ収集だけ分けてと、それ以外というようなことを、この一般質問では念頭に置いておりましたけれども、そうなりますと、これはもう全部トータルでリサイクル的な発想というのが考えられるチャンスではないかと思ったわけです。

中央広域事務協議会という設置要綱が手元にございますけれども、これにも一般廃棄物の発生抑制、要するに二酸化炭素の発生抑制という課題、それから資源化と、こういうことが所掌事務として挙げられております。こういったこともあわせ考えまして、たまたま、あそこのミルク牧場の前あたりの村有地に再春館製菓が太陽光発電を設置するということが結果的になりましたけれども、これが今全般的な国の流れを見回してみますと、確かに再生可能エネルギーをもって発電をするということは、今全国で取り組まれておりますけれども、なかなかこれが変電所の関係、あるいは送電線、そういった施設的な容量がかなり窮屈になっておりまして、そうなりますと、バイオマス発電だとか、太陽光発電、また小水力発電、さまざまなことが環境教育として考えられますけれども、トータルな発想といたしまして、そういったものが、いざ送電をしようとなると、なかなかうまくいかないということにもなってきたような現状ではないかと思えます。

そうなりますと、自家消費といいますか、電力とは関係ない別の形でエネルギーをサイクルするというようなことが新たな発想として生まれてくるのではないかと思えます。例えば、電気自動車、これの充電設備というのが今度できるというようなことで、補正予算に上げられておりますけれども、これは単なる部分的、一時的なことではなくて、これから先を見越したら、小さな規模で発電したならば、それをできるだけ自家消費にすると。そこに充電設備を置いたら、そこのグリーンロードを走ってくる車や大規模林道を走ってくる車などが、そこを目掛けて充電をしに来るといような一つの拠点

としての役割にもなりはしないかと。

そして、将来のスマートグリッドと申しますか、エネルギーシステムをスマートな形になってくるといふ構想が未来の構想として、よくテレビで紹介されておりますけれども、この車のバッテリーというのは、一旦充電しましたら、これに乗って帰って、自分の家の中に電力としてつなぐと。余った電力はすぐやりとりをするといふ、そういうシステムが今、未来のエネルギーのあり方として考えられてきているときでもあります。そういった、やはりただ単なる太陽光パネルというのは、もう珍しくなくなっております。それではなくて、やはり未来を見据えた、あそこに行ったら何か未来が見えてくるぞといふようなものを、ここのことを幾ら部分的にやるというのではなくて、やはりそれなりの専門のアドバイザー、こういった方をしっかり雇って、意見を聞きながら総合的に取り組んでいく、そういうことができたならば、本当にそれこそ世界文化遺産の阿蘇の入り口ということになってくるのではないのでしょうか。

そして、草原の維持ということに関しましても、森林、これが果たす役割ということもあわせて考えるならば、よく手入れの行き届いた森でなければならぬといふことで、やはり間伐を促進すると。間伐をしたら、その間伐材を生かしてチップにすると。ペレットという形で燃料のサイクルにするとか、そういう仕事生まれる。このようなトータルなシステム、これをぜひ考えてはいかかと思えます。見解を求めます。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）田島議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、原野山林の乱開発を防ぎ、真に世界農業遺産、世界文化遺産にふさわしい景観をつくっていくかと。その中の要旨の1点目、河原の上あげ、下あげ両地区の草原維持には、この高齢化が進んでいく時代の困難性の中、ボランティアを広く求めるなど、長期的な視野に立った方針の確立が必要ではないかといふ、まず1点目の質問でございます。

草原は、阿蘇地域のシンボルでございます。西原村においても、外輪山の一画でございます俵山、冠ヶ岳、一ノ峰、二ノ峰において、草原は村のシンボルであり、文化的景観となっております。その草原を保全するに当たり、輪地切り——防火線切りをしたり、野焼きをして村民、入会権者の力をかりて維持しているのが現状でございます。山林はどこにでもありますけれども、原野草原はどこにもあるわけではございません。この雄大な景観は古来より人々の手によって維持されてきまして、貴重な地域であり、村の宝でもございます。

その昔、草原は放牧したり採草したり、有畜農家にとってはなくてはならない貴重な場所であり資源でもありました。しかしながら、近年の農畜産業

を取り巻く状況は厳しく、有畜農家の減少や後継者不足などと合わせ、高齢化などにより草原の維持管理が危機的状況に直面しております。このような貴重な景観や人々の営み、生活・文化を維持継続するためには、どう対策を講じたらよいか大きな問題と捉えております。

お尋ねの高齢化が進む中、ボランティアを広く求めるなど長期的な方針の確立ということでございますが、その草原を維持保全するには、最近野焼きボランティアの方々が貴重な担い手となっております。現在、西原村でボランティアの方々に支援をお願いしている地域は、議員先ほど申されましたように、主に鳥子・小森・宮山地区であります。本年度も、9日、つい先日、原野火入れを実施させていただきましたが、3地区合計で50名の応援をいただいております。3地区ともそれぞれ高齢化や、あるいは野焼きする場所が危険なところであったり人手不足ということで、平成21年度からボランティアに支援をお願いしているところであります。

なお、宮山地区におきましては、今年度は1戸当たり2名参加を呼びかけ、2名参加された方については、1名分の日当を支払い、人員の確保に努められています。大変御苦労をおかけしたことに感謝をするところでもあります。また、鳥子地区におきましては、輪地切りにつきましても平成21年度当初から毎年40名程度の支援をお願いしております。

このように高齢化や、男性が少ない集落については、ボランティアに頼って輪地切り、野焼きを実施しておりますが、今後はさらにボランティアに協力と支援をお願いしなければならない集落が多くなりはしないか予想され、心配するところでもあります。

そこで、阿蘇グリーンストックに聞いてみますと、現在ボランティアとして野焼き支援活動に登録されている人は約700名であります。そのうち3割が福岡を初めとする県外の方であります。しかし、そのボランティアの方々も高齢化により、作業内容の低減や人員そのものが減少があり、その対策として、今年2月、野焼き、輪地切り支援ボランティアの初心者講習会を2回開催されております。草原についての講習会、火消し棒づくり、実際の野焼き体験等を研修し、野焼き支援活動の参加のできるとされております。

また、阿蘇地域振興デザインセンターにおきましても、現在県立大学では授業の一環として野焼きボランティアに参加をさせていただいており、さらに参加することにより、雄大な阿蘇を理解していただき、阿蘇の景観につながればというふうな形で実施をしております。

今後も平成26年度事業では、九州大学、熊大、福大などを中心に、若年層を対象に野焼き支援ボランティアツアーを開催し、新しい担い手の底辺拡大を図ろうということで計画をしております。

このように危険が伴う野焼きであります。素人ではなかなか参加することができません。やはり講習会等を受けていただいて、野焼き支援に参加をし

ていただいておりますということでございます。このようにボランティアの参加者を拡大することによって、野焼きを継続し、草原の維持保全に努めることにより、議員が言われるように真の世界農業遺産や文化遺産にふさわしい景観が保たれればと思います。河原の上あげ、下あげ地区だけではなく、村全体の原野を対象に草原維持に努めなければならないというふうに思います。

それぞれの団体、関係機関がボランティア活動に力を注いでおられますので、村においても協力するところは協力し、ボランティアに支援をお願いし、草原保全に努めてまいりたいと考えております。

あとは、内容につきましては、また担当課長にも考えがあると思いますので、説明をさせます。

それから、2点目でありますけれども、草原を環境教育と啓発活動としてしっかり位置づけて、福岡県三潴郡大木町が取り組んでいるような全体的、サイクル的な構想が求められるのではないかとすると、見解を求めるという質問でございます。

草原を環境教育と啓発活動として位置づけてのことではありますが、世界農業遺産、世界文化遺産につきましても、阿蘇の草原を利用した認定、あるいは認定に向けて尽力をしているところでもあります。草原環境につきましては、先ほど答弁しましたように、ボランティア活動に助けられながら維持ができる状況であります。西原村だけでも、この前の野焼き、村民合わせ総勢900名もの人員で維持している人工的な草原であります。草原を野焼きもせずに放置しておく、やがて笹やぶりなり、最終的には自然木の森林になりますし、イバラなどの灌木が草原内に侵入することを防ぐため、原野に火入れをし、笹や灌木、樹木の幼木を焼き払うことで阿蘇の草原は千年以上も維持をされてきております。さらには、野焼きをすることにより、原野火災の防止にもつながっておるということでもあります。また、害虫の駆除も兼ねておりますし、希少動植物の保護にもつながっております。事実、鳥子地区の草原には、絶滅危惧種の蝶も生息をしております。

前置きが長くなりましたが、現在見えている草原については、自然の景観ではなく、多くの人々の手がかけられ、守られている草原であることの啓発活動を行っていかなくてはならないと思っております。しかし、啓発につきましては、西原村だけではなく、草原を持っている阿蘇郡市町村全体での取り組みであるかとも考えております。阿蘇草原再生協議会・阿蘇草原再生千年委員会におきましては、パンフレットなどを作られPRをされております。蒲島知事におかれましても、委員会のメンバーでございますし、俵山交流館の萌の里の上の小森原野の草原で開催された輪地切り、私も参加をいたしましたけれども、その作業にも知事も参加をされております。

福岡県大木町のような全体的、サイクル的な構想が求められているのではないかとありますが、視察に同行しました課長、ホームページを

拝見しますと、大木町におかれましては、浄化槽汚泥、し尿、家庭から出る生ごみを回収し、再資源化される施設おおき環境センター（くるるん）とバイオマスプラントを建設されております。事業費を見てもみますと、総事業費11億円という大事業とのことでもあります。

西原村におきましては、現在、議員もご承知のとおり、益城町、嘉島町と2町1村で環境衛生施設組合でのごみ処理、浄化槽汚泥、し尿については阿蘇広域行政組合で処理を行っているところであります。

阿蘇では、一部草原を利用したバイオマスの実験もされているようですが、西原村では、採草できるところは畜産農家の採草地として利用され、小森原野におきましては、酪農家の採草、繁殖牛の放牧地として利用され、宮山牧野、出の口牧野におきましても、3年前より牛の放牧を始めておられる状況にあるのです。草原の草のリサイクルは、そういうことで無理ではなかろうかなというふうに思っております。

また、毎年春と秋に村民総出で実施していただいております道路清掃で出る刈り草につきましても、それぞれの地区で処分場を持っておられますし、ないところにつきましては、村で廃棄場所を確保しておりますので、村としてはリサイクルする施設もプラントもなく、現状のままで当面はいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）関係課長、説明を求めますか。

○10番議員（田島敬一君）はい。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）まず、ボランティアなどの長期的な視野に立った講習が必要ではないかということで、高遊地区の新興住宅地からの人たちもということでございましたが、実際、平成24年4月に、村長も言われましたように研修を受けられた方でも悲しい事故が発生をしております。田島議員ご指摘の上あげ・下あげ地区に限らず、西原村全体の草原維持に関しましては、先ほどおっしゃいましたように、入会権地所有地区の高齢化が進んでおり、防火線切り、野焼きの実施について、平成21年度から阿蘇グリーンストックからの派遣によりますボランティアをお願いしている状況でございます。

西原村においてでもでございますが、日本においては戦後の建築木材などの不足から、造林が進められ、草原でも採草、放牧が困難な急斜面においては植林が進み、西原村でも、以前は俵山の頂上まで焼いていたと聞いております。大変危険な状況であったということをお聞きしております。

それと、化学肥料の普及によりまして、草原の草を緑肥、あるいは堆肥として利用することが少なくなり、また平成になってからは牛肉、オレンジの自由化などにより、子牛の価格、今ある事情によって子牛の価格も上がっておりますが、その当時は子牛の価格も低迷し、繁殖農家も大きく影響を受け

まして、就農者の高齢化もあり、牛の飼育頭数、放牧頭数等も大きく減少しております。また、新しいところでは平成13年に発生しましたBSE、それにより畜産農家も大きな影響を受けております。それにより、かなりの草原が焼失していったのかなと思っております。

しかしながら、阿蘇地域においては、現在2万2,000haものまとまった草原が存在をしております。それぞれの地域で人々が放牧、採草、野焼きといった営みの中で維持をされて続けられてきた、賜物によるかと思えます。そのことが世界農業遺産の認定へとつながったのかなというふうに思えます。

現在、肉用牛、乳用牛生産のための採草地、繁殖牛の放牧地としての利用が主な利用になっておりますが、農家人口の減少や農業者の兼業化、高齢化、過疎化の進行によりまして、放牧頭数の減少、採草面積の減少により、草原の利用面積は減少傾向にあるかと思えます。このため人の手が加えられることによって、これまで保たれてきた阿蘇地域の草原を持続的に維持し、利用することが年々困難になってきている危機に直面しております。本村においても約1,500haもの草原が存在しておりますが、草原の維持管理については本村も同様で、入会権所有者の地区の過疎化や高齢化などにより、年々維持が難しくなっております。

そのような中でも、議員も3月の野焼きに参加されたということで、各地区の区長や管理者の申請によりまして野焼きを実施しているところでございます。野焼きは本来、昔で言いますと害虫駆除、マダニが牛について病気になったりしておりますので、また、マダニは草原に生息しまして、牛にもですが、人間のほうにも、ご承知かと思えますが病気になったりします。それを駆除するという意味もありまして、村長も申されましたように山火事のほう、以前相当、2月から3月にかけて週末、大変山火事が多かった時期もございます。

質問にありました上あげ、下あげ両地区の草原維持問題につきましては、現在、上あげ地区及び下あげ地区におきましては、灰床地区の野焼きが実施されておりますが、上あげ地区については採草のほうも行われております。今後、高齢化、人手不足の問題については、本村全域の課題となってきております。村長も申されましたが、草原の持つ多面的機能の維持をしていく上でも、野焼きは欠かせない作業でございます。一応阿蘇グリーンストックへのボランティア等の協力をお願いしながら進めてまいりたいと思えます。新興住宅地の方も研修を、派遣される場合、ボランティアの方は必ず、村長も申されましたように研修をやっぱり受けられて参加されます。ちょっとした手伝いでは、なかなかできないというふうに考えております。

また、野焼きが困難な箇所及び野焼きがしにくい箇所については、熊本市の百年の森植林事業を活用しまして、平成21年度から平成25年度までの5年間で約37haの植林を行いながら解消しているところでございます。今後も、

平成26年度から平成30年度までの5カ年で熊本市によります水源涵養の植林を計画しております。平成24年4月に発生しましたボランティアリーダーの死亡事故が二度と起こらないためにも、危険な箇所などについては、熊本市あるいは企業との連携により水源涵養林を進めるならと考えております。

また、広報西原、熊日新聞の記事でも紹介をされておりましたが、阿蘇草原再生協議会による募金活動にも産業課職員、小森原野組合、宮山、出の口牧野組合、それから鳥子囑託からも萌の里での募金活動には参加をいただいております。そのほかにも、阿蘇の大観峰、熊本市のアーケード街などで行われた募金活動にも参加をしております。その募金の一部が草原維持管理のためボランティア活動にも使用をされておりますし、草原再生協賛商品として、缶、ペットボトル1本につき販売金額の10%が阿蘇草原再生協議会への支援金となります自動販売機を、阿蘇郡では2番目に西原村の構造改善センターに設置しております。

ちなみに、西原村へのボランティアへの参加人員は、平成21年度から平成25年度、今年3月の実施の野焼きまで、阿蘇グリーンストックから2カ所の原野の防火線草刈り作業に延べで224名、3カ所の野焼きにつきましては延べ222名、計446名の参加をしていただいておりますことを報告しておきます。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）2回目結構ですか。

○10番議員（田島敬一君）山焼きや輪地切り、大変危険なところもあるということで、今、平成24年4月に研修を受けた人でも事故があったということをおっしゃいました。確かに研修をみっちり受けるということもいいかと思えますけれども、入門編のこの部分については、大変易しいというようなところもあると思いますので、そういったところに村内の新興住宅地の新住民の方々には、入門編として、まずは来てもらって、それからグリーンストック研修を受けてみようかなというような流れになってもいいのではないかと思います。いきなりグリーンストックに行ってくださいと言っても、なかなか腰が重いんじゃないかというふうに思うわけでございます。

それから、環境教育、エネルギー的、全体的なリサイクル、この項目ですけれども、確かに今いろいろな事務組合に参加しております、実際、それは稼働しております。ですから、いきなり大木町みたいに11億円もかけてというようなことはとてもとてもできませんけれども、幾らかなりとも、やはりこれから先を見通して、このようなエネルギーのリサイクルの方向に小規模でも、啓発的なものとして、そこに何らかの形をつくるということも考えていいのではないかと思います。何しろ、太陽光パネルというのは、あちこち車を走らせていまして、西原村の周辺でも、ここにもできたな、ここにもできたというようなことで、全く今では珍しくないものになってしまいました。だから、同じような珍しくないものではなくて、やはり未来型、未来

はこんなふうになりますよというようなことを、コンパクトでもいいですから、単に村主導でやるというだけではなくて、さまざまな企業もごいますから、協力いただいてするとか、そういうことで、できるだけ、あそこの灰床地区に大変問題のある新興宗教団体が何らかの建物を建てようかとしているというようなときに、やはり人がその周辺に集まってきて、動線をつくって自然のうちに目を光らせるというようなことで、心理的に変なものは建てられないようなふうにしていくというのもいいのではないかと思います、その辺いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）まず、新興住宅あたりの方々を野焼きのボランティアとしてするならばというようなお話でございましたけれども、田島議員は野焼きのほうには参加はされておるですよ。我々も若いときから山焼きには行っておりましたけれども、命がけですものね、山焼きというのは。場所次第では本当に命をかけてせんといかんようなところもごいます。生半可で参加されると、平成24年にありました、先ほど課長が申しましたように、講習を受けて熟練された方でも、そういった事故に遭うというようなことでありますので、安易にそういった方々を山焼きに参加していただくのはいかがなものかなど。命にかかわるような事態が起きはしないかというふうに思っております。なかなか厳しいんじゃないかなというふうに思います。

それから、太陽光あたりの話がございましたけれども、村は村として、太陽光発電ということで補助金年間360万円ですか、出してやっておりますし、小学校、あるいは焼却センター、保育園といったところにもそういった施設をやっております。先ほど、電気自動車のことも充電のことを申されましたけれども、萌の里にも急速充電ということで設置をするようになっております。向こうのほうから全て設置をなされるわけでございますけれども、村につけるのは時間がかかる充電器と。萌の里は急速充電器ということで設置をするようになっております。

それから、太陽光はどこにもあるという話でございましたけれども、もう珍しくない。いや、珍しい、珍しくないんじゃないんですよ。やはりそれによって、とりわけ自然エネルギーを取り込むかということでありますので、太陽光が一番利用しやすいとか、取り組みやすいから太陽光が一番多いということでありますので、珍しくないからほかのがいいんじゃないかという問題じゃないと思います。

以上です。

○議長（坂梨公介君）3回目まとめてください。

○10番議員（田島敬一君）ありがとうございました。

私が申し上げたいのは、全国に、大木町もそうでしたけれども、幾つかの自治体では、研修を受けるというので順番待ち、また何曜日と何曜日という

ふうに研修に来ていただく曜日を決めていて、それ目掛けて、年間では何千人という人が来られるとか、そういうふうに通整理をするぐらいな自治体も出てきておまして、先日「地方議会人」という冊子を見ておりましたら、政策観光という言葉が出ておりました。いろんな形の観光というのがありますけれども、先ほどもボランティアツーリズムという言葉も出てまいりましたけれども、やはり政策観光、政策ツーリズムといえますか、こういったことが西原村が提唱できるように、同じ阿蘇郡でも、阿蘇町が県内では水俣市に続きまして、環境についての自治体だというようなことで認定されたそうでございます。西原村にはこういった政策がありますというようなことでの観光、これがエネルギーの分野で考えられはしないかというふうなことで申し上げてまいりました。

ぜひ、今後の課題としていただきたいと申し述べまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩いたします。

（午前 11 時 45 分）

（午後 1 時 00 分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号 4 番、7 番議員、林田直行君。件数 1 件、発言を許します。

（7 番議員 林田直行君 登壇 質問）

○7 番議員（林田直行君）7 番議員、林田でございます。

通告していただきましたように 1 件についてご質問いたします。

今回の質問は、地域福祉についてということで、3 点ほど質問いたしますが、この質問に至った背景は、昨年 9 月に議員研修で長野県泰阜村で高齢者福祉について勉強したことがもとでございまして、その福祉理念、在宅福祉三原則に向け事業計画を立て、取り組まれた成果に感銘を受けたことにもあります。

今後、高齢化社会となったとき、福祉サービスなどに不安を抱く一因もあります。また、厚生労働省も昨年 9 月に介護の必要度が低い要支援 1、2 の高齢者向けサービス予防給付を平成 29 年度中に市町村事業に完全に移行させる方針を掲げられております。

そうした中で、まず 1 点目としまして、高齢者の増加が予想される平成 26 年度の当初予算に包括支援センターは事務所の設置を予定されているが、社会福祉協議会との運営連携は、組織としてどうされる予定なのかという質問です。

これにつきましては、包括センターの業務マニュアルをちょっと読ませていただきまして、包括支援センターの目的とは、地域包括ケアを実現されることにあるとされております。ケアが必要な主な理由としての背景としまし

て、まず初め、1、少子高齢化があり、高齢者人口は団塊の世代が65歳以上になるのが平成27年、75歳以上になるのが平成37年とされ、高齢化がピークになると見込まれているそうです。そういうことから少子高齢化が進み、2番目に要介護支援、要介護支援などが認定者の増加がふえ、単独及び高齢者夫婦世帯の増加、認知症高齢者の増加、また家族機能の低下、地域の相互扶助の弱体化、それにニーズの多様化などが挙げられます。つまり、包括センターは、地域住民が住みなれた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行い、地域包括ケアを実現するための中心的な役割を果たすものとなっております。

包括ケアシステムの構築、これは市町村の責務でもあり、ケアシステムの構築及び機能させるためには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などがチームとなって活動し、地域住民とともにネットワークづくり、コーディネートを行うものです。

また、次の機能を果たすことが期待されております。

1番目、地域のネットワーク構築機能、2番目、ワンストップサービス窓口機能、3、権利擁護機能、4、介護支援専門員支援機能となっております。先ほど述べましたように、現在西原村においては役場の住民課の看板には包括支援センターと書いて名はありますが、実際的には動いていないようでございます。社会福祉協議会が委託を受けて地域支援事業に当たられると思いますが、今後、行政における活動はどうしておられるのか、事務所の設置のもと、組織運営はどうされるのか伺います。

第2点目としまして、老化、病気などで家族介護ができなくなり、施設や病院に入所希望が多くなっている。国民年金受給者では入所が困難なので、今後の在宅福祉の支援策はあるのかについてですが、先ほど触れましたように、少子高齢化や世帯の縮小化に加え、主に介護機能を担ってきた女性の就業率の増加や社会価値の多様化などにより、家族の経済などの機能低下により入所を希望する人が多くなっております。現在、国民年金支給額は大体月額6万5,000円ぐらいと思いますが、老人ホーム、介護施設などにおいては、費用、介護レベル、認知症などの受け入れ状況、介護保険の適用、入居難易度、住居スペースなどで受け入れ施設も大変変わってまいります。社会福祉法人や自治体などによって運営されている公的な介護施設として特別養護老人ホームもありますが、これも国民年金受給額では足りず、在宅を考えざるを得ないと思われるが、支援はどうなされるかお尋ねいたします。

第3点目ですが、高齢による認知症の内臓疾患により身体障害者になる人が増加すると予測されます。地域センター内の受け入れ障害者施設の増設はどう考えているのかということで、障害者福祉は身体、知的、精神に障害を持った人に対して自立を支援する福祉サービスであります。施設サービスとしては、日常生活が自らが行えるようにする地域生活支援事業、就労移行支

援、ピアサポートなどがあります。本村においても、障害者地域活動支援センターたんぽぽハウスがあり活発に活動されていますが、施設が手狭になってきているのではないのでしょうか。また、総務委員会で検討し、お願いしたはらっぱの家の対応はどうかされているのか。

以上3点お伺いいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

まず、今後高齢者の増加が予想される、平成26年度の当初予算に包括センター事務所の設置を予定されているが、社会福祉協議会との運営、連携は、組織としてどうされる予定なのかという質問でございますが、確かに平成26年度当初予算で老人福祉費の工事請負費、備品購入費として463万8,000円の予算を提案させていただいております。先ほどご指摘のとおり、今までは役場住民課で課長をセンター長として看板がりましたが、平成27年度をめどに社協に委託の予定で今準備を進めております。

包括支援センターは、要介護状態にならない予防対策や地域の高齢者の身心の健康の維持、保健、福祉、医療の向上や生活のために必要な援助、支援を包括的に行う機関であります。今回予算を提案させていただいておりますが、当面はプレハブでの事務所を設置したいというふうに考えております。

包括センターは、社会福祉士、ケアマネジャー等で構成し、社協と行政と相互に連携・協働し、情報の共有や業務の実施体制に配慮し進めてまいりたいというふうに考えております。

あと詳細につきましては、住民課長よりご説明をさせます。

2番目でございます。

老化、病気等で家族介護ができなくなり、施設や病院に入所希望者が多くなっている。国民年金受給者では入所が困難なので、今後の在宅福祉の支援策はあるのかというお尋ねでございます。

在宅福祉の支援という大変難しい質問であります。在宅介護となりますと、親を子どもが介護と、あるいは夫婦のどちらかが介護が必要な場合は連れ合いが介護をとった事例が多いと思いますが、病気での自宅介護は、治療ということを考えますと、急に病気が悪化したり、治る病気が悪化したりということも予想はされると思われまます。お年寄りの介護につきましては、認知症や老化現象で動けなくなったりとかは、在宅介護を受ける方も安心して自宅がいいかもしれません。ただ、家庭の中で皆が仕事等で勤めておられる場合、誰かが仕事を休まなければならないという、その家庭内の経済的な事情もあります。でも、多くの方においては家庭で介護されており、今年のおぎく祭りでも、長年の介護者に対し4名の方を表彰させていただいております。全ての方がお母さんの介護ということでありました。

別な考え方からすれば、これが本来の姿ではなかろうかなという思いもするところでもございます。

支援策ということですが、現在実施している内容等については、これも後で担当課長のほうから説明をさせます。

3番目でありますが、高齢者による認知症の内臓疾患等により身体障害者になる人が増加すると予想されるが、地域活動センターの受け入れ、障害者施設の増設は考えているのかという質問内容であるかと思えます。

誰でも病気になりたくて病気になる人はいませんが、現在の社会、食文化の変化や、あるいは社会生活でのストレス等で病気になる人が増えております。そのことによって身体に障害を持つ人もおのずと増加すると思われまます。お尋ねのたんぽぽハウスの施設が手狭になってきているのではないかという質問内容ですが、たんぽぽハウスと今いろんな事業に取り組んで、通所されている障害者の方にやる気と勇気と元気を与えるため活発に活動されております。私も何回も行きましたが、ご指摘のとおり少し狭い感じもいたします。福永理事長、上村施設長から何も相談はまだあっておりませんが、増設したいという話があれば受け入れる用意はございます。

例えば、これは教育委員会と相談しなければなりません、たんぽぽハウスの東側に隣接しているALTの住宅がございませす。ALTも、あそこ周りには家はございませす。夜間の安全面を考慮するならば、近くのアパートを提供し、住宅を改修し、たんぽぽハウスの事業所として利用できないかなというふうな思いもするところでありませす。この問題、いずれにしろ、たんぽぽハウス事業所の問題であり、考えでありますので、要望があれば対応したいというふうにて考えております。

これについては、補助事業等もあり、内容については、これも担当課長よりご説明をさせませす。

以上です。

○議長（坂梨公介君）住民課長を求めませすか。

住民課長。

○住民課長（片島信幸君）それでは、丸ポツの1、2、3について順次お答えさせさせていただきます。

まず1点目の社会福祉協議会との運営、連携は組織としてどうされる予定かということてございませす、先ほど村長のほうからもありましたように、当初予算で、プレハブではございませすが一応設置の予定はさせさせていただきます。平成25年度の当初予算で包括支援センターの委託料を計上してあります。予算要求の段階では、配置すべき職員の当てはあったということてございませすが、平成25年度3月の定例会前後であったとは聞いてありますけれども、配置の予定者から断られたということてございませました。平成25年度に私が住民課長を拝命してから、その内容を聞いて、募集ということて対応

はしてきたわけですが、なかなか応募はないということで、ハローワークにもお願いをすることで検討はしたんですが、厳しい状況であったために、予算を組み替えて事務所整備をじゃ先にしようかということも考えました。ただ、人件費相当の委託料であるということですので、目的外ではないかということも考えまして、やむを得ず減額補正というふうに至った次第です。

大事な税金を1年間とうとう執行ができなかったと、非常に残念ではあったんですが、もうやむを得ず全額を減額した次第でございます。現在では、一応1名予定者がおります。そういう状況であります。

それと、平成26年度の当初予算で今回提案させていただきますけれども、施設の整備事業費、先ほど村長が申しましたように四百数十万円計上させていただいております。これは、直近で包括支援センターを委託されているのが阿蘇市でございます。平成25年5月ごろと聞いております。そちらの委託された経緯、経緯とかは必要ないかもしれませんが、今後の運営の方法、我々が今後事務のほうと、受け手側と出し手側とその辺の問題点を一応本年中に整理して勉強させていただくことも計画しております。平成27年の4月から実働できるように今検討をしているところでございます。

また、広報西原の3月号にアンケート調査についてのお知らせを、たしかごらんになっているかと思えます。この封筒が対象65歳以上の方のところには届いています。これは私の母宛ての分です。このアンケート調査につきましては、介護保険についてどのような支援やサービスをどれくらいの方々が必要とされているかということ調査分析し、今後の西原村介護保険の方向性や平成27年から平成29年におけます第6期の介護保険事業計画を作成するための基礎資料とさせていただきます。

その中で、地域ケア会議等を設置するということもしなければならないと思います。その会議の中で、このアンケート調査をもとに今後の高齢者の方々の個別的な課題とか社会基盤の整備とかを同時に進められるような地域包括ケアシステム等の構築等もやっぱり検討していかなければいけないのではなかろうかとは思っています。

1点目については以上でございます。

それと、2点目が在宅福祉についての支援策はあるかということですが、やっぱり在宅福祉というのはかなり厳しい、村長も申したように、厳しい面があろうかと。過去は、以前は当然やっぱり自宅だというのがほとんどだったかと思うんですが、昨年、泰阜村で保健師の話を聞かれたときに、やはり最初は相当抵抗があったと。なかなか解決方法はなくて、一生懸命に説明をして今の状況に至っていると。やっぱり最初からなかなか理解はしてもらえなかったということもおっしゃっていたかと思えます。在宅となれば、相当介護の担い手といいましょうか、その方々の負担というものも相当あります

ので、一般会計のほうにはなかなか見られても載っていないかと思います。介護保険の特別会計のほうに、一応県の補助事業として家族介護の支援事業とか寝たきり老人等の介護者手当事業とかを一応計上はさせております。額面のほうが家族介護の支援事業については約40万円ほどであったかと思えます。寝たきり老人の介護手当等についてが、はっきりとした数字をここに記載し漏れましたので、例年100万円程度であったかと思うんですけども、もし違うようであれば、また後で訂正の報告をさせていただきたいと思えます。特別会計では一応そのようなことでの、わずかなものなんですけど、そういうことの取り組みを今しているというところがございます。

それと、3点目の地域活動支援センターの受け入れ、障害者施設の増設は考えているのかということでございます。

たんぼぼハウスの施設が手狭であるということなのですが、村長の先ほどの答えの中では、ALTの住宅を改修して、たんぼぼハウスの事業所として利用できないかと思っているという、村長も申しておりましたけれども、これは教育委員会とも協議は当然必要になります。まだ任期が来年の8月までぐらいあったかと思うんですけど、住民課としましては、熊本県の補助事業で「地域の縁がわ彩り事業」がございます。これにつきましては、地域の縁側とか、それとかデイサービスやお泊りサービスなどの日中や夜間にも利用できる共生型の施設整備も補助対象になっております。これの補助事業、事業主体となるのが民間の団体になってきます。市町村ではなく民間の団体で社会福祉法人であったりNPO法人等が事業主体となります。

さっき言いましたふれあいホームとなりますと、事業費補助率としましては3分の2以内で上限250万円という補助制度がございますので、これが利用できて、施設等の整備ができれば、その増設ということも可能ではなかろうかと思っております。

それともう1点ありましたですか。はらっぱの家ですか。

このはらっぱの家につきましては、昨年たしか委員会付託があつて、6月の定例会にその委員会の報告がなされたと思えます。そのときには、今後の、その中であつたものでは総合体育館の建設の際に用地、施設等の配置もあわせて検討してもらいたいと。総合的な福祉行政を計画してもらいたいと要望するということの報告が最後の締めになされておりました。

住民課としては、どのように対応していくべきかということ、これは住民課だけではなく、はらっぱの家は今現在西原村の施設を借りておられるということで、平成28年度、平成29年3月までが一応期限でございます。その中で、今後どうするかということなんですけど、やっぱりそれぞれの法人として設立経緯とか活動の思いとかもそれぞれにお持ちであると思えます。いきなり一緒というのは、やっぱり厳しい面があるかということもありますので、その期限内に幾度となく打ち合わせを行いながら、緩やかな統合を目指して、

それに向けて仲人的な役割やきっかけづくり等で行政がその辺をサポートする形をとっていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）2回目の質問。

○7番議員（林田直行君）ありがとうございました。

たんぽぽハウスさんのほうは要望があればやる用意があるというような意見をいただきましたので、ハウスのほうの上村さんのところに行って尋ねれば、やっぱりそういう意向がっておりますので、一応連絡をしていくならと思っておりますので、そのときにはよろしくお願いいたします。

先ほど、包括支援センターのほうには一応職員を置かれるというようなことをお聞きいたしまして、またアンケート調査をもとに地域ケア会議をされ、ケアシステムを構築されるというような返答を伺いました。冒頭述べました長野県泰阜村に少し触れますが、先ほど感心しておるということをおっしゃいましたが、ここでは一応かいつまんで紹介しながら、その後質問したいと思いますが、地域福祉の係長さんがおられまして、この人が包括センターを専門にされております。高齢者、障害者、弱者、帰国者、生活保護などの福祉を専門に働いておられる方でございます、初めから熱心にやられておる方でございます。

なお、うちはちょっと調査不足ですが、保健師を、健康衛生や健診などを受け持つ保健師と福祉専門の保健師に分けておられるそういうでございます。また、話の中で、昭和59年に診療所の医師から高齢者福祉の事業や医療のあり方などについていろいろな提言があり、各所で議論や村へのアンケート、学習会議などを経て、重ねて在宅福祉事業を推進したということに至ったということを説明を受けております。

そうした会議の中で、福祉の理念として挙げられまして、先ほどありましたように、村長も言われておりますように、社会の発展、村の発展に尽くした高齢者に幸せな老後と最期を提供するのは、行政の責任、使命、村の責任であるということ強く思っておられまして、いろいろ医師の提言のあたりをここでちょっと述べてみたいと思いますが、昭和59年に診療所の医師の方が来られまして提言されたのが、老いること、障害を持つこと、病気にかかる、死ぬことは避けられないと。老いに対して医療は限界である。高齢者を支え救うのは福祉であるということで、前までの保健や医療分野では、人は元気で長生きすることのみがすばらしいというような考え方が主流でありまして、特に保健分野は検診に明け暮れ、老化、病気、そして死からは少々目を避けるような傾向があったという状況であり、大分苦勞をされたということをお聞いております。

そのような基本理念で村がその責任者で、今後老人を見るのは責任者であるという理念を持っておられまして、その理念のもと、福祉の三原則を掲げ

られております。1つは、ノーマライゼーション。これは横文字で私ははっきりわかりませんが、大体障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々——弱者ですが、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方のもとにできた言葉です。

次に、第2に自己決定。これはどこでどのように暮らすか、どのように人生を終えるか、これはみずからの決定を認め、行政が応援するというところでございます。

第3、社会参加。残る能力を生かし、人生をいかに豊かにできるか、地域社会へどう参加するかを考えるということで挙げられております。

以上のような三原則のもとに、いろいろと事業を行われまして、その中で一番特色のある泰阜村の在宅福祉の特色としまして、一番初め必要なサービスは十分に提供するというで、これは村が独自の負担をすと言いましたが、介護保険の限度超過分の全額を村が負担するというで、それにもう一つは、介護保険利用料の利用自己負担分の6割を村が負担をする。高齢者医療費負担の増ということで、一応泰阜村は診療所がございまして、診療所受診負担、1回500円のみでいい。月4回まで負担をす。大体2,000円まで個人が負担をすということで、以後自己負担は村がみんなすということで、それから受診送迎は無料となっているということで、私たちのところでは全部介護者に任せるといようなこととございまして、村がその分は肩がわりをすといようなことをやっておられるといことに1つ大変特色がありました。

もう一つ、電話1本でサービスはタイムリーにといことでありますが、これは職員の、今までは部署内の連携不足や現場と役場といいますか、その意識のずれがあり、スムーズに事業が進まなかったといことでありました。そこで、保健福祉グループを立ち上げまして、その機能を診療所に集中し、医師、保健師、看護師、ヘルパー、村の福祉などが1つの屋根で情報を供給しながら、タイムリーに事業を進めるといことでございまして、電話があれば何も書類申請も要りません。面倒なのは要らない。困ったときにはすぐ対応いたしますといようなこととございました。

もう一つは、ひとり暮らしでも終末まで在宅を継続する支援といことで、これは先ほど申しましたように、村の診療所がございまして、これが24時間介護といいますか、在宅の介護、看護、医療の提供ができるといことで、医療機関があるといことでやっているといようなこととございまして。

そして、そのようなことから、我々の今度包括支援センターが、先ほど事前に申し上げましたように使命が大分あると思っております。その中で、泰阜村の現場を支えるスタッフが現在では包括支援センターが保健師1名、これは先ほどの説明をしていただきました係長さんが兼ねておられます。それから、訪問看護師1名、訪問介護士1名、主任ケアマネジャー、これは社協

から兼務で1名で包括センターにおられ、あとは役場が、先ほど申しましたように地域福祉係、保健福祉係で、地域福祉係は兼務でございますが、保健福祉係が2名、それに診療所が医師1名、看護師2名となって、それを実動部隊といいますか、動いて、ほかの介護福祉、介護あたりなど福祉事業をやっておられます泰阜村社会福祉協議会とともにお互い常に連携をとり合っていておられるということでございます。

こうしたことから、包括支援センターの事務所設置に当たっては、先ほど村長も、連絡をとり合いスムーズに円滑なことをやると計画していると言っておられますが、大体人員的といいますか、その人間はどれくらいの計画をされているのかお尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）人員はということでございます。高齢者の方々、西原村、戦後を支えて西原村をこれまで発展させてきた功労者でもございます。その方が80代、90代といった方ではなかろうかなと思います。私どもも、戦後生まれということで、65歳を過ぎたところでもございますけれども、そういった方々に対して、我々今おる者がどうやってどうすればいいのかということではなかろうかなと思います。

包括支援センター建設するというか、プレハブということで申し上げておりますけれども、今団塊の世代があと10年すればほとんどの方が75歳以上になるということで、あそこに通所に来られる方も増えるということで、社協の建物も手狭にはなりはしないかというふうに思っております。今後、そういったことも視野に入れて、増設もしなければならぬということにもなるかと思っております。ということで、プレハブで当面对応させていただくならばといったことでおります。

人員はということでございますけれども、あそこにプレハブの建物をつくれますけれども、主任ケアマネジャーと社会福祉士、それと介護保険加入者の方々が2,000名を超えれば保健師もつけなければならないということでもあります。保健師は、ことし1人やめて1人採用になりまして3名今おります。そうなれば、今1,800名ぐらいでございますが、あと年間に50名ぐらい介護保険の方がふえるということで、もう四、五年後には2,000人を超えはしないかというふうに思っております。そうなれば、絶対保健師はつけなければならないということでもあります。今保健師の仕事、いろいろとしていただいておりますけれども、保健師は保健師なりに頑張っているというふうに思っております。見方によってはいろんな意見もございますけれども、それなりに保健師3人で頑張っておるということでございます。

その中で、まだ保健師を向こうのほうに1名出向しなければならぬという事態になれば、保健師もう1名採用しなければならぬんじゃないかなというふうに思っております。そういうことで、3名体制で事務的な問題

からしていただくならばというふうに思っております。

以上です。

○7番議員（林田直行君）一応3名という考えを持たれているという、これはもう初めからというような感覚でございますが、さっき4年後が2,000人となりますが、初めから3名というような形で。

○村長（日置和彦君）社協のほうに委託しますので、社協と相談しながら、当初は2名でいいなら2名と、社協のほうと相談しながら進めていきたいと。そして、その中で人員不足であれば、保健師は村から向こうのほうに出向というような形でやりますので、向こうのほうで、社協のほうで3名要るとなれば、私も社協のほうの会長しておりますので、そこら辺は話しながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（坂梨公介君）まとめてください。

○7番議員（林田直行君）できますならば、当初から3名の体制で、先ほど泰阜村を何度か紹介しながら言いましたが、やはり一番初めからそういう人たちがあって、誰かリードマンというか、リードする人があってやっていかんと、こういうよその包括センターあたりの資料を調べますと、一番頑張っておられるというか、成果が上がっているのは、やっぱり福祉、地域福祉課というか、そういう人たちが保健師さんですね、もとは、そういう人たちが一生懸命になってやっているところが成功しているというか、よい方向に向いているというのを今回調査したところでは大分あります。ですから、できれば一番初めから、先ほどアンケートもあるとありましたが、そういう内容の初めからわかって計画をできる人が一番今後の運営上よくなるんではないかと思っておりますので、大分財政的には厳しいかとは思いますが、そのほどよろしく願いしまして……

○議長（坂梨公介君）要望ですか。

○7番議員（林田直行君）やってください。要望。

○議長（坂梨公介君）答弁求めますか。

村長。

○村長（日置和彦君）福祉というものは、なかなか奥が深うございます。泰阜村、私は行っておりませんが、うちの課長も行っておりますので、その辺の内容を確認しながら、また進めていきたいというふうに思っております。

要望に応えられるかどうか知りませんが、頑張ってます。

○7番議員（林田直行君）質問を終わります。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午後 1時43分）

（午後 2時00分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号5番、4番議員、西口義充君。件数1件、発言を許します。

（4番議員 西口義充君 登壇 質問）

○4番議員（西口義充君）4番議員、西口でございます。

村の農業振興についてお伺いたします。

平成26年度農林水産省予算の主な内容は、農地中間管理機構の整備、経営所得安定対策事業の見直し、日本型直接支払制度の創設を主な柱として、農業構造の改革をさらに加速させるものとしています。農地の中間管理機構は、農地の有効利用の促進や担い手の農地利用の集積、集約化を進めることを目的として創設されます。経営所得安定対策の見直しについては、米の直接支払交付金を縮小し、麦、大豆等主要品目についての交付を主体とする内容に変更されています。あわせて、日本型直接支払制度の創設では、農地・水保全管理支払交付金の組み替え、中山間地域等直接支払交付金の継続等々とされています。

国は、今後10年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現するとうたっており、前に述べた平成26年度予算は、いずれもこの改革を実現する具体的政策となっています。

一方、本村の農地について見てみますと、2010年農林業センサスでは、田が246ha、畑455haとなっています。そのうち補助制度の実績は、田が110ha、畑162haで、田の整備率は45%、畑は35%、田畑合計で39%に満たない整備率にすぎません。平成26年度から日向・葉山地区の圃場整備が計画されていますが、それ以外で整備可能な農地はほとんど当村には見当たらない状況と考えられます。国が進めようとする担い手の農地の集約化は、大区画の圃場を前提にしたものであり、到底本村の農地の状態では実現できるものとは考えられず、中山間地域での農地の荒廃が加速することは容易に想像できるものです。国の政策に準じた政策のみでは、今後中山間地域の農地の活用の糸口は見出せないと言っても過言ではないと考えます。

現在、西原村の中山間地域で農業をされている方々の年齢を見ますと、高年齢の方々が栽培管理されていると思います。そのような中で、今後の農業の担い手は、中山間においてはだんだん少なくなる、または農業をやめることになるのではないかと思いますし、また時間とともに多くなるのではないかと思います。

中山間での後継者不足はいたし方ないかもしれませんが、近年定年退職後に就農される方々も多くなっているようでございます。もともと西原村は農業を基盤とした産業でもあります。地産地消を進める上でも、農業者の人材確保は大切な作業だと思います。今退職者年齢も会社によってだんだん若くなっているところもあります。第二の人生で農業をやって生活の安定を図っていこうと思っている人も少なからずいると考えられます。この村で現在農

業で頑張っておられる方々、70歳以上の方がたくさんいます。今から、定年から始められても十数年は農業生産と地域への貢献ができると考えられます。西原村の食を守る意味でも、このような方々をいろんな面で支援するのもぜひとも必要なことと思っています。

先月、福岡の視察研修先、大木循環センター、先ほど田島議員もお話しになったと思いますけれども、その中の環境課長のお話の中で、農協が支援している事業で雨よけハウスで10a当たりアスパラの生産で300万円ほどの収入を上げている人たちがいるというお話の中で、町の職員をやめてまでも農業を始められた方もおられるということでびっくりいたしました。狭い農地でも収入が上がるのは魅力ある農業と思います。販売先も確保されて安定した収入を持たれている成功例ではなかろうかと思っています。

また、女性だけで農業法人モアハウスをつくって、シメジ栽培等をつくって6次産業でありますつくだ煮とか販売されているというようなことで、女性の方々も法人をつくって頑張っているようでございます。

西原村でも、狭い農地で今収入を上げようとホオズキ栽培を進めている生産者の方々、話を聞きますと、日本一を目指して頑張っておられます。しかし、販売先の確保が難しいというようなことで、このように前向きに農業に取り組んでいる方々に、行政が一緒になって手伝うことも大事な仕事ではないかと思っています。いろんな形で行政ができる支援の方法があるのではないかと思っています。いかがなものでしょうか。

このような状況を踏まえ、村の農業振興について、村長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（坂梨公介君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）西口議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

農業振興についてということで、10年後の西原村の農業の担い手の育成、後継者不足、退職後の就農者への村独自の支援についてお伺いしたいという内容の質問であるかと思えます。

西口議員におかれましては、村の基幹産業であります村の農業の将来を考えての質問かと思えます。

10年後と言わず5年後、二、三年後でもこのことが心配されるころでもございます。平成26年今年2月に年間4億円は売り上げておる俵山交流館萌の里の大谷社長が役場に来られ、出荷者が高齢化しておると。出品野菜、加工品が不足ぎみになっているということで、新規に出荷できる人を募集したいということで、産業課のほうに相談がっております。また、年間3億円以上の販売がありました村の特産品であります甘藷部会におきましても、年々生産者が減少しており、さらには甘藷の洗浄機も老朽化しており、これ以上の生産者の減少は食い止めるためにも、平成26年度の予算におきまして、県

にも補助金をお願いし、村としても補助金を考えて予算措置をしているところでございます。

農業の担い手の育成、後継者不足に関しましては、村独自の支援として西原村担い手育成総合支援協議会が平成22年度より、毎年度若手農業者に対して農業生産法人等に研修や農の6次産業化の先進地研修などを行い、幅広い視野を持った農業後継者ができるように今後も継続していく予定としております。

平成26年には、JA阿蘇西原支所に青壮年部が立ち上げられ、若手、担い手農家と行政との対話集会、ボランティア活動、研修等、地域の活性化を目的に積極的に活動を行っていることから、村としても農協と連携をしながら、活動のバックアップや促進支援を考えているところでもございます。

ことしの1月23日の午後6時から、役場大会議室におきまして村長との対話集会を実施したところでございます。もちろん産業課、経済係からも出席し、若手農業者と活発な意見交換会をしたところでもございます。それから、村独自以外でも国や県の補助金事業を活用し、新規就農者や担い手農家への農業用機械施設等の導入も行っております。

まず、青年収納給付金として平成24年度より事業が始まり、補助内容としましては、就農5年以内の新規就農者に対し年間150万円、夫婦で営農される場合は150万円の半分をプラスして225万円、最大で5年間給付可能な国庫補助事業であります。西原村では、対象者6経営体、8名、2の方が夫婦でありますので、対象者は6経営体でございます。8名の方が補助を受けられており、平成25年度の事業として975万円を支給しております。ただし、受給要件がございます。1、人・農地プランに位置づけられていること、2番目に45歳未満であること、3番目に独立して経営を行うこと。親元就農家は不可となっております。この3つの条件がございます。

それから、また経営体育成支援事業におきましては、これも人・農地プランに位置づけられた中心経営体の農家に対し、農業用機械・施設導入の支援を行っております。補助率は10分の3、30%でございます。上限金額300万円の補助事業を平成25年度につきましては、西原村では7名の農家に対し事業を行っております。ただし、こちらにも要件がございます。1は、人・農地プランに位置づけられていること。これは見込み不可となっております。2番目に、金融機関より融資を受けて機械を導入すること。これは補助金額以上の融資を受けることが必要でございます。以上の2点が要件であります。こちらに関しましては45歳以上でも補助は受けられます。

人・農地プランには認定農業者、新規就農者が現在90名弱登録をされておられます。また、担い手育成については、ことしの1月に開催しました区長会議におきまして、毎年実施しております農業経営調査の様式を変えまして、農地1筆ごとに作付状況の確認、ことしの作付予定規模を記入していただき、

耕作放棄地あるいは貸している・貸したいとの記入があれば、規模拡大を考えている方へのあっせんをしたり集約化ができるように現在集計し、システムを使い地図に落とし込んでいるところでございます。補助金だけではなく、側面からの支援も検討しているところでございます。

また、退職してから農業を始められる方や兼業農家に対しては、農業振興連絡協議会が農業塾を開催しております。農業の基礎、農業用機械についての講習等を行っているところでありますが、退職されてからの農業者はどの程度の規模で行うのか、ある程度の期間は規模を拡大しながら農業を行うと考えている、または計画が成り立つ方でなければ人・農地プランへの登録、国県への補助金事業については対象にすることができませんが、特に拡大志向農家には技術の支援、農地のあっせん等側面的支援を行うことで、退職後就農者も所有地、山間部、棚田等の担い手として育成を行っていきたいと考えております。

村長との対話集会でも申し上げましたけれども、若い人たちが十何名かな、おいでいただきましたが、村から何をしなさい、これをしなさいじゃなくして、農家の皆さんが何をしたいので技術面や資金面で支援をお願いしますといったやる気と熱意を出していただきたいと。そうであれば、村として協力しますと申し上げております。以前も、ユズやエビイモとか、いろんなことを村からこれをつくれといったことがございますけれども、なかなか成功しない。いかに農家の方々がやる気を出していただくならば、それについては村は全面的にバックアップしますよといったことを言っております。

以上でございます。

- 4番議員（西口義充君）次に、中山間地域の農地活用対策、村の方向性について。先ほど、いろんな面で農地があいているところはあっせんをしながら行政のほうで頑張っておられるようでございますけれども、国のほうですけれども、国はいろんな経営所得安定対策の見直しとかいって、交付単価を米の直接支払交付金等も1万5,000円から7,500円、10a当たり、これも平成30年には廃止となっております。また、先日、坂本哲志さんの新春の集いだったですか、中山間地の直接支払等においても、平地と中山間地の作物のコストの差が大き過ぎるので、この辺にも力を入れて頑張っていきたいというようなお話をされたと思います。そういうことで、農業をやる方にとっては、今後ますます高齢になりますし、農地もほとんどあいてくるんじゃないかと思っております。やはり、若い者を育てるといいましても、若い者も西原村においては数が限られていると思いますし、何らかの策をとっていかないと、いずれ農地は荒れてしまうと思います。そういうことで、いろんな情報を流しながら、就農される方には情報をやりながら、頑張ってくださいように力を貸していただきたいように思います。

それから、先ほど最初にお話をしたホオズキです。ホオズキ栽培を今、西

原村でされている方々がおられますけれども、我々は日本一の生産を目指している。しかしながら、販売先がどうしても難しいというお話がございました。やる気は十分に持っておられます。西原村は、1つの企業で考えますと、営業の拠点ではなかろうかと思っております。やはりこういう人たちのためにも販売先を見つけてやるというのも大切な仕事ではなかろうかと思っております。そういうことで、トップ営業マンの村長といたしまして、どのように考えておられるのか。また企画のほうでもどんなふうを考えておられるのかお二人にお話を聞くならばと思っております。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）ホオズキの販売先ということです。なかなか販売先、行政がトップセールスで私のほうが回っていくのも結構でございます。今うちのほうで万次郎かぼちゃということで、今多くつくっていただいておりますけれども、これも産地もだんだん広がってきているような状況であると思っております。平成25年度産で最高で23万と、平均で9万2,000しかとれなかったということで、しかも、倉庫に入っている万次郎かぼちゃも菌が入っておると、廃棄しなければならないということで大変心配しておりましたけれども、それももうお金は入っておるとということで、先方のほうの損ということで、一応お聞きはしております。なかなか何をやるにも厳しいというところでございます。

販売先等も、甘藷あたりは販売促進に回っておりますけれども、ホオズキにつきましては、話を聞きますと、いいホオズキならば販売先はあると、多くあるということでございます。去年はよかったのかな、いいときと悪いときがあるそうでございます。やはりそういったいいものをつくれば販売先も多くなるということでありますので、やはり商品でございますので、そういった形で生産能力を上げるというか、技術を上げていただければ、さらに販売はしやすくなりはしないかなというふうに思っております。ホオズキ農家と話をしながら、そういったところで農家の方々と、行くなれば一緒にいいかなというふうに思っておりますので、そういったご要望があれば、私も一緒に参って、販売先を見つけられればと思います。

これは商社あたりに間を挟みますと、またそこに値段が、手取りが少なくなってくるということでございますので、まずはこの辺も含めて今後対応していくならばというふうに思います。

以上です。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）営業のトップセールスということで今言われましたけれども、西原村には本年度までアンテナショップということで東京のほうに原宿畑を抱えておるわけでございます。次年度の予算の中では一応カットをさせていただいておりますけれども、営業といたしますと、西原村自体

の特産品を紹介するということがアンテナショップというのが今まで成り立っていたわけですがけれども、今お話の中では、やっぱり特産品、農産物だけではなくて、いろんな加工品も合わせたところでトップセールスをするということで、いま一度考えてみますと、なかなか紹介するに当たりましては、やはりアンテナショップだけの問題ではなく、村内の方々の新住民、新興住宅あたりに来られておる方々に対しても、昨今のアンテナショップというのは、地域の中で地域の特産品を紹介するというのも一つのアンテナショップということで見直しをされております。先ほど、ホオズキの話がありましたけれども、当然ながら西原村には大きな拠点の萌の里もございます。そういったところでも紹介していくということも一つの方法ではないかというふうに考えております。必ずしも村外に持って営業をするということじゃなくて、西原村の特産品を紹介するというのも一つの課題と思って営業を重ねていくならというふうには思っておりますので、その辺はご理解していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）はい。

○4番議員（西口義充君）営業といいましたけれども、営業は本当に難しいものでございます。私も商売をしておりますので、営業の難しさはわかっておりますけれども、やはりやる気のある人を助けてやるのも行政の仕事ではなからうかと思っておりますので、長い目でご指導いただくならばと思っております。

また、退職後の就農される方ですけれども、やる気があれば、村としては支援を惜しまないようなことを言われました。やはりそういう方々が今からは西原村には大変多くなってくると思えますし、農業に魅力を感じていただく方が多くなればよいなと思っておりますので、そういう相談がありました場合には、村は全面的なご支援のお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（坂梨公介君）以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、次の会議は13日午前10時より議事日程第3号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 2時25分 散 会

第 3 号 (3 月 1 3 日)

平成 2 6 年第 1 回西原村議会定例会会議録

平成 2 6 年 3 月 1 3 日、平成 2 6 年第 1 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成 2 6 年 3 月 1 3 日 (木曜日) 議事日程第 3 号

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 承認第 1 号 | 専決処分の報告及び承認について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 西原村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 西原村職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 西原村職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 西原村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 西原村学校支援協議会設置条例の制定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 0 号 | 西原村全国大会等出場者激励金の交付に関する条例の制定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 1 号 | 指定管理者の指定について (萌の里) |

- 日程第 1 2 議案第 1 2 号 西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 団体営土地改良事業計画概要について（日向・葉山・医王寺地区）
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 平成 2 5 年度西原村一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 平成 2 5 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 平成 2 5 年度西原村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 平成 2 5 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 平成 2 5 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 平成 2 5 年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局主事	岩 本 千 波 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富 士 男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久 美 代 君

午前 10 時 00 分 開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第 3 号のとおり行います。

日程第 1、承認第 1 号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）おはようございます。

承認第 1 号についてご説明いたします。

承認第 1 号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成 26 年 3 月 7 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、専第 1 号、平成 25 年度西原村一般会計補正予算（第 6 号）。

平成 25 年度西原村の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33 億 7,831 万 3,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 2 月 20 日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容のご説明をいたします。

6 ページをお願いいたします。

今回の補正は歳出のみでございます。款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 11 公営住宅管理費 391 万 4,000 円の増額補正でございます。火災による焼失建物撤去物の最終処分に対しまして、事前に不燃灰の成分分析結果を必要とするための焼却灰残渣溶出試験費で、役務費といたしまして 11 万 4,000 円を計上させていただいております。焼失建物撤去工事費 380 万円を計上いたしております。予備費を 391 万 4,000 円減額補正いたしております。平成 26 年 2 月 1 日に発生いたしました公営住宅河原団地 1 棟 2 世帯、21 号・22 号の火災により、焼失建物の撤去を行うため、緊急に事業費が必要であることから、早急に予算補正が必要となり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分

をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番、宮田です。

総務常任委員会のほうで説明方、総務課長のほうよりもらっておりまして、2月1日の河原団地の火災ということでございます。管理におきましても、ダイオキシンの検査があるということで、現地に保管されておるということで、その管理にも十分配慮されるようという指示はしておきましたけれども、この関連になります。承認の予算ということで専決処分がされております。

この中で、2世帯の方がおられたと。片側が女性のひとり暮らしと、もう一方が、子ども3名様おられるご家庭ということで、その日より生活の拠点がなくなっておられます。御船町と益城町におられるというふうに住じ上げておりますけれども、この方に総務福祉常任委員会としましても、何らかの措置ができないかと。生活の決して裕福なことはないと、公営住宅に入るというお方で、持ち家も当然持っておられないというところもあります。何らかの措置がされたのか。この予備費を崩して、とりあえず片づけの費用が出ていますけれども、その辺をできましたらば教えていただきたいと思っております。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）被災された方に対しましては、現在、御船町と益城町のほうへ転居されておられます。出火もとであります方につきましては、いろいろご迷惑をおかけしたということで、再度村営住宅等の申し込みはご辞退されておられるようでございますけれども、隣の世帯の方につきましては、現在、3月末に1世帯村営住宅のほうを出たいというような申し入れがございましたので、その方に対しましては、村営住宅への入居のご案内はさせていただきます。今現在、村営住宅の入居を希望されるかどうかの問い合わせを、確認を文書でいたしておるところでございます。

また、助成等の関係でございますけれども、こちらにつきましては、住民課のほうで担当されておられます罹災救助、そちらのほうで見舞金等を支出しておりますので、詳しいことは、また住民課長のほうからでも補足をしていただければと思っております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）2月1日の火災のあったその晩にも、まず住まいがないということもありましたものですから、河原のコミュニティセンターを一応準備して、そちらでお泊まりいただければということで準備はしたんですが、その日はもう実家のほうに帰られたということで、1日土曜日でしたので、3日の月曜日に負担行為を起こしまして、災害手当見舞金、こちらを西原村罹災者救助規則に基づきまして、負担行為を起こして、その週のうち

にお二方ともにお支払いをしております。火もとといいましょうか、そちらのほうは4名いらっしゃいましたので、4名掛ける1万円プラス基本的なもの2万円を足してお支払いしております。それと、もう一方のほうはお一人でしたので、1万円プラス2万円ということで、2月6日までにはお支払いを済ませております。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。被災を火もとということで、1名は、また火もとじゃないところなんですけど、警察・消防等の確認の中で、因果関係、過失関係のところは特定まだされていないとか、されないでしょうけれども、そういった中で、本人たちは全てが一瞬の間に財産といいますか、焼失したわけです。

そういった中で、見舞金ということで数万円が渡されておりますけれども、これは、見舞金の当初の支払いというのは、あくまでその場をさっと移動するといった準備金みたいな格好だというふうに思います。喪失額からすると微々たる手当を支給したという形ですけれども、村として、こういった方々に村営住宅はもちろんのこと、早期に復旧するということが当初予算にも計上されておりますけれども、何らか生活の、今から全部買いそろえないかということで、100万円単位のお金が必要になってこられます。何らか救済なり、そういった手法がないものかということで考えておりますけれども、執行部のほうでその辺の手当、何らか、長期間できればお願いしたいと思っておりますが、検討されておられますか。具体的にあれば、よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）1名で暮らされている方がございます。火もととみられる方のところは、もうこちらには来ないというようなことで、もう1人の1人で暮らされている方は、先ほどお答えしましたように、あいたところがございますので、優先的にそこには入っていただくという、条例のところになっておりますので、そういったところで、それならばというふうに思っております。ただいま議員が言われましたように、着の身着のままで出ておられます。家財道具全てなしと。極端に言えば着るものもなしというような状況で、本当に気の毒に思っているところでもございます。

そういったところで、何か手当はないかということでありますけれども、村の村営住宅条例がございまして、その中で家賃の減免、徴収猶予という欄がございまして、その中で、「入居者または同居者が災害により著しく損害を受けたとき」というような条文の内容でございまして、半年間ぐらいの家賃の猶予と申しますか、減免というふうになっておりますので、半年間ぐらいは半額でもいかがかなというふうな思いでも思っております。そこらあたりは、またちょっと今から検討しますけれども、しかしながら、帰ってこれ

るか、来られないかもまだ今のところはっきりしておりません。空いておるので、どうぞという案内はしておりますけれども、まだ返事がないということでございますので、来られたときにその判断をして、減免措置あたりをするならばというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君） 9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君） ありがとうございます。

こちらに戻ってこられるならば、村営住宅の家賃の半年間の減免というお話も村長はされました。ありがたいことでございます。条例の中でうたわれておるという中の解釈の一つを絞り出してもらったというふうに承りました。

河原校区、小学校含めて、あの河原団地というのは非常に大きい存在といえますか、24戸でございますけれども、そのうち小学生も、子どもさんが今度御船にまた帰られたということで、ある意味マイナス3という結果になってしまいました。やはり村営住宅、火災というものは、どんな家庭にもつきもの、発生確率の問題でどこに起こるかかわからないというところで、入居されておる方が戸数でいうと今22戸ありますので、1軒空いておるということで21戸の方、完成しますとまた24戸全てになるわけですが、その辺、入居のときに、任意で構わないと思うんですが、そういう火災保険の呼びかけ、当然お話を聞きますと、火災保険には、借家でもあったからちょっとかけていなかったというお話も聞いております。その辺の推奨も含めて、やはり公営住宅というものは、河原地区の活性化でできたのかということ、人間が暮らす上で最低限の生活保障ができるような自治体ということで、当時の山本村長もつくられたと思います。

やはり、そういった形で、最後のとりでをなくされると、下手すれば親戚内がおられない方等は、ずっとコミュニティセンターで暮らさないといけなかったかもしれません。そういったことも考慮して、やはり何らかの措置がもっとできるような体制づくりを執行部側で考えていただければと思いますので、ひとつ今後よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君） 要望ですか。

○9番議員（宮田勝則君） 要望でございます。

○議長（坂梨公介君） ほかにございませぬか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませぬか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第1号、専決処分報告及び承認についてを原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、承認第1号は、原案どおり承認されたものと決定します。

日程第2、議案第2号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、平成26年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合から高遊原南消防組合を脱退させ、熊本県市町村総合事務組合同約(平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号)の一部を次のとおり変更する。

平成26年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

熊本県市町村総合事務組合の規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合同約(平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号)の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2第3条第1号に関する事務の項及び同表第3条第9号に関する事務の項中、「高遊原南消防組合」を削る。

附則、この規約は、平成26年4月1日から施行する。

提案理由、一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

次のページに新旧対照表を添付させていただいております。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第2号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、原案どおり決することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第3号、西原村職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号、西原村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、職員定数の兼務職員数を改正するため、地方自治法第172条第3項により、条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

2ページ目に新旧対照表を添付させていただいておりますので、お開きください。

第1条、定義の中で「監査委員」を「監査委員及び公営企業」に改正をさせていただきます。

第2条、職員の定数に「（7）公営企業の職員 兼2人」を加えております。

西原村工業用水道事業の職員においては、西原村工業用水道事業会計規定第2条第2項において、企業出納委員は産業課長とするとなっており、ほかに産業課水道係の職員を企業職員として1名配置をしている状況であります。当村においては、公営企業の業務と一般職の業務を兼任しております。地方自治法第172条第3項の規定により、企業職員においても職員の定数を条例で定めなければならないとなっておりますが、西原村職員定数条例では、企業職員の定数が明記されていないことから、条例の改正を行うものでございます。

2枚目に戻っていただきまして、附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。以上でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第 3 号、西原村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第 3 号は原案どおり可決されました。

日程第 4、議案第 4 号、西原村職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 議案第 4 号についてご説明いたします。

議案第 4 号、西原村職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年 3 月 7 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における地方公務員法の一部改正等に伴い条例を改正し、また字句の訂正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

3 枚目、ページでいいますと 2 ページ目に新旧対照表を添付いたしておりますので、開いていただきたいと思えます。

第 2 条、修学部分休業の中で、現行の「期間」を「修学に必要なと認められる期間」に、また、第 3 条、修学部分休業取得中の給与の中の「給料の月額並びにこれに対する管理職手当及び特殊勤務手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額」を「勤務時間 1 時間当たりの給与額」に改めるものでございます。

地方公務員法で修学部分休業は職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例の定めるところにより、大学その他の条例で定める教育施設における修学のため、2 年を超えない範囲内において条例で定める期間中、1 週間の勤務時間の一部について——村条例では20時間を超えないとなっております——勤務しないことを任命権者が承認することができるとなっておりますのでございます。

2 枚目に戻っていただきまして、附則、この条例は平成26年 4 月 1 日から施行する。以上でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

この就業部分の休業ということで、条例が一部改正され——文言の改正ですね、これは何年前かにこの条例制定されたと記憶しておりますけれども、現在の利用状況はないというふうに承知しておりますけれども、提案理由の中にもあります地域の自主性、個人の自主性じゃなくて、地域の自主性、自立性ということで、文言的には地域ということを書いてあります。これは、地方分権の関係から来ておるのかなというふうに僕は解釈したわけですが、現在、当村の役場の職員、定数は確か84名かだっと思っておりますけれども、満杯ではないという状況であります。少数精鋭というところでやっていると承知しておりますけれども、これを条例化して条例を使っていたらいいという意味かなと思っておりますけれども、大きな事業も今後出てくるわけがあります。一般的には、産業課が多いかと思っておりますけれども、中には教育委員会、総務も含めまして、建物関係、箱物の民間の建築確認申請等も今度は高遊地区が準都市計画ということが出てくると思います。そういった中で、役場の中で建築士に該当する方は0と承知しておりますけれども、そういった形で、職員の中で若手職員に限定したいと思っておりますけれども、やる気を図るといった形で、何とかそういう資格、中堅どころ、一級土木をどういった形かわかりませんが、取得をしておる職員もおります。

土木のほうは、昔より学会が強かったということで、各自治体にいろんな形でその情報が入ってきて、専門職でなくてもあらかた独学でできるような体制づくりができておりますけれども、建築関係の場合は、なかなか有資格者等でないと理解できない部分がいっぱいあるといったところがございます。この制度、せつかくあるなら、伏せておくと誰も使いませんが、集中的にできるようなお声かけをしたりできないものかと。新たに建築の職員をとるということは、非常に難しいというところで、ほかにいろんな保健師さんも該当すると思っておりますけれども、そういった一般職、技能職含めて、この条例をうまく利用して、一回も使っていない条例ですから、何とか条例がある以上は使いたいという意思があってもしかるべきかなと思っておりますけれども、村のほうで積極的にお声かけをしたり、お前行ってみらんかとかいう形でできないものか。非常に厳しい少数人数でありますけれども、具体的に言うと、保健師さん関係と建築士関係が日常業務の中で非常に不足しておると思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）今は定員の1割削減ということで、機構改革の中で削減したまま定員割れで今、職員がおるわけがございます。技術職員、特に建築関係と呼ばれますけれども、議員ご承知のとおり大きな事業も控えております。今はそういったところにも監理委託ということで、委託業者にさせていただいておるというところであります。職員にそういった勉強をしろというこ

とではなかろうかなと思いますけれども、今、提案というか、そういったお話がございましたので、若い人にそういった勉強をするということをするのも、これも一つの方法かなというふうに思っております。

技術職員として入っている職員も数名おりますが、建築士等なかなか難しいところがございます。土木関係は、割と職員も理解するというところでありますけれども、建築関係は本当に難しいところがございますので、勉強してすぐ、即そういったところで活躍できるのか、そこら辺も含めて検討しなきゃならないというふうに思います。今のところは監理委託という形で現場のほうはさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）今、建築の関係の技術者ということで限定されて答弁いただきましたけれども、保育士さんもそうですけれども、保健師さん含めて、幸いなことに、最近の採用の若手職員は、大卒程度の方が多くなってきております。どうしても、高卒になると、資格取得に対しての期間で、この2年間というのが非常に引っかかって、なかなか取れない状況もありますけれども、幸いに大卒になりますと、一部実務経験なしでいける場合もあります。

そういった中で、うまく利用すればできやしないかというふうに、あとは本人がやる気があるかとか、けつをたたかんとなかなか、会社に入ったら、この会社で生きる道を探すということでございますけれども、役場になると、その部署をいろいろ転々とされます。やはり、個人能力を上げることによって、役場全体のレベルも上がりはしないだろうか。提案理由が、個人とは書いてありませんので、地域の自主性でございますので、西原村の考え方ということだと思います。今後、その辺、なるべく若いうちにやらせたほうが、30を超えてしまいますと、なかなか新たなことを頭に入れますと、現業の部分がでていってしまうということで、非常に回転も少し鈍りますので、その辺含めて検討願えればと。

副村長にちょっとお伺いしますけれども、県のこういう形で、県の場合は、ちょっとグレードが上がりますけれども、博士号を取ったり、技術ものでいますと、技術士を取ったりされておる方がおると聞いてはおりますけれども、実例としてあれば、ちょっと紹介していただきたいと思っておりますけれども。

○議長（坂梨公介君）副村長。

○副村長（坂本 武君）県の場合、従前は、例えば一級建築士とか、それから、耕地関係でいえば技術士、数が非常に少なかったというふうな状況にあったかと思っております。ただ、近年は、そういうふうな資格を有している職員が非常にふえているというふうに漏れ聞いております。やはり、議員おっしゃいましたように、町村の場合は、そういう技術関係がネックといたしますか、弱いといたしますか、そういうことで、一つの例として、県からのそういう技術関

係への支援要請とか、そういうことも一つは考えられるんじゃないかなと思っております。

いずれにいたしましても、一般行政については、県への研修派遣でありますとか自治体等への派遣等々、近年我が村も力を入れておりますけれども、おっしゃるとおり、技術関係、特に専門分野、これについては、本人の意識も必要でしょうけれども、やはりそういうふうに向けるといいますか、情報も与えながら、本人のやる気を引き出していくということも必要ではないかなと、そのように感じているところでございます。以上です。

○議長（坂梨公介君）ようございますか。

○9番議員（宮田勝則君）本人のやる気を出すのは、上司の役目と、または同僚の役目というところだと思います。みずからやる気のないやつはおらんわけです。そういった中で、自分がどの分野なのかというのが非常に難しいところで思っておる。その辺は、上のほうから君はこういうのも向いておるんじゃないかとかいうようなアドバイスも必要かと思えます。そういった中で、今後のこういう小規模自治体の課題でございますけれども、なかなか職員の採用についても毎年できるものではないと。そういった職員が欲しくてもなかなかできないと。要は、委託に頼るといったところがあります。やはり、そういった部分を1人でもおれば、いい知恵も出るし、アドバイスもできやすくないかと思えますので、やはりそういった形の勉強ができるように、この条例をうまく利用できるような、今度はムードづくりをやっていただければと思いますので、今後の検討課題として宿題を出したいと思えます。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）先ほど保健師のことも申されましたけれども、昨日の一般質問の中で、包括支援センターが平成27年からもう実際稼働しますので、そして、介護保険加入者の方々が2,000名を超すと保健師が要るということで、そうなった場合は保健師を1人採用しなければならないというようなことで、昨日も一応答弁はさせていただいております。

それから、建築士でございますけれども、確かにそういった専門分野の職員がおれば、確かにためになりますけれども、何しろ少ない人数の中でやっております。職員も全ての課を転々と回して、いずれ係長、課長になったときに、ぽつんと知らないところに行くと、もう大変な状況になると思えますので、そこも踏まえて、技術ばかりで、そこばかりで、生涯そこにおるわけでもございませんので、そこら辺のやりくりがなかなか厳しいところはあるかと思えます。先ほど副村長が言いましたように、県のほうから派遣とか、そういったことになれば、そういった大きな事業があるときには、そういった形で派遣していただければ、それが一番いいんじゃないかなろうかなというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第4号、西原村職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第5号、西原村職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君) 議案第5号についてご説明いたします。

議案第5号、西原村職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における地方公務員法の一部改正等に伴い条例を改正し、また字句の訂正をする必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

3枚目に新旧対照表を添付させていただいております。お開きください。

第2条高齢者部分休業中、「条例で定める期間は5年とする」を「高齢者として条例で定める年齢は、55歳とする」に改めるものでございます。

また、第3条高齢者部分休業取得中の給与の中の「給料の月額並びにこれに対する管理職手当及び特殊勤務手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額」を「勤務時間1時間当たりの給与額」に改めるものでございます。

地方公務員法で、高齢者部分休業は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認められるときは、条例の定めにより、当該職員に係る定年退職日から5年を超えない範囲内において条例で定める期間をさかのぼった日後の日で、当該申請者において指名した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを任命権者は承認することができるものでございます。

2枚目に戻っていただきまして、附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。以上でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第5号、西原村職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第6号、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第6号についてご説明いたします。

議案第6号、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、職員の所有に係る住宅に居住する場合の手当を廃止し、また1時間当たりの給与額の算定方法を改正する等のため、条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

2ページ目に新旧対照表を添付いたしております。

第10条の2の住居手当につきまして、「当該職員の所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるもの」——持ち家手当でございますけれども——を廃止するものでございます。住居手当の額は、月額3,000円でございます。今回、国・県が持ち家手当を廃止したことから、本村においても廃止するものとしたものでございます。

第11条、通勤手当及び11条の2、単身赴任手当においては、地方公営企業労働関係法が、地方公営企業等の労働関係に関する法律に改正されたためのものでございます。

第16条、勤務1時間当たりの給与額の算出につきましては、現行では、給

料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額となっておりますが、改正後は、「給料の月額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの」から「勤務時間条例第3条第2項の定める時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額」に改めるものでございます。労働基準法に合わせまして、1時間当たりの給与額の算出方法を改正するものでございます。

2枚目に戻っていただきまして、附則、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。ご審議方、よろしく願います。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第6号、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第7号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、職員の所有に係る住宅に居住する場合の手当を廃止し、また字句の訂正をするため、条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

2ページ目に新旧対照表を添付いたしておりますので、お開きください。

第1条目的、「地方公営企業労働関係法」が「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改正されたためのものでございます。

第4条の2、住居手当につきましては、議案第6号の一般職の職員と同様、持ち家手当を廃止するものでございます。

第8条、休日勤務手当及び第16条専従休職者の給与につきましては、法律の一部改正等により、字句の削除及び訂正をさせていただくものでございます。

2枚目に戻っていただきまして、附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。以上でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第7号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第8号、西原村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

（教育課長 塚元利文君 登壇 説明）

○教育課長（塚元利文君）おはようございます。

議案第8号についてご説明いたします。

議案第8号、西原村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、社会教育法第15条が一部改正されたことにより、条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

2ページをあけていただければでしょうか。新旧対照表を載せております。

第3条におきまして、「法第15条第2項の規定に基づき」を「学校教育及

び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」に変更するものでございます。

旧社会教育法第15条の2で定めておりました「社会教育委員の委嘱の基準」が削除されるとともに、同法第18条で、「社会教育委員の委嘱の基準について」が示されております。その参酌する基準として、文部科学省令の社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって、参酌すべき基準を定める省令の第11条におきまして、社会教育法第18条において、文部科学省令で定める基準は、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする」となっております。そこで、西原村社会教育委員設置条例の第3条を改正することが必要になりました。

2ページ目をおあげください。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。以上でございます。ご審議方、よろしく願います。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

これは教育委員会が委嘱する社会教育委員ということで、委嘱の3条ということで、今回具体的な例としてちょっとお聞きしたいんですけども、学校教育関係者というのは理解できます。学識経験者というのも理解できます。

次に、この辺事例をちょっと挙げてほしいのが、社会教育関係の関係者、それと、家庭教育の向上に資する活動を行う者、難しいですね。理解に苦しむところもありますので、具体的にありましたら、課長、よろしく願います。

○議長（坂梨公介君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）社会教育の関係者ということで、具体的に……

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）社会教育関係者、これ、以前は社会教育青年団、婦人会、いろんな老人会、団体が、PTAも含めて、我々の判断では、どちらかというと消防団も社会教育団体に入れたほうがいいなという思いはしているところですが、これは別なんですけど、ただ、そういった意味で、地域づくりに関してどうかかわっていくとか、要は、社会教育はもう全て、学校教育以外は社会教育だという判断の中で今まではやってきております。家庭教育に関しましては、特別にそういった勉強をしておられる方もおられますし、また、保護者も一つはそういった部類にもまたこれ、入るのかなという思いで今進めているところです。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

家庭教育の向上に資する活動をする者、なかなかそんなに、学業についても特別おられる可能性は若干低いのかなという感覚もありますけれども、この社会教育の関係団体というと、教育長は消防団も該当しないけれども、そういうなんかも検討の余地はあるのだろうかというようなニュアンスには聞こえましたがけれども、確かに青年団がなくなり、婦人会も各集落にはまだ残っていますけれども、本体が何か名前ばちょっと変えとってですかね、いった形、ほかに学校教育関係になるのか、社会教育の関係になるのかわかりませんが、かわはらんおやじの会、また、連盟でいいますと、いろんな各種団体、文化系、体育系ありますけれども、いろんな団体もそれに該当してきやせんかなと。いろんな人材を投与できる可能性はあるのだろうかというふうに解釈しています。

その中で、消防団を例に挙げられましたので、ぜひ消防団もその中に入れていただければと思います。高齢化しておる分団もおりますけれども、大体平均年齢的には総務課長が知っておると思いますけれども、若者が多いといった形で、地域にボランティア精神で貢献する方が非常に多いと思います。そういった形で、幹部までやられた方になりますと、非常にそういった方もおられると思いますので、その辺も含めて、また各スポーツ団体、文化団体のリーダーの方やそういう方も、これは、ことしの当初、春にちょっと言いましたけれども、構造改善センターでまた来月、再来月ぐらいにあるでしょうけれども、そういった中で、この団体が呼んでいないとか、この団体の解釈をどうするのかという話に若干触れましたけれども、教育長は、当然そういう方も含まれるといった答弁もされたと思います。社会教育の中でも、そういった方々の登用を考えていただければと思っております。今後、消防団を検討していただければ幸いですと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。この辺、答弁もお聞かせ願えればと思います。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）消防団も社会教育団体の一つに、我々は思いはありますが、必ずしもその方が、消防団が社会教育になるということではないし、また、いろんなスポーツ団体、ほかのいろんなグループの代表がなるということでもございませんので、ご理解がある方をということでご了解いただければありがたいというふうに思います。何せ、10名の範囲内でもあります。それと、昼間の会議ですので、若い人なかなか厳しいところもあります。そういったところで、教育委員会のほうで検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第8号、西原村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(坂梨公介君) 全員起立であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前11時03分)

(午前11時12分)

○議長(坂梨公介君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9、議案第9号、西原村学校支援協議会設置条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

(教育課長 塚元利文君 登壇 説明)

○教育課長(塚元利文君) 議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号、西原村学校支援協議会設置条例の制定について。

西原村学校支援協議会設置条例を次のように制定することとする。

平成26年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、いじめ防止対策推進法の目的を推進するとともに、地域住民及び家庭・保護者等が学校支援に参画し、学校と地域の連携を促進する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

ページあけてお願いします。支援条例案を載せております。

条例案につきましては、第1条で、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定による教育委員会の附属機関として、西原村学校支援協議会を設置することとしております。

第2条で、趣旨としまして、協議会はいじめ防止対策推進法の目的を推進するとともに、地域住民、家庭及び保護者等が学校支援に参画し、学校と地域の連携を促進することにより、学校と地域住民等との双方向の信頼関係を深め、地域性を生かした特色ある教育を推進し、子どもの心身の健全な育成を図るものとしております。

第3条で所掌事項、第4条において構成員と任期、第5条におきまして役員、第6条につきまして会議、第7条につきまして学校評価を行うことを述べております。第8条におきまして守秘義務、第9条におきまして庶務、第10条におきましてその他について記載しております。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が平成25年6月28日に公布され、第14条3項におきまして、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携のもとに地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため、必要あるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるとなっております。

そこで、西原村教育委員会としましては、いじめ防止対策推進法の目的を推進するとともに、子どもたちが健全に育っていくためには、地域住民及び家庭、保護者等が学校支援に参画し、学校と地域の連携を促進する必要があると考え、本条例を提案するものです。

3ページ目をおあげください。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。以上でございます。
ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第9号、西原村学校支援協議会設置条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第10号、西原村全国大会等出場者激励金の交付に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

（教育課長 塚元利文君 登壇 説明）

○教育課長（塚元利文君）議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号、西原村全国大会等出場者激励金の交付に関する条例の制定について。

西原村全国大会等出場者激励金の交付に関する条例を次のように制定することとする。

平成26年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、近年、スポーツ・文化活動の多様化により、様々な種目や競技で大会等が開催されている。その中で、村民がこれからの大会等で県の代表として九州大会以上の規模の大会に出場する場合に、西原村から激励金を交

付するための条例を制定する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

ページあけてお願いします。条例案を載せております。

この条例制定後に廃止を予定しております西原村全国大会等出場者の補助に関する条例において、第2条で、「活動拠点が西原村である村民（団体の場合は、構成員の概ね80%以上が村民であること）」となっており、村外のクラブや学校、また、熊本県選抜等で選ばれた場合など、この対象となっておりません。また、補助の対象の大会も予選を経て熊本県代表または九州代表として出場する全国的規模の大会で村長が認めるものとなっており、九州大会等もまた対象となっておりません。また、第3条で、交通費及び滞在費の50%以内となっており、補助金額の判断が難しい状況です。

そこで、この条例を廃止しまして、支給範囲を広げ、別途規則を定めることにより、開催地ごとの激励金等を定めたいと思っております。

附則、施行期日、この条例は、平成26年4月1日から施行する。西原村全国大会等出場者の補助に関する条例は廃止いたします。

2、西原村全国大会等出場者の補助に関する条例は、廃止する。以上です。ご審議方、よろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）この受け付け対象についてですけれども、この文面には、西原村に住民票を有する個人及びその個人で組織された団体ということで書いてあります。そうした場合に、例えば村外のチームの一員が、西原村に住民票を有する個人だったとした場合に、これは適用されるものでしょうか。その辺のところ、ちょっとはつきりしないものですから、よろしく願いします。

○議長（坂梨公介君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）西原村に住民票がある方で、村外のチームに入っている場合と考えてよろしいでしょうか。

○10番議員（田島敬一君）はい。

○教育課長（塚元利文君）その場合も一応対象とする予定でおります。

○10番議員（田島敬一君）わかりました。

○議長（坂梨公介君）ほかにごございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番、宮田です。

教育課長、第3条、激励金の額というところになりますけれども、文の真ん中からけつ部分の解釈、「激励金の交付については、団体、個人関係なく、同一年度に1回を限度とする」と。関係がある場合はわかるんですけれども、

例えば5月にある団体が行ったと。また、秋以降に別の団体がそれを申請したら、1回限りですので、団体が関係なくだったら、1団体がもう既に発生していたら、次の団体は発生しないような文言解釈になりはしないかと思えますけれども、この文言使いになった、関係がある場合はそういった形もあると思う、別団体ということで、同一団体に属する個人ということのできるかもしれませんけれども、関係なくということになると、関係ない団体が行った場合も、既に先取りされたら終わり。村長はそれば判断せんやんという非常に難しいと思えますけれども、この文言はこれでいいのでしょうか。

○議長（坂梨公介君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）一応、この条例をつくるときの考えとしましては、もう同一団体が2回補助を受けることはできないというニュアンスのところをつくっております。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ニュアンスはわかりますけれども、教育課長がおられる場合は、そのニュアンスで部下も運用していく可能性が高いです。この条例がずっとそのまま生きていますと、この文言の解釈で次、この解釈で同じくいけるのかしら。私個人としては、この文言では次の団体に村長も出せないのかなと思えますが、村長、見解、この文言訂正は要りませんか。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）条例のほかに、これの条例が可決いただいた後に、また施行規則をその中で、今ご指摘をいただいたところは、また慎重に財政局と相談して、規則の中でまたうたい込むということには一応なっておりますので、そちらで対応したいと思っております。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）条例があって規則なわけです、条例の解釈が、私は納得できんと言っておるのに、多分こんなことで採決とってもいいですけども、この条文だと、次の団体に非常に印鑑ば押しづらいのかなと、押せないと思うんですけども、趣旨的には、課長が答弁していますけれども、わかっていますので、文言訂正で済むなら、もうこの場で訂正してやって、条例を通して、その後、規定要綱の中ではまた運用が別と思いますので、条例自体がこれで通したら、本当に4月1日から、来年度は多分、一発目で使われたら、次が出せない可能性が非常に高いと思えますけれども、見解的にその辺条文どうか。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前11時25分）

（午前11時31分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

教育課長。

○教育課長（塚元利文君）第3条の訂正をお願いいたします。

第3条におきまして、「ただし」の後ですけれども、「ただし、激励金の交付については、団体、個人関係なく、同一年度に1回を限度とする」を、「団体、個人関係なく」を省略しまして「ただし、激励金の交付については、同一年度に1回を限度とする」ということで訂正をお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

こういった文言で条例の解釈というのは非常に難しいところがありまして、それを最終的にはトップが責任をとらないといけないということで、非常に難しいところだと思います。これ、条例の制定は、これは私も歓迎するところでございます。運用の中でうまくやってほしいかなというふうには思っておりますけれども、今の答弁の中で、一言また訂正をこちらからお願いできれば、省略という言葉が使っておりますので、省略ではありませんで、削除というところで、再度答弁を願えればと思いますが。

○議長（坂梨公介君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）わかりました。第3条につきまして、「団体、個人関係なく」を削除させていただきまして、「ただし、激励金の交付については、同一年度に1回を限度とする」ということで訂正をいたします。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第10号、西原村全国大会等出場者激励金の交付に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第11号、指定管理者の指定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 高本孝嗣君 登壇 説明）

○企画商工課長（高本孝嗣君）おはようございます。

それでは、議案第11号についてご説明させていただきます。

議案第11号、指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

平成26年 3 月 7 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

施設の名称、西原村桑鶴地区地域農産物等活用型総合交流促進施設。

指定管理者、所在地、阿蘇郡西原村大字小森2115番地 3。

名称及び代表者、株式会社俵山交流館萌の里、代表取締役大谷光明。

指定の期間、平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで。

提案理由、西原村桑鶴地区地域農産物等活用型総合交流促進施設の設置及び管理に関する条例（平成17年西原村条例第 7 号）第 4 条の規定に基づき、西原村桑鶴地区地域農産物等活用型総合交流促進施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、議案を提出する理由でございます。

この指定管理者の指定については、平成15年 6 月に地方自治法の一部が改正がなされており、9 月から施行されたところでございます。これを受けまして、平成17年度から県の施設、平成18年度から市町村の施設が随時指定管理者の制度を導入された経緯があります。前々回の初回の提携時の経緯を見るために、前々回の初回は 3 カ年間の委託契約期間を交わしておりまして、前カ年の委託契約からも順調に推移してきたというふうに判断いたしまして、今回もまた公募によらず、5 カ年間の指定というふうにしたいというところでご提案させていただきました。議員各位におかれましては、何とぞご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第11号、指定管理者の指定について（萌の里）、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第12号、西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 高本孝嗣君 登壇 説明）

○企画商工課長（高本孝嗣君）それでは、議案第12号についてご説明いたしま

す。

議案第12号、西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、近年の社会状況の変化や管理委託等を踏まえ、また消費税率改定等を考慮し、施設運営等の一層の適正化を図るため、条例を改正する必要がある。

これが、議案を提出させていただき理由でございます。3ページを見開いていただきたいと思います。

新旧対照表の現行の第7条第1項第1号中、「午前11時」を改正後は「午前10時」に改め、料金の主な改正点につきましては、5ページを見開いていただきたいと思います。

別記1、改正後、使用区分ロッジ中の内容欄の「チェックアウト11時」を「チェックアウト10時」に改め、使用料欄表の「1万7,000円」を「2万円」に改めます。備考欄の追加料金は、「小学生以上入場料無料」を削除し、下のほうの欄にあります寝具・炊事用具、使用区分焼き肉セット内容欄に「バーベキューコンロ」——網込みでございますけれども、「ロッジ用」を追加し、対象欄に「使用時間22:00まで」を設けております。

6ページを見開いていただきたいと思います。

表外に*1「昼間」とは午前9時から午後5時まで、*2「夜間」とは午後5時から午後10時まで、*3「半日」とは4時間を単位とするを追記しております。

以上が主な改正点でございます。なお、この条例につきましては、平成26年4月1日から施行するというので、使用料金は、上限として定められて使用料を記載させていただいております。以上が改正案でございます。

今回は、平成5年4月の改正以来、今日までログハウスの増設や施設等の老朽化に伴い、大がかりな建てかえを平成14年度及び平成21年度の2期行っております。施設利用料については、指定管理者の制度の取り組みが始まり、平成17年に西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例を全面的に見直しを行いました。この見直しによる施設使用料金は、平成17年12月から現在まで施行しておりました。今日まで7年が経過し、また、本年の4月からの消費税率等を考慮し、施設管理者であります商工会と施設運営等の検討を重ねてまいりました。

今回の見直しに当たっては、消費税率の改定はもちろん、特に施設管理者のあり方について協議を重ね、宿泊施設の新旧改装等による使用料の設定見直しや利用者管理体制を基本に維持管理等の現状を精査するとともに、社会

状況の変化や管理委託等のあり方を勘案しつつ、施設利用体制の一層の適正化を図ることとしました。施設は、村民及び都市等の住民の利用に供し、都市と農村の交流を促進することにより、青少年の健全育成を図るとともに、西原村産業と自然環境の調和のとれた発展を目的としておりますので、今回の条例改正については、使用時間の改定及び使用料金の上限を改定し、指定管理者が施設管理者として適正な運営ができるように考慮したものでございます。

議員各位におかれましては、何とぞご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

今、企画商工課長から説明がありましたが、総体的に見ると、ほぼ上がっています。先ほどの説明で、指定管理者の導入で、市町村においては、平成18年度ということを言われまして、ちょうど私が平成17年12月いっばいで退職をいたしましたので、この指定管理者、いわゆる商工会になってから、この青少年の森の施設に関してはノータッチでございますので、そのこのところを若干教えていただきたいと思いますが、まず、直近の3カ年でございます。利用料金の流れは、まず、どういうふうな流れになっていきますかということも1点。

それと、先ほど言われましたように、消費税等の3%アップに伴う料金の改定ということでございますが、ほとんど料金は上がっているというふうにも見てとれます。それで、これは私の記憶が間違っていたら申しわけないんですが、以前は、料金表がピーク時と、それから冬場と、それから通常の春・秋、ピーク時というのは、いわゆる夏でございますが、そういうふうになっていたというふうには記憶しておりますが、この2万円というのは、いわゆる上限というんですか、マックスの金額というふうには捉えていいだろうと思います。一番は、平成17年までは管理委託料というのを年間680万円、700万円弱ぐらい払ってございまして、何しろお尻をたたいて売り上げを上げろということ常々言っておりました。ですから、その後、指定管理者になってから、どのような利用形態になったのか。わかるならば、過去3カ年ぐらいの利用状況等についてちょっと報告をしていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）まず最初に、ご質問がありました利用料金の改定の表の、今はマックスで2万円というふうになっておりました。確かに村上議員がおっしゃいましたように、以前は季節、または、普通でいいますと、

夏休みあたりは一番料金が高く、年末年始も高かったというふうに。先ほども申し上げましたけれども、平成17年の指定管理者に伴いまして、この条例そのものが全部改廃されておりまして、平成17年からこの料金表を使わせていただいたと。その前は、先ほど村上議員が言われましたような表になっておりまして、階層的に分かれておったということでございます。

今回の消費税率あたりの改正といえますか、これを勘案したところで、一応、私も商工会の担当になりまして、去年の4月からキャンプ場のほうに多々足を運ぶときに、この料金表は、先ほど議員が言われましたように、階層表でうたってございました。条例等の中身を精査いたしましたら、やっぱり上限額が違うということで条例を改正する必要がありますよということで、商工会のほうにもお話を申し入れいたしまして、今年の1月10日に商工会でございますキャンプ場運営委員会というのを商工会のほうでつくってございます。そちらのほうに参加させていただきまして、キャンプ場に置いてあります料金表が、今、西原村であります条例とは則していないということをご指摘申し上げて、今回の改正ということにさせていただいております。

なお、先ほども申し上げましたように、この料金の上限を村のほうで設定させていただいて、見越しとして、2年後ぐらいにまた上がるという話は聞いておりますけれども、この範囲内で商工会のほうとしては対応してくださいということで、1月10日に協議をしたときにお話をさせていただいた料金がこのような状態になっておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）大体わかりました。ただ、平成14年と平成17年と言われましたか、ロッジを新しく作りかえたということですが、昔の話ばかりするといけませんけれども、ロッジによっても新しいロッジと古いロッジというのが幾つかありますので、昔はそれも色分けしてあったと思います。これは、一括して2万円と、このマックス額がということで理解してよろしいんですか。

○議長（坂梨公介君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）先ほども申し上げましたけれども、キャンプ場に行きましたら、確かにA・B・Cというランクをさせていただいてありました。A・B・Cというのは、棟が新しい順番にそういった形で料金が、表が割り振りをされていたということでございました。その中に、2万円というのが既にマックスの状態を、はるかに超えた額を設定してあったわけですが、これにつきましては、商工会さんも、先ほど申し上げましたように、お話をして、条例違反だということでご指摘をしながら改正させていただいたわけですが、今回の4月より、商工会の中では、A・B・Cのランクを全然設けないと。指定管理者の行うような運営のやり方ということ

でございます、設けないということで、商工会のほうでランクづけを、ただ、建物新しいものの順から値段を2万円、一番最低で1万7,000円ということで設定してありまして、季節の階層等はございませんでした。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員、まとめてください。

○3番議員（村上貞廣君）最後に、じゃ、1つ要望としまして、要望ということで終わりたいと思いますが、要は、青少年の森のキャンプ場は、どうしてあそこの場につくったかというのは、もういちいち言いませんけれども、都会の人たち、いわゆる都心の人たちが、空気のいい大峯山の山頂に来ていただいて、ゆっくりした時間を過ごしていただきたいというふうに自分たちは思って、当時の管理者であった、何人か変わられましたんですが、尻をたたいて、何しろ年間の売り上げ料を上げてくださいということをしつかりお願いしたという記憶はございます。

それで、お願いなんですけれども、指定管理者になっておりますので、やはり指定管理者が動きやすい体制で、話し合いも当然必要ですけれども、中には聞いた話によると、泊まりだけを誰かに委託しているというような話もありますし、さっき高本課長が言われました指定管理者の運営協議会なるものがあるならば、うまくそれを利用した上で、この時間も、さっき言われましたチェックアウトが1時間ほど前倒しになっておりますけれども、そうした形で、誰でも来やすいような風の里の施設になってもらいたいと思うのと、指定管理者であります商工会が、行政と一緒に話し合いながら、うまい具合に運営をしていっていただきたいと、これはもう要望でございますので、そういうことで質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第12号、西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時53分）

(午後 1時00分)

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第13、議案第13号、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を、企画課長に求めます。

（企画商工課長 高本孝嗣君 登壇 説明）

○企画商工課長（高本孝嗣君）それでは、議案第13号についてご説明させていただきます。

議案第13号、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、開発者が計画区域の周辺住民、利害関係者及び関係行政機関に申し出るとともに、その結果を報告することにより、より一層の事業計画の明確化を図るため、条例を改正する必要がある。これが、議案を提出する理由でございます。

3ページを開いてください。

新旧対照表の左側の改正後第10条に、「4、開発者は、第2項及び前項の規定に基づき当該開発行為の利害関係者及び当該開発行為区域の近隣住民に、開発行為等の計画内容に関する説明及び調整内容を会議録に整えて村長に提出しなければならない。」を加える。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するという事で、今回の条例改正につきましては、開発者が計画区域の周辺住民、利害関係者に開発行為の計画内容に関する説明及び調整内容が明確に説明されたかどうかを把握する内容の追加でございます。

現行の条例では、周辺住民、利害関係者への説明及び調整内容が行われたかどうか確認ができませんでした。特に、利害関係があります道路や用排水路等の問題につきましては、地元の方々の維持管理等の協議等を明確に行うことにより、進出しようとする方々との問題等を軽減することにより、開発者の信頼性をより一層深め、また関係住民の意見等を踏まえることにより、少しでも乱開発を未然に防ぐことを目的に改正するものでございます。

議員各位におかれましては、何とぞよろしくご審議方お願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

これは前回の定例会の一般質問の回答が3月定例会で出すという回答のもとに出てきたと解釈しております。早速対応いただきまして、まずもって企画課長にはお疲れでございました。

この改正の内容で、一般の開発事業者さんは少し面倒なことも発生するということになります。主に優良な事業者さんはちょっと書類が余分になるというところという解釈もありますけれども、これは灰床地域の問題がクローズアップされ、非常に行政の中も非常に混乱し、どこまで制御したらいいんだろうという中で、担当者も強い意志を持っていろいろ答弁しておりますけれども、法的根拠が必要だったというところも鑑み、ちょっと質問した次第ですけれども。これの運用につきましてひとつ、担当部署の課長として答弁願えればと思います。

まず、この4月1日よりこの条例が施行されますと、一番大きいのは利害関係者と周辺住民への説明責任を報告する義務が課せられるわけです。それで、まずこの中で幹事会等が、申請が上がったらまず事前申請ということで協議されると思いますけれども、その中でまず灰床地区がまた再び出た場合、周辺住民はどこまで想定していいのか、具体的にあれば地域を限定ちょっといたしますけれども、お答え願えればと思います。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）周辺住民と申しますと、やはりどうしても利害関係というのが先にまず立ってまいります。土地というのはその地域によってそれぞれ所有者の方々が違うわけでございます、特にこの灰床地区におきましては、下あげ関係の方々の土地の所有者ということで、一番多い方々を周辺地域の住民として、こちらのほうとしては考えていきたいというふうに思っております。特に大字単位でいきますと、今回直近で開発の届け出があつておるわけですが、どこの地域の区長さん、どこの地域の方々に説明するかということになりますと、やはり先ほど申し上げましたように、里道、用排水路関係を誰が管理しておるかということをしていたしますと、やはりそれを持っていらっしゃる方々を近隣の住民というふうな解釈で行うならというふうに思っております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）近隣住民という方、隣接集落のような解釈だと、今思いますが、あそこにおきましては灰床集落といった形であると思えます。

これは行政内でちょっと検討していただきたいんですが、灰床集落、当然区長を通じての住民説明会の依頼とか出てくると思えます。区長も河原の場合2年に一度かわるわけですが、今回の開発に当たっては全員反対しているかということ、決してそういうわけでもございません。当然賛成者もお

るわけです。それを区長さん方を通じてやるということですが、中立的な立場で区長さんにはいていただきたいと。賛成反対それぞれある中で、それを住民の窓口として皆さん方にお伝えして、集会の後寄ってもらってお話をするわけですが、反対が多数ではありますが、中には賛成方向の意思を表明されたというか、反対意思を表明されない方もおられるわけですので、その辺を含めて運用の中でその周辺住民への周知徹底の中で報告義務の中に、あくまで仲介される、区長さん窓口だと思えますけれども、あくまで中立的な立場でやられるように、極端に言う「あんたどんが聞くとおれどみや聞かん」とか、「あんたどんがこつはおら賛成だけん、応援するばい」とか、そういう問題じゃなくて、やはり民主主義の世の中ですので、中立的な立場で受け入れて、それを皆さんの総意として区長側としてまとめて申し上げられるような存在でなければならぬと思っています。その辺はこちらの指導側で幾分できやせんかなというふうに思います。決して今の区長さんが大賛成をされているというふうには言っておりませんが、反対の表明もされておられませんので、その辺考えて施行させてもらえるか、その判断をどこがやるのか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（坂梨公介君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）先ほどからお話を申し上げますけれども、今までは地元住民の方々に説明をしたかなかというのまでこちらのほうでは判断がしにくかったということでございます。それで、今回からはやっぱり地元でどのような意見があったのかどうかをきちっと明確に村長のほうに提出していただくということを一応、大前提にしております。その中身の精査については、うちのほうの執行部の幹事会として、副村長を会長といたしまして審議会をしております。開発行為なのです。その中でうたわせていただいて、そこで審議をしていただくならというふうに思っております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第13号、西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

日程第14、議案第14号、西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 海東義朗君 登壇 説明)

○産業課長(海東義朗君) よろしくお願ひします。

議案第14号について説明いたします。

議案第14号、西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、消費税及び地方消費税の改定に伴い、工業用水道料等について、規定の整理を講ずる必要があります。これが、この議案を提案する理由でございます。

あけていただきまして、西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例。

西原村工業用水道事業給水条例(昭和61年西原村条例第15号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

経過措置。

第2項、改正後の西原村工業用水道事業給水条例第23条第1項の規定は、施行の日以後の使用に係る料金について適用し、同日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

次ページに、参考資料といたしまして、新旧対照表のほうを添付させていただきます。以上でございます。よろしくご審議方お願ひします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

10番、田島敬一君。

○10番議員(田島敬一君) 消費税の8%ということで、4月1日から変わるということを前提とした改正案だろうと思います。今、消費も景気もGDPもなかなか伸びてこないという状況の中で、今、幾分商品が売れているのは、

4月1日からの消費税引き上げを前提として、駆け込み需要ということで大きな物が売れておりますけれども、なかなかそれ以外の物は買い控えというような、景気がなかなか上向かない状況の中で、私たちはそもそも消費税の引き上げは、経済状態を見て撤回すべきだということを主張しているところですから、反対いたします。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）今、反対討論がございましたが、先ほども国の法律で4月からは税率アップということで決定しておりますので、この工業用水の条例改正は妥当ではないかといまして、賛成いたします。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第14号、西原村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

日程第15、議案第15号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第15号について説明いたします。

議案第15号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成26年3月7日、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、給水区域の編入に伴い、条例を改正する必要がある。また、消費税及び地方消費税の改定に伴い、水道料金等においても条例を改正する必要があります。これがこの議案を提案する理由でございます。

あけていただきまして、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例。

西原村中央簡易水道給水条例（平成10年西原村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「西原村大字布田布田高遊高遊団地化粧塚社司原」の次に、「玉ノ迫東原」を加える。

第26条及び第34条第1項中「100分の5」を「100分の8」に改める。

附図を次のように改める。

あけていただきまして、附則、施行期日、第1項、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、改正後の第26条の規定は平成26年5月31日後の検針により算定した料金から適用し、同日以前の検針により算定した料金については、なお従前の例による。

第3項、施行日以降に新たに水道の使用を開始した水道使用者等の料金については、前項の規定は適用せず、この条例の改正後の第26条の規定により算出した料金とする。

第4項、改正後の第34条の規定は、この条例の施行日以降の申し込みから適用し、同日前の申し込みについては、なお従前の例による。

次ページに参考資料として新旧対照表を添付いたしております。また、5ページのほうに平成25年の12月定例議会におきまして採択されましたことを受けまして、新たに給水区域への編入予定箇所の拡大図を添付しております。

なお、附則の第2項、経過措置につきまして、西原村におきましては水道料金の確定につきまして2カ月に1回の検針を行っておりますので、1月、2月を平成26年3月10日までに、検針後の3月、4月分の使用料につきましては平成26年5月10日までに検針し、使用料に応じた水道料金が確定した金額については、改正法附則第5条第2項及び改正令第4条第3項、第4項の規定により、旧税率が適用されることとなります。以上でございます。よろしくご審議方お願いします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第15号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

日程第16、議案第16号、団体営土地改良事業計画概要について（日向・葉山・医王寺地区）を議題とします。

内容の説明を、産業課長に求めます。

(産業課長 海東義朗君 登壇 説明)

○産業課長(海東義朗君) 議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号、団体営土地改良事業計画概要について(日向・葉山・医王寺地区) 団体営土地改良事業計画概要について次のように定めることとする。

平成26年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由、西原村、日向・葉山・医王寺地区において、平成26年度から団体営ほ場整備事業として実施する土地改良事業計画について、計画概要を別紙のとおり定めるため、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決が必要であります。これが、この議案を提出する理由でございます。

あけていただきまして、団体営日向・葉山・医王寺地区土地改良事業計画概要書を添付いたしております。

事業計画概要といたしましては、日向・葉山・医王寺地区全体面積20.6haのうち、田18.1ha、畑0.1haのほ場整備事業でございます。事業主体は西原村です。

工事計画事業量としましては、2ページ目に第3章の④でございます。工事計画として、整地工16.3ha、計画田16.2ha、畑0.1ha、道路工1,424m、用水路工3,354m、排水路工2,581mであります。

3ページ目に、第5章でございますが、費用の概算としまして、総事業費3億3,800万円、事業実施の予定といたしましては平成26年度から平成30年度までの5年間を予定しております。平成26年度には実施設計、電柱等の移転、平成27年度及び平成28年度の2カ年で面整備の工事を行い、平成29年度で雑工事、平成30年度におきまして確定測量を行い、事業を完了する予定としております。

最終ページに今回ほ場整備計画事業予定地の地図を添付いたしております。以上でございます。よろしくご審議方お願いいたします。

○議長(坂梨公介君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員(宮田勝則君) すみません、9番議員、宮田です。

事業内容関係で、概要については、地元の受益者の皆さんの合意のもとにできているということが前提ですので、その辺では何ら問題はなかろうかなというふうに思っておりますけれども、質問の内容的には4月以降年度が変わりますと、この実施設計が具体的に入っていくという形になります。その中で、長々と団体営というのはなかなか西原村もやっていないというふうに記憶しております。小久保境が最後なのか、どの辺が最後なのかわかりませんが、団体営の事業を村主体になるというお話でございますけれども、この受益者の負担部分についてちょっとお伺いします。

県営、上の事業になると県営事業の採択があれば県営でやられた可能性も

高いと、また緑資金機構を使えば緑資金機構の中でやれるのも、ほ場整備事業あるという中で今回団体でございませう。受益者の負担行為について、比率的に、現在わかれば団体営の場合が受益者負担、村負担は幾らだと、何%だと、県営の場合はどれだけ、県営までで構いませんけれども、数字があればご紹介願えればと思ひます。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）確かに県営と団体営におきましては、負担率が異なつてまいります。県営につきましては地元負担が20%ということで、前回の例を見ますと村が10、地元が10ということでございませう。今回、団体営でございませうので、地元負担が30%ということで、いろいろ村長、財政とも協議をいたしまして、30%のうち地元負担を12.5でお願いするならということで当初予算のほうにも計上をさせていただいております。以上でございませう。

○議長（坂梨公介君）宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。県営と団体営の違いで、地元負担が20%から団体の場合は30%、10%ふえるというところで、その財源の中身を、30%の内訳をご紹介、当初予算のほうで受益者が12.5、村が17.5というお話で説明されましたけれども、県営の場合は10%なわけですね。開き的には2.5%の開きがあるというところで、最近やった中では布田の県営ほ場整備事業が一番最近、直近ということで、堀切峠を挟んで2.5%の違いが発生し出したという形になるかと思ひます。経緯的にはいろいろあったかと思ひます。布田と合体させてやろうというお話も進んでいたかと思ひますけれども、受益者の皆さんの負担がこれで30%をどういう内訳でするかというのを行政側で決めていいのか、規定の中にあるのか、その辺は定かじゃありませんけれども、第三者的な立場だからちょっと言えるんですけども、受益者の負担が隣の事業と自分のところの事業が比率が変わるといふ、公平性からはちょっとどうかなという気もしております。という中で、これは独自にできるものなのか、その辺ちょっとわかりませんが、検討なされて受益者の皆さんと協議のもとにその辺の納得までもらっているのか、その辺もうちょっと頑張ってくださいとか言われているのか、当初予算に計上しておるといふことでしたらそういうことかもしれませんけれども、考慮の余地があるのかですね。

というのが、現在概算の数量は間違い、ほぼないと思ひますけれども、事業費関係は概算なんですよね、あくまで。土地も非常に前回は事業の中でありましたが、表土をはいたらほぼ石だというような地形のほ場整備と、非常にコストがかかるというほ場整備になってくると思ひます、実施設計を入れたときにですね。その負担がまた受益者の皆さんに、この効果も入れてあります、便益性とかですね、この効果はこのとおりにいくのだろうかといふふうなあれもあります。非常に、もともとをたどれば10%の受益者と12.5%

の受益者負担ということで差があるというところも鑑みて、その辺の決定の経緯とか、その辺執行部がどのような経緯でこの決定までされたかということをちょっと説明願えればと思います。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）先ほど、私も4月から来まして、事業として実施を日向・葉山・医王寺地区では場整備を行うということで、当初団体ということで、県営事業として20ha以上に持っていけないかということで、大分地元もいろいろ努力をされたというふうに聞いておりますが、地域としてどうしても20haに達しないということで、今回団体で実施をするというところで、西原村として事業を進めるならというところで進めてきたということで、あくまでも今回事業をご議決いただければ、先に進むといたしますか、平成26年度から実施設計、確かにおっしゃるとおり河川、実際もう石が見えている部分もございますし、大変設計として実施設計をしてみないとなかなかわからない部分はあるかと思えます。

負担金について地元とお話をしたのかということでございますが、これは一応まだ地元とは話はしてありません。こちらのほうで、執行部としまして財政、村長と協議して決めた数値でございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）今から協議の中で受益者負担の提示をされて事業がスタートするのかなというふうに承りました。これはちょっと村長にお伺いするところだと思いますけれども、2.5%違いがあります。事業も30年度で一応終わるような計画ですけれども、この後も多分中身的には、まだ支給品とかしながら、いろいろ枝線の舗装とか関係は出てくるかと思えます。そういった中で区役で出られたりして、その維持とか保全活動を進められるわけです。12.5%と10%、2.5%の差、今の概算事業費からすると2.5%掛けますと約900万円ですね、地元負担が差があるというところですが、村の負担の部分で事業主体も村ということで、その辺のさじかげんは独自でできるかどうか定かじゃございませんけれども、10%でもいいような感覚も、私は第三者的な立場で言うと、思っております。

というのが、一山違いですよ。その前にほ場整備したのは小森ですね。順番的にはこう流れていっています、端と中と端のような感じで流れておりますけれども、たまたま2カ所は面積、十分足りて10%の負担と、その少しの差ですが、工面はできないのかという件と、財源の問題で宮山地域が一部辺地に指定されたところもあるかと思えます。ここが一部宮山地域が入っていますけれども、そこが該当するかどうか非常に厳しいところもあるかもしれませんけれども、そういう検討されて、幾分辺地債を使いまして交付税措置がありますと、自腹は余り切らんでいいようなところも一部出るのかなと、線引きの話だと思いますけれども、含めて受益者負担の12.5を極力

10に近づけるような手法といたしますか、村長のさじかげんだけで決めてもらっても困るんですが、議会の当然軽視してもらっても困りますけれど、何らかそういった形に持っていけないかと、皆さん方で議論をできればと思えますけれども、いかがですか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）はい、団体でやれば30%が地元負担ということであって、県営の場合は20%を地元と村で半々と、折半という形で今までやってきたということで、本来ならば団体でありますので15、15というのがパーセンテージでいうならそれが当然だったかなというふうに思っています。

団体になれば地元負担が多くなりますということは、地元の方もわかつてですね、これは。だから地元の方も20町になるように面積を広げるように努力をされたということでありまして、それがかなわなかったということでもあります。それを今の質問では10%が要望のようなお話でございますけれども、過去にもやはり団体でしたところがございます。そのときの数値を今ちょっとここで把握しておりませんでしたけれども、そのときがもし15、15で出されておったとかであれば、なかなか今回だけそうするというのも厳しいところがありはしないかと。今後の事もありますので、今後またこういったことになったときに、また、なら村が20、地元が10というふうになるのか、今までと比較しなければ、今までも多く出しておった集落があるならば、それはまたお叱りを受けはしないかなというふうに思っております。

そういうことで、あと、辺地債ですね。それはちょっと今後そこ辺ら見てみないとわかりませんが、それが可能であればそれあたりを利用するのも一つの方法でありますけれども、あそこも堀切のバス停から近うございますので、なかなか辺地債の範囲内に入るかどうか、そこら辺は定かではございませんけれども、そこらはちょっと調べてみたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）最後まとめてください。

○9番議員（宮田勝則君）まとめといたしますか、希望を含めまして、ちょっと提案なんですけれども、この事業に関しては当然認めるべきものでありますし、それをやっていきますけれども、中身ば見ますと工事計画の中で面整備16.36haでございます。道路工1,424m、額にすると1,660万円、用水路関係5,000万円、排水路関係多いですね、8,000万円関係でございます。

事業的には一連の事業ではありますけれども、例えば道路1kmどれしこですかね、1,600万円程度の道路でございますけれども、果たして受益者だけが使うのかと。これは村道と一部、村道改良と含めて村道改良一部とめる経緯もあります。そういった一部解釈的には村道の役割もするわけで、その中には受益者だけの負担が出る場合は、大抵は村道ではありませんですね。いったことで、その辺も兼ねて解釈の仕方を工夫するというか、みんなで協議

ができればと思うんですが、これだけではちょっと資料が不足しますが、その辺含めて極力受益者負担が減るような方策はできはしないかなと思います。

排水路に関しても雨水排水が入らんとかて、100%用水ばかりかて、もう捨て水ばかりという逆を言うと違うこともありはせんかなというふうな思いもしております。一般的には道路関係が一部村道のような部落の横を途中で今とめていますよね、中を通そうとか山側を通そうかということで一時期悩まれて、一応今のところとまっております。これが、茶色の部分が道路ならば一部村道の役割じゃないだろうかといったところも見えますけれども、この絵だけでは何とも判断しづらいです。そういったことを鑑みまして、いろいろ今度は工夫をしていっていただきたいと、それに対して産業教育のほうにはなるかと思っておりますけれども、その中で一緒に協議してやっていければよろしいのかなというふうに思いますので、その辺ちょっと聞く耳を持っていただきたいなというふうに思います。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）はい、あとまた受益者の方々と今後また煮詰めて相談するところもございます。今申されましたけれども、道路関係もどこのほ場整備も公共性があって、全ての方が使われます、この地区の方だけではなくして。小森、鳥子、ほ場整備もあの道路も受益者の方々が用地は提供してあの道路ができておるわけでございますので、そこら辺もご理解いただきたいというふうに思います。用水路にしろ、排水路にしろ、全てが今までもそのような形でやってきておって、今回だけが村が使う道路じゃなかるかなじゃなくして、全ての道路が村が使う、地元が使う道路であるということをご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第16号、団体営土地改良事業計画概要について（日向・葉山・医王寺地区）原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 1時44分）

(午後 1時57分)

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第17、議案第17号、平成25年度西原村一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 泉田元宏君 登壇 説明）

○総務課長（泉田元宏君）議案第17号についてご説明いたします。

議案第17号、平成25年度西原村一般会計補正予算（第7号）。

平成25年度西原村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億338万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,169万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成26年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容のご説明をいたします。6ページをお開きください。

繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

2 総務費、1 総務管理費、公営住宅火災消失建物撤去事業380万円。

3 民生費、2 児童福祉費、子ども子育て支援新制度事業377万円。

5 農林水産業費、1 農業費、星ヶ丘地区排水施設整備事業1,830万円、日向・葉山・医王寺地区ほ場整備事業430万円。

6 商工費、1 商工費、鳥子工業団地整備事業4,121万2,000円。

9 教育費、2 小学校費、山西小学校体育館天井改修事業2,699万7,000円、河原小学校体育館天井改修事業2,900万円。

以上7事業、金額で1億2,737万9,000円となっております。

7ページをお願いします。

債務負担行為補正でございます。

L G W A N システムリプレース、期間の平成25年度から30年度は変更あり

ませんが、限度額が270万4,000円が、変更後393万5,000円となっております。

8ページをお願いいたします。

地方債補正でございます。

起債の目的、3全国防災事業債、補正前の限度額1,620万円、補正後の限度額3,310万円、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、補正の主なものについてご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1村税、項1村民税、目2法人580万円の増額補正でございます。項2固定資産税、目1固定資産税800万円の増額補正でございます。項4市町村たばこ税1,000万円の増額補正でございます。

12ページをお願いします。

款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金958万3,000円の増額補正でございます。

13ページをお願いします。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1,132万9,000円の増額補正でございます。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金209万8,000円の増額補正でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金1,147万7,000円の減額補正でございます。主なものとしましては、児童手当国庫負担金でございます。

項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金852万3,000円の増額補正でございます。河原小学校体育館天井改修事業の学校施設環境改善交付金等でございます。

款20諸収入、項3雑入、目1雑入4,418万5,000円の増額補正でございます。主なものとしましては、高遊原南消防組合解散に伴う配分金でございます。

款21村債、項1村債、目3全国防災事業債1,690万円の増額補正でございます。河原小学校体育館天井改修事業に伴うものでございます。

続きまして、歳出をお願いします。

今回の補正につきましては、年度末でもございますので、不用額を各款、項、目ごとに減額補正をさせていただいております。

21ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目2財産管理費577万6,000円の増額補正でございます。土地購入費として649万6,000円を計上しております。目7基金費1億2,982万2,000円の増額補正でございます。公共施設整備基金積み立てに1億3,000万円積み増しをいたしております。

24ページをお願いいたします。

項 5 統計調査費390万円の減額補正でございます。地籍調査事業委託料350万円の減額補正等でございます。

25ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 2 老人福祉費1,216万5,000円の減額補正でございます。主なものとしましては、包括支援センター業務委託料900万円等でございます。目 4 障害者福祉費524万円の減額補正でございます。

27ページをお願いします。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費2,093万4,000円の減額補正でございます。主なものとしましては、学童保育の指導員報酬及び児童手当等でございます。目 2 児童措置費1,064万9,000円の減額補正でございます。非常勤職員報酬、臨時雇賃金等の減額等でございます。

29ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費488万6,000円の減額補正でございます。委託料の減額等でございます。目 5 合併浄化槽費303万円の減額補正でございます。

31ページをお願いいたします。

款 5 農林水産業費、項 2 林業費、目 2 公団造林費404万円の減額補正でございます。

32ページをお願いします。

款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路新設改良費436万円の減額補正でございます。工事請負費400万円の減額等でございます。

33ページをお願いします。

款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費2,806万円の増額補正でございます。河原小学校体育館天井改修工事等でございますが、あと37ページの予備費に3,690万9,000円の増額補正を行っております。以上でございます。あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）19ページです。村債ということで、これ河原小学校体育館天井ということで改修、これは教育にも関係することでもあり、また防災という点でも関連があるということで、この点についてお尋ねしたいと思っております。

今、3.11の3年経過ということで、テレビや新聞などで災害について、どのようにしたら少しでも被害が少なくできるのかということで、毎日のように特集が組まれたりしてございまして、私も何か教訓が得られないかということでじっくりと見てきました。その中で、確かにこれは天井が落ちるとい

危険ということでも大事なことだろうと思いますけれども、もう一つ、せっかく天井を改修するならば、屋上というか屋根に、ヘリコプターから見えるようにするという対空表示ということが、大変災害対策では効果をもたらすということが、もう既に1995年の阪神・淡路大震災のその前から、実は先進的などころでは取り組まれ始めておりまして、東日本大震災のときにははいよいよもって防災出動された方々が、もしヘリコプターから見えるヘリサインというものでもありますけれども、それがあっていたならば、もっと効率的に救助活動ができたのではないかというふうなことを教訓として語っておられたのが大変印象的でした。

ヘリから見ますと、どこに避難者がおりまして、助けを求めているというのが探しやすい。それが対空表示というものだと思います。本当は一般質問で取り上げるのが本当かもしれませんが、防災は待ってられませんので、早目にちょっと問題提起ということでお尋ねしてみます。以上です。

○議長（坂梨公介君）どなたにお尋ねですか。

○10番議員（田島敬一君）まずは教育のほうで。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）今回はつり天井の問題ということで、耐震関係の平成27年度までに全て工事は完了しなさいということでありました。山西小学校につきましては先に補正を組ませていただきまして、河原小学校については平成26年度ということで当初お話がありましたが、前倒しでということでございましたので、今回の補正になったわけであります。

ご質問の防災関係、天井に何らかのということですが、それにつきましては本来、村長さんのほうでまたお答えいただくかもしれませんが、今自分がちょっとご意見をいただいた中では、やはり大都市のごみごみしたところでは当然これは必要かなというふうに思います。3.11が昨日、おとといでございまして、いろいろな報道もされておりました、やはりあの中ではどこに誰がいるというようなのは非常に厳しいところがあったのかなというふうに思いますが、西原村内では学校施設はもうすぐ、空から見ればわかるという部分もあります。ご指摘は当然意味はわかりますので、ですけどもそういった感じを受けさせていただいております。

そしてまた、これは河原ですけれども、果たして河原の場合、大水等の場合ですね、どちらかという上の方ですね、もともと保育園とかあちらのほうに子どもたちは誘導するという方向で今河原は考えているところでありますので、屋根に云々という状態では、今は考えていないということであります。以上です。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）今の田島議員のほうから、東日本大震災における空からの支援、こちらについてのお尋ねかと思えます。確かに言われるとおり、

地理にふなれな他県からの応援ヘリにつきましては、この防災施設拠点ヘリ、ヘリサインですね、こちら側が書いてあれば、非常に安易に作業ができるのかなとは思いますが。平成23年の大災害におきまして、県のほうからもその年の7月だったですかね、県の危機管理防災課、そちらのほうから防災拠点施設ヘリサインの設置の調査がっております。村としましては、西原村役場と両小学校のですね、希望を一応出させていただきました。県のほうで調査されまして、現在役場の屋上のほうに西原村というヘリサインのほうを設置しております。今、教育長のほうからは両小学校のほうは必要ないんじゃないかというふうなお答えでございますけれども、役場としましては屋上のほうに、一応西原村のヘリサインを設置しておるところでございます。以上でございます。

○10番議員（田島敬一君）はい、わかりました。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

これはページ数からいいますと22ページです。担当は企画商工課だと思います。その12番の地域づくり推進費、これが減額が30万円というふうに減額なされておりますが、500万円に対して地域の推進費と、補助金ということについては設立当初からちょっと携わってまして、故吉川課長の時代に設立されたというふうに記憶しております。これは昔婦人会が納税会の組合として活動をやっておられたその見返りということで、各集落ごとに均等割と戸数割で分配されたというふうに記憶しておりますが、これは全部各集落に均等と戸数割で分配しても、恐らく自分の記憶が正しければ450万円にしかならないというふうにも思います。

それで、以前まではその残った50万円についてはいわゆる優良活動団体、そういうふうに残った分を分配していたというふうに記憶しておりますが、満額使えということは言いませんけれども、この30万円まず残ったいきさつについて、ちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（坂梨公介君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）500万円の予算に対しまして470万円が執行ということでございまして、30万円の減額と今回させていただきますけれども、もともと当初から均等割、戸数割をさせていただいておりまして、均等割につきましては地区の4万円から5万円ということで、ご存じのように村からいろんな賃借料団体があるところについては4万円と、多額ですね、それでないところにつきましては5万円ということで区別をさせていただいております。

30万円を残したところで戸数の全体を分配の配当分という形で、その30万円は何かというと、今後出てくるであろうという新しい新興住宅の方々のそ

ういった思いが地域づくりにあった場合の予備費として30万円をとっていただいて、470万円を分配するという形で一応分配の計上をさせていただいておるところでございます。

先ほど、450万円の経緯については私もちょっと知らなかったんですけども、一応今の担当者と協議の中では、均等割、戸数割という形で30万円はいつでも、今新しい新興住宅が出てきてまいっておりますので、その方々についても地域づくりのそういったお話があればご相談に乗ってということで、予備として30万円をとらせていただいたところで、平成25年度につきましてはその残額が出たということでこの計上をさせていただいております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）今、高本課長の話で納得はしましたんですけども、当初これはいつからその470万円になったかというのはちょっと私もわかりませんので、当初は450万円だったというふうに記憶しております。そして例えば布田集落あたりが壁新聞等いろんな地域活動をやっているところに関しては優良地区ということで、その均等割、戸数割プラスその残った50万円の中から、また新たに活動費として配付をしていたというふうに、自分はそういうふうに記憶していました。470万円ということであればそれはそれでいいと思います。

もう一つこれに関連しまして、今教育委員会のほうで社会教育委員のほうに分館長等のあり方というようなことで、今の分館長制度について今後どうすればいいかということで諮問がっております。これは急がなくてもいいということですので、いずれ答申がなされるだろうと思いますが、なぜこういふことを言ったかということは、いわゆる地域づくり推進費というこの名前のもとに、分館長さん、昔の分館長さんは非常に村の体育行事のお手伝いとして非常に忙しい立場でありました。もしかしたら区長さんよりも忙しい立場の人もしゃったかと思いますが、今ははっきり言いまして分館長さんというのは昔でいうならば半分以下の活動ぐらいしかなされていないかというふうに思います。

昔、モデル公民館設置費補助金というのを単費で設置していた記憶がございます。これは曾我教育長が一番ご存じかと思いますが、そのモデル公民館というのをもう一回復活したらどうかというような話も今出ておまして、この地域づくりイコール分館の活動というふうな名前で位置づけてもらって、これを全部が全部じゃありませんけれども、そのモデル公民館に指定された集落については、この地域づくりの、まあ言うなら30万円今ありますけれども、これはまた別の集落の活動費に充てないといけないというような答弁でしたが、こういうのをうまく活用していただくと、そっちの役割、いわゆる教育委員会的な役割のほうも若干解消できるかなというふうに思っております。

す。これはここで答弁云々じゃございませんけれども、せっかく地域づくり推進費という名目でこういう予算枠がとってありますので、それを今からうまく活用していただきたいというふうに、要望です、思います。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）ページでいきますと25ページです。昨日林田議員のほうから一般質問の中で包括支援センターの設置ということで、ほかにもいろいろあったんですが、質問があったというふうに思いますが、この25ページの委託料の中で、包括支援センターの業務委託料の900万円というのが減額をされております。これについては片島課長のほうから常任委員会の席でも、昨日の林田議員の答弁でも大体述べられて理解はしておりますが、問題はこの予算の組み方といいますか、これを900万円が昨日の片島課長の説明で大体理解はしたんですけれども、極端な話を言いますと、ことしの新年度予算、各課予算を積み上げますと、初めは2億円ほど予算超過、オーバーをしておったというふうなこともお聞きしておりますし、例えば900万円という額というならば、非常に4億円からすれば20分の1近くの額にもなります。それを1年間塩漬けにしておいて人材がいなかったとかいろいろあったんですけれども、予算の組み方として、隣町からの雇用が見込めたとか、見込めるだろうとか、それから社協からの連携で大体3名で300万円の3名分の900万円というふうに予算を計上されておったというふうに思います。

これも要望なんですけれども、住民課長のほうにお願いをいたしますが、住民課長も平成16、17年、当時の総務課の財政のほうにおられたときに財政改革で非常に奮闘された第一人者の一人というふうにも思っています。こういうふうな900万円という、約1,000万円の予算が計上された中で、1年間塩漬けにされてそれを執行できなかったというふうな予算の組み方ということがいかなものかなというふうにも思いますし、当時の財政担当だったときの財政の各課の調整にも当たった当時の担当として、片島課長のこの900万円に対する予算の、当時の当初平成24年12月の組み方について、個人的でもいいですので、塩漬けになったのはこれは事実だし、減額でも落とされているのも事実ですし、当時の予算的な組み方についてどうお考えだったのかということについて、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）当時、平成24年12月ごろの予算編成ですので私が直接携わっているわけではなかったんですが、前任課長から聞いたところを昨日報告させていただいたところでもあります。ただ、今、村上議員がおっしゃったように、1年間いろいろ手を尽くしたにもかかわらず、結局は執行できないと。900万円はもうやがて1,000万円近くする一般財源ですので、これは全て税金です。今おっしゃったように、当時の行財政改革に着手するときに

は、やっぱり無駄、むら、無理を全て省いてやろうということからすれば、個人的には本当に残念で仕方がないと思っています。これがまた使えなかったということは、結局税務課が一生懸命徴収努力されますけれども、それに対して非常に申しわけないという気持ちでいっぱいですけれども、編成の段階でどうだったかも、できなかったから落としてしまったというのもあるんですけれども、本来であるならばある程度見込めた段階で予算はやっぱり計上していただく、もしくは自分たちでもそうなんです、すべきかなと。これは今後の反省も、非常に課題もあるかと思えますけれども、個人的には一応そのようには思います。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）予算項目が委託料等ということで、いつの時点でこの予算の執行が難しいと判断されたかということとはちょっとはつきりわかりませんが、予算のこの課長の答弁の中であるのは、人件費等にも委託料であり目的外のためという、懸念されるためなかなか組み替えができなかったというふうに書いてありますが、よければ、これも村長ほか各課長にお願いなんですけれども、こういう形にならないようにするのが一番真つ当な予算の執行の仕方だろうと思いますが、もし万が一こういう形になった場合に判断をされるようであれば、さっき言われたように税金の有効利用という形で、900万円というのは村にとっても大変な大金でありますし、税金でもありますので、有意義な執行をされるために勇気ある組み替えといえますか、そういう執行の仕方もあるんじゃないかなというふうにも思います。これは要望です。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）歳出が一般管理費、報酬の部分で、区長の年報酬、20ページですね。戸数割でマイナス24万円となっておりますけれども、人口的にはふえておりますけれども、何でここで戸数が、1軒4,000円にした場合、60軒分の減額になりますので、なぜこんなに数字が上がってきたのかなという思いと、10番の交際費、村長の交際マイナス31万円。本来なら村のトップであります村長、本当にいろんな交際があると思いますけれども、毎年交際費が減ってきているような感じでございますので、もっと使う部分は大事なお金でございますけれども、税金だからですね、要る分はしっかりと使ってもらって、村民のために使うお金であれば問題ないんじゃないかと思ひまして、ちょっとお尋ねしました。ここは総務課長と、ちょっとお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）まず、区長報酬の件でございますけれども、当初区長報酬の予算を組みますときには、戸数割を1,950戸で一応計上させていた

だいております。それから実績では1,863戸ということで、実際は人口増、世帯増を見込んで予算を計上させていただいておりますけれども、こちらが予想した世帯増が見込めなかったということで、最終的には減額補正ということになっています。当初から若干余裕を持って予算を組ませていただいた部分でもございます。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）またことしも減額をさせていただいております村長交際費でありますけれども、なかなかこの、表に出して使われないところがかなりございます。確かに村を代表していろんなところに行っておりますけれども、それも自分で出さなければならぬと。言うならば、例えば自民党大会とか新春の集いとか、村を代表して行くわけでありましてけれども、それも自腹ということでございます。いろんな会合に行きましても制約がございますので、出せないということで、自腹ということになります。その分給料はもらっておりますので、その中から出しておきます。

○4番議員（西口義充君）はい、わかりました。

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）1番議員、坂本です。

歳入の中で市町村たばこ税というのがありますけれども、これで1,000万円補正額が上がっております。ここの庁舎のほうがたばこが吸えなくなって、今外で吸ったりとか、そういうのがされていますので、こういう税金は微妙な税金であります。体を壊しながらたばこを吸って税金を納めるという税金でありますけれども、この1,000万円入っておりますので、例えば禁煙になっているこの庁舎ですけれども、分煙室をぜひつくっていただければと思っております。村長、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）たばこ税は毎年毎年今ふえております。それもコンビニあたりがこの西原には多いということでふえて、今では一応4,600万円ほど予定をしておりますけれども、その中で分煙室ということでございます。今ご存じだと思いますけれども、2階のほうは全て室内では吸わないということで、1階の裏の入り口の所に今、あそこに灰皿をつくって置いてあります。当面はあそこをちょっと見ながら、部屋にどこがいいかなということも大分検討しましたけれども、なかなかあいている部屋もございせんので、つくるならまたその部屋をつくらんと、別につくらんといかんという思いであります。当面は東側の裏の玄関のところ、玄関というか裏の入り口のところにたばこの灰皿を置いておりますので、そこを見ながら分煙室をどこにつくったらいいか、敷地内禁煙とするのか、いろいろ考えなければなりませんので、そうならばあんまりじゃなかろうかなというもので、庁舎内禁煙と

ということで進めていくならばというふうにこの前も言うておりますので、分煙室も今後また、しばらく今の状態を見ながら考えていきたいというふうに思います。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）すみません、9番宮田です。

今、坂本議員の質問の援護射撃じゃございませんけれども、現在庁舎内禁煙運動が高まりつつになりまして、愛煙家の皆さん非常につらい思いをしておると。命を削っておるかという決して命を削っておる意識は本人はないわけで、医者からもいろんな注意勧告を受けながらも、どちらのリスクを背負うかということでそれを判断されて吸われているのだと思います。

現在、裏口に喫煙できるスペースということで、温情的につくられておるように思いますけれども、非常に危険を伴う場所かなと思います。やはりプロパンガスの前でぼんといえますと危ないということで、逆に敷地内禁煙にした場合、敷地外まで出て喫煙される傾向があります。

これはちょっと副村長おられますけれども、例に挙げて言わせてもらいますと、県庁庁舎内は喫煙スペースを分煙されておったかと思いますが、各階にですね。県も出先に行きますと、教育絡みの各高校、学校、高等学校は熊本県立であるところは県の所管でございます。敷地内禁煙に全部されておりますね、最近。どこで吸っておるか、敷地の外にまで行って職員が吸っていると。非常に住民が見た中で見苦しいという批判を受けながらも、そこでしか吸えないということで吸われているという状況で、やはりそれは吸っておる当人たちも堂々と外で吸っておるわけじゃありません。隠れて見苦しくないという場所を探しながら吸っておるわけですけども、ある意味、法で規制を締めた結果、意外と変な方向に進む場合もあります。やはりどこかの指定した場所で禁煙者並びに受動喫煙がないような形で早急にやっていただきたいと。

私は愛煙家だから強くは言いませんけれども、常識的なところで敷地内禁煙というと非常に第三者、住民から見た側で、役場職員が外、道端まで出て吸いよつたと、いつか始終あそこへ出て吸いよらすばいという話が非常に出てくると思います。現に県立高校の学校は非常に厳しいひんしゅくを買っているのが現状です。先生方も非常に厳しい思いをされておると。中学校はどうかちょっと知りませんが、小中学校もそういった形になると非常に厳しいようなお話が出ると思いますので、やはり公共施設内、分煙を、これはトップの一声で変わりはせんかなと思います。対応が早急にできるかどうかは疑問ですけども、早急にやっていただきたいと思います。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）はい、おっしゃるとおりでございます。敷地外では本当

に見苦しいと思います。役場ですればこの裏の道路にいて吸うのか、県道端まで行くのか、いろいろあると思います。全然健康に悪いわけではないと思います、たばこは。この前、日赤にドックに行きましたところ、事情を言うて「ストレスもたまってたばこを吸わんとしょんなかですもんな」と言ったところ、なるほど、「わかります、わかります」と病院の先生がおっしゃったように、やはりストレスを和らげるためにはたばこも一つの効果があるという、自分なりには思っております。そういうことで、それは雑談として、早目につくってくれということでもあります。それにできるだけ早く応えられるよう、場所が2階、農業委員会のあの部屋もちょっと考えましたけれども、余りよすぎる部屋ということで、どこがいいかなという、大分検討はしたんですけれども、なかなか場所が見つからなく、屋上にするかとか、いろんなところもございましたけれども、今あそこら辺の場所をまだ検討しなきゃならないんじゃないかなというふうに思います。敷地内は禁煙可ということでさせていただくならばと、私もたばこを吸いますので、その辺の思いでおります。

○議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございせんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）先ほどの質問でヘリサインということで、これは私が発言するのは今回が初めてで、大変恐縮なんですけれども、何しろ西原村にも活断層が通っておるということで、決してよそごとではないという災害、この対策は村長もたびたび発言をされておりましたことを記憶していますけれども、西原村民が避難所としてありますところは、両小学校以外にもございます。中学校もありますし、また大きな施設も構造改善センターだとか幾つかございますし、かなりの人数がそこに避難されるということになりますと、やはり上空からいろいろな連絡を受けて、どういう物資をどこに持っていかないかとか、いろいろ連絡があったときにきばきと行動に移せるということは、やはり必要ではないかということを感じるわけでは

熊日新聞、先ほど言われましたけれども、3年前の東日本大震災が終わった3カ月後の記事なんですけれども、県が4,400万円の整備費をして、ヘリサインの整備を決めるということになったきっかけは、熊本県の防災消防航空隊の平井司朗隊長が、やはり実際に石巻市に行きまして、ヘリサインがあったらどれだけよかったろうかというようなことを訴えられたことがきっかけだそうでございます。

先日テレビを見ていましたら、東日本大震災の発生した当日その翌日、翌々日、全国からヘリコプターが多数来ましたけれども、駐機場に止まった

ままほとんど動かない時間帯が結構あったということです。それはどこそこに行ってもどういうことをやってくれというような連絡が届いていなかったと、連絡がない以上はどこに行ったらいいかわからないと、こういうようなことで、やはり情報の錯綜や不慣れというようなこともあります。ぜひ今後の課題として考えていただけたらというふうに思います。また一般質問でやりたいと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかに討論ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）田島先生の一応反対討論ということで、賛成討論みたいなお話をされました。村長がいつもおっしゃられる安心・安全、これは決めたらずっと冒頭から言われておりますので、非常に強い思い、西原の消防団長OBというところで、その辺の思いも非常に強いというふうな中で、いろんな補正予算が出てきておりますけれども、災害はいつ何どき起こるかわからないというのが常でございます、私が要望しておるのもまだまだできていないのもいっぱいあります。まず優先順位の中で、その辺判断されてやっていくものだと思います。年が明けますとすぐ梅雨に入ります、梅雨の対策も含めてやっていかねばいかんのでしょうけれども、村独自でやる部分と県、管理者が違う部分もありますし、その辺含めて要望的なお話で結局田島先生も反対されましたけれども、要望的には前向きにもっとやってくださいというところで賛成討論とします。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第17号、平成25年度西原村一般会計補正予算（第7号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

日程第18、議案第18号、平成25年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について議題とします。

内容の説明を、住民課長に求めます。

（住民課長 片島信幸君 登壇 説明）

○住民課長（片島信幸君）それでは、議案第18号についてご説明いたします。

議案第18号、平成25年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成25年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,959万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億5,025万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年 3 月 7 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6 ページの歳入予算をお願いいたします。

款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税278万2,000円の増額補正、これは平成26年 2 月中の収納額に 3 月末までの収納見込予定額を考慮して算出した額でございます。なお、26年 2 月末の被保険者数は1,997名、世帯数で1,069世帯となっております。

それでは次の 7 ページをお願いいたします。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 療養給付費負担金1,744万8,000円の減額補正、これは主に療養給付費負担金の補助金の交付決定に伴います減額補正でございます。平成25年度当初予算は平成24年度の療養給付金の変更交付申請額で計上しております。同じく国庫支出金の項 2 国庫補助金、目 1 財政調整交付金、ここに1,468万8,000円の増額補正をしております。これは普通調整交付金及び特別調整交付金の補助金交付申請に伴う増額補正でございます。この財政調整交付金につきましては、法律の定めによりますと、国も県も 9 %となっております。この普通調整交付金につきましては、国の分は 7 %、特別調整交付金につきましては 2 %と規定されております。

それでは同じページですが、款 4 療養給付費等交付金、項 1 療養給付費等交付金、目 1 療養給付費等交付金、こちらに704万4,000円の増額補正をしております。これは社会保険診療報酬支払基金の拠出対象額の変更交付決定に伴う増額でございます。これは主に退職被保険者にかかわる分になってまいります。

次、あけていただきまして 8 ページをお願いいたします。

款 7 共同事業交付金、項 1 共同事業交付金、目 1 高額医療共同事業交付金、こちらに800万円の増額補正をしております。また、目 2 保険財政共同安定化事業交付金、こちらに167万9,000円の、こちらは減額補正でございます。これは共同事業交付金の最終見込み額の増減をさせていただいております。

款 9 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 基金繰入金、こちらに2,000万円の増額補正をしております。これは昨日の一般質問でも村長が答弁しましたように、本年度の療養給付費等が 4 億2,000万円をもう超える見込みでございます。国民健康保険特別会計の財政運営に支障を来すことがもう予測されるために、やむを得ず国民健康保険財政調整基金から繰り入れることといたしております。

同じく款 9 繰入金、項 2 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、こちらに

459万4,000円の増額補正をしております。こちらにつきましては法定内の繰り入れになります。全て最終の補助金交付決定、実績等に伴う増額でございます。

9ページをお願いいたします。

款11諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1一般被保険者延滞金、こちらに130万円の増額補正。これは一般被保険者延滞金の平成26年2月中の収入額に3月末までの収入見込みを考慮して算出しております。

歳入の主なものは以上でございます。

次、あけていただきまして、10ページの歳出予算の方をお願いいたします。

事務費等につきましては、今後の執行予定を精査した上で不用額を算出し、減額補正をいたしております。款2の保険給付費からご説明をさせていただきます。これは10ページの下段のほうになります。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、こちらに4,000万円の増額補正、これは平成25年4月から平成26年1月までの支払い実績及び平成26年2月から3月の支払い見込み額を考慮しての増額補正でございます。

同じ保険給付費の目2退職被保険者療養給付費に100万円の増額補正をしております。これも一般被保険者と同様の理由での増額補正でございます。この退職被保険者につきましては、昨年12月で1,400万円ほどの増額補正をさせていただいておりますけれども、この給付費総額が4,000万円を超える見込みとなりましたがために、執行ができないと予測されますので、増額補正をさせていただいております。

11ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、こちらに350万円の増額補正。こちらにつきましても平成25年度4月から26年1月までの支払い実績及び本年2月から3月の見込み額を考慮しての増額補正をいたしております。

同じ款2の保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金、こちらに210万円、こちらは減額補正をしております。当初予算では出産一時金の42万円、1人当たり42万円ですけれども、15名分を計上しておりました。現在までの実績とあと母子手帳の発行状況等で10名分と見込みまして、不用額を減額補正しているところです。

款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金、次の款6介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付金につきましては、歳出の予算の補正はございません。これは歳入の予算補正でありますのが、そちらを充当しておるために、このように財源組み替えという表示になっております。

12ページをお願いいたします。

款 7 共同事業拠出金、項 1 共同事業拠出金、目 1 高額医療費共同事業拠出金、こちらに115万6,000円の増額補正、同じく目 2 保険財政共同安定化事業拠出金、こちらは55万9,000円の減額補正でございます。いずれも平成25年度保険財政安定化事業拠出金の額の確定に伴う補正でございます。

款 8 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費、こちらが130万円の減額補正。主なものは健康診査の実績に伴う特定健康診査委託料の減額補正が主でございます。

次の13ページをお願いいたします。

款11諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 3 償還金、こちらが124万9,000円の減額補正をしております。これは平成24年度分の療養給付費の負担金の実績報告に伴いまして、昨年12月補正で増額補正を一旦行っておりますけれども、本年 2 月 25 日に最終確定の通知が来ております。その差額分で最終的に126万円ほど返還をしなくて済むということでございましたので、その差額分の減額補正をさせていただきました。

これらの財源の不足分としまして、予備費から11万6,000円の減額補正をさせていただくものでございます。以上でございます。あとは議員各位の質問により、お答えさせていただきます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7 番、林田議員。

○7 番議員（林田直行君）7 番、林田です。

昨日の一般質問のほうでも大変苦慮されている国民健康保険の特別会計でございますが、補正でも11ページ、高額療養費ですね。大体普通聞けば高額療養費が何名からいけばもうパンクだというようなことを、すぐ聞いておりますが、大体今どういう状況で増加しているのか、早く言えばどれぐらいの人数で年々ふえて、どれくらいいつているのかということ、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）特定疾病といいましょうか、透析とかその辺で一番お金がかかるところがあるかと思えます。この人工透析等につきましては500万円から600万円ほどお一人にかかるということもありますと聞いております。国保で、今現在、昨日一応確認をとったところでは、国保の加入者の方で5名ということでした。それと後期高齢者医療で11名、あと障害の担当のほうに更生医療の申請等が出ていますので、透析になってくると障害の申請をなされると思えます。そちらでいきますと17名ほどということなので、あと、その差分が社会保険の方ではなかろうかということは、一応今確認できているところでは、以上です。

- 議長（坂梨公介君）7番、林田議員。
- 7番議員（林田直行君）今、一応人工透析が主というようなことでしょうか。
- 議長（坂梨公介君）どうぞ。
- 住民課長（片島信幸君）昨日確認したのは、一応たまたま透析の方はどれぐらいいらっしゃるか。あとは昨年補正のときに心臓の手術をなされたとか、脳の手術があったかな、そういうところで高額が発生、昨年の夏の補正の段階ではもう既に、もうお金が足りないぐらいに、もう情報がすぐ来ていたということもあります。その方の場合は、お一人に1,000万円近くの医療費が発生したということも聞いていますし、退職医療のほうではお一人300万円近くの医療費が発生したと、うちが支払う分ですね、そのような情報ですので、今現在継続的になされているのがやっぱり透析のほうじゃないかということで、昨日確認したところです。
- 議長（坂梨公介君）7番、林田議員。
- 7番議員（林田直行君）昨日の質問でも言いましたが、高齢化になれば先ほどのような疾病がどんどん出てこられる住民の方がおられると思います。それで、国民健康保険危機感があると思いますが、住民課長は今後も予防のほうも対策を練られまして、執行されますよう、よろしく願いしておきます。
- 議長（坂梨公介君）要望ですね。
- 7番議員（林田直行君）はい。
- 議長（坂梨公介君）ほかにございせんか。
（「質疑なし」の声）
- 議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございせんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第18号、平成25年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（全員起立）
- 議長（坂梨公介君）全員起立であります。
よって、議案第18号は原案どおり可決されました。
日程第19、議案第19号、平成25年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。
内容の説明を住民課長に求めます。
（住民課長 片島信幸君 登壇 説明）
- 住民課長（片島信幸君）それでは、議案第19号についてご説明いたします。
議案第19号、平成25年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）。
平成25年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めると

ころによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出の予算の総額から、歳入歳出それぞれ409万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,138万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年 3 月 7 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6 ページの歳入予算をお願いいたします。

款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料、こちらに245万9,000円の増額補正をしております。これは平成26年 2 月末までの収納額に、年度末までの収納見込予定額を考慮して算出した額でございます。

主な要因としましては、第 1 号被保険者数の増加で、平成25年 4 月当初の介護保険事業報告の数値でいきますと、当初では1,742名、平成26年 2 月末現在は1,809名と、67名ほどの増加となっております。

次に、款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金、こちらに456万8,000円の増額補正、これは平成26年 1 月の補助金の交付変更申請に伴う増額補正でございまして、当初予算では第 5 期介護保険事業計画、これは平成24年から26年の 3 カ年の計画ですけれども、この計画の平成25年度見込み額を計上しております。本年度の介護給付費の実績の見込みとの差額そのものが、今回の主な要因となります。

続きまして、同じ国庫支出金ですが、款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金、こちらが444万5,000円の減額補正でございます。

これは平成26年 2 月現在で補助金の交付変更申請を行っております。それに伴う減額補正でございます。これに関しましても、主な要因は第 5 期の介護事業計画とその第 5 次計画の平成25年の見込み分と、本来本年度の実績の差、それがこの要因でございますけれども、市町村単位ですけれども、年齢構成とか、所得分布とか、その辺に応じて交付割合が年々下がってきております。平成22年度では9.15%ほどこの率としてございましたけれども、平成25年では8.57%と、年々ここが下がってきていると、年々減少しているところになってまいります。

続きまして、款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金、こちらが252万6,000円の減額補正でございます。こちら平成26年 1 月で補助金の変更交付申請を行っております。これに伴う減額補正でございます。

この介護給付費におけるこの交付割合、支払基金の交付といいますのは、第 2 号被保険者、通常現役世代と言われる40歳から64歳までの方、この割合が29%になっております。原資は全てその 2 号保険者の保険料でございます。

款 5 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金、これが354万円の減額補正でございます。こちら平成26年1月現在の補助金の変更交付申請に伴う減額補正でございます。

歳入としましては、大体大きなものでは以上でございます。

8 ページをあけていただいて、歳出予算をお願いいたします。

今回が最後の補正になりますので、経常的な事務経費につきましては不用額等をはじき出ささせていただいて減額補正をさせております。

この8ページの下段のほうの款2の保険給付費からご説明をさせていただきます。

保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費、こちらが809万5,000円の減額補正です。これも歳入のほうでも申しましたけれども、第5期の介護保険事業計画、こちらの平成25年度の見込み額、この介護の特別会計につきましては、この介護事業の計画に基づいた数値を予算の折には計上してまいります。それと実際のサービス費、そこにやっぱり当然ながら差が出てまいります。その差が主な減額の要因となっております。

9 ページをお願いいたします。

同じく給付費で、項3、これは一番上になります、項3高額介護サービス等費、目1高額介護サービス等費、こちらが63万9,000円の減額補正です。これは昨年12月の第2号補正で、高額サービス等費の伸びを昨年1年中の推移をもとに、12月から3月までの見込みを上げた次第なんです、実際はそこまでその見込どおりには伸びなかったというために減額補正をさせていただきました。

続きまして、同じページですけれども、款2保険給付費、項4特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス等費、こちらが50万5,000円の増額補正でございます。こちらにつきましても昨年12月の2号補正で、こちらはその段階でも増額補正しておりますけれども、施設サービス利用者の方のうち、低所得者の方の負担限度額の申請がふえてきておること、今後の予算執行に不足が生じるというために、一応増額補正をまたさせていただきます。

あとは最後のページの予備費に562万7,000円の増額補正をさせていただきます。以上でございます。あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第19号、平成25年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

日程第20、議案第20号、平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 片島信幸君 登壇 説明）

○住民課長（片島信幸君）それでは、議案第20号についてご説明いたします。

議案第20号、平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ334万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,068万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料、こちらが85万9,000円の減額補正。目2 普通徴収保険料、こちらが218万9,000円の減額補正でございます。これは平成26年2月中の収納額に、3月末までの収納見込み予定を考慮した額でございます。ちなみに、この被保険者数につきましては、1月末ではございますが1,062名、これの主な要因としましては、広域連合の算定見込み額を当初予算として計上します。平成25年度内の後期高齢者医療に年齢が到達される方、その新規取得者や有資格での転入者または死亡、資格喪失など、あと転出者等を全て含んだ保険料賦課金の対象者数値が増加しているということが主な要因になってまいります。

ここで、昨年12月には後期高齢者医療の保険基盤安定化の負担金を増額しておりますが、この保険基盤安定負担金が増えるということは、この保険料が減ってくるということにもつながってまいります。

同じページの款6 諸収入、項4 受託事業収入、目1 後期高齢者医療広域連

合受託事業収入、こちらが29万8,000円の減額補正。これは後期高齢者医療の健診、こちらで当初、これも全て後期高齢の広域連合が全ての数字を試算して町村に配布します。それを予算化するというごさいます、当初の見込み数としましては広域連合からいただいた資料では98名と、実際受診された方は63名ということで、その受診者の減による減額をしております。

7ページの歳出予算をお願いいたします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金、こちらを271万1,000円の減額補正をしております。これは広域連合の算定見込み額、これは当初予算での通知額ですが、これと歳入予算の保険料の減額がそちらとの連動分で減額になっております。

款3 保健事業費、項1 健康保持増進事業費、目1 健康診査費、こちらで63万5,000円の減額補正。これは健診受診者の減少に伴う後期高齢者の健診費が25万9,000円、26万円ほどが一応減額になります。それと事務経費の不用額を減額させておる次第でございます。

主なものは以上でございます。なお、平成26年度のこの後期高齢の特別会計では、全体額がわかるような形で予算を組み替えさせていただいております。明日、ご説明をいたします。

本来であれば、この補正予算で本来であれば組み替えたところでお示しをしたいというふうに思っておりましたけれども、もう既に一部の予算執行はしてあります。それでこれを組み替えるためには伝票の振り替え、それとあと一般会計の伝票振りかえと減額等々の処理を行った上での組み替えということがありまして、議案提出までの時間が不足したということもありまして、やむを得ず平成26年度の当初からとさせていただいております。以上でございます。あとは議員各位のご質問によりましてお答えさせていただきます。

ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第20号、平成25年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

日程第21、議案第21号、平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第21号につきましてご説明いたします。

議案第21号、平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ259万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,075万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

6ページの歳入予算でございますが、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益の水道使用料を260万円の減額補正をいたしております。当初予算では、1件当たりの平均使用料から給水件数の増加を勘案して料金を予算計上させていただきましたところ、給水件数は30件ほど増加したものの、水道の大口使用事業所の使用料が見込みを下回ったため、全体の給水収益が伸びなかったことと、一般家庭においても節水トイレ・洗濯機等の普及に伴うと思われる使用料の減により、減額補正をさせていただいております。

7ページの歳出につきましては、款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費37万円の減額補正、内訳といたしまして、今後の執行予定等を精査した上で、節11需用費50万円の増額補正、メーター購入55万円を予定しておりましたが、修繕対応をしたために、その差額25万円の減額でございます。ポンプ施設の動力機光熱費について、平成24年度実績に基づきまして、電気料金の増加を加味して算定しておりましたが、1カ月分ほど不足するため75万円の増額をさせていただいております。節12役務費でございますが、16万円の減額補正をさせていただいております。

説明、内訳のとおりでございます。

節16原材料費60万円の減額補正、当年今後支出の予定がございませんので、減額補正をさせていただいております。節18備品購入費11万円の減額補正でございますが、公用車購入時の入札結果に伴う減でございます。

項2営業外費用、目3営業外費用の積立金に1,000円の増額補正を行って

おります。また、予備費で222万9,000円の減額補正を行っております。以上でございます。よろしくご審議方お願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番、宮田です。

まず、給水収益で260万円の減との説明で、件数的には30件増ということでしたけれども、これ予想より30件増なのか当初見込みより30件増なのか、昨年の数から30件増なのかの確認と、大口使用者の大幅な減ということで、要因的に工場関係のところだと思えるんですけども、どんなことが起きていたのか、その辺。260万円だけ結構大きい額ですよ、ボリューム的にも。ちょっと説明の詳細ばちょっとお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）まず30件の見込みでございますが、例年大体30件ほど、村営水道内で昨年も実績として30件ほどふえておりますので、その分はふえるだろうという予測のもとで入れてありました。大口使用者、事業所というのが布田川沿いの牧場でございます、そちらのほうで大分、180万円ほど減になっております。一般家庭でも先ほど言いましたように、節水意識あるいは節水等の機器、ちょうど今、田島議員のほうから駆け込み需要ということでありましたように、洗濯機等、トイレ等ですね、ほとんどが今は節水機器でされているかと思えます。一般家庭のほうでもやっぱり80万円ほどの減額になっております。それはやっぱりそういう機器等の、節水意識もあるかもしれませんけれど、そういう機器の普及が進んできたのかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。布田川付近の大規模な方というとピンときましてわかりましたが、何か問題が、何か昔あったようなところかなと、事業所さんかなというふうな感覚で受けました。正しいかどうかわかりませんが、後ほどちょっとつかまえてお聞きしたいと思いますが、あと、30件というのは24年度末から25年度にかけてプラス30件だったというふうなお話です。了解いたしました。

給水区域は見直して今度またふえていますけれども、そこが宅地にすぐなるということはまずないわけでありまして、高遊関係、新設のところでは毎年30件ほど、これは税務課が一番詳しいかもしれませんが、出ているということで、何を聞かんとしとるか、大幅に事業者さんが180万円ほど減になっておるということで、その分の利用は今の水源で少し余力が出ておるといふことでもあります。実質の給水可能な量と、今のくみ上げ可能な量といふますか、日量で構いません、比率で言ってもらったほうがいいかな。実質

給水料でピーク時の給水料とバランス的に何割かどうか、これちょっと宿題になるかもしれませんが、後ほどで構いません、明日でも、お聞かせ願えればと思います。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）30件ほどは中央簡易水道内での増加でございますので、一般家庭では浄化槽のほうを見てみましても大体60基ほど、全部が全部新しい浄化槽ではありませんけれども、60件程度の補助を出しております。そのうち、それにつきましては30件ほど村営水道の中では、30件ほどふえているということでございます。

大体1日の使用水量が大体1,500tから1,600tぐらいが今1日当たりの使用量でございます。すみません、ピーク時につきましてはちょっと宿題とさせていただきます。それから能力についてもですね。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第21号、平成25年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

日程第22、議案第22号、平成25年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第22号につきましてご説明いたします。

議案第22号、あけていただきまして1ページ目をお願いします。

平成25年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、平成25年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成25年度西原村工業用水道事業会計予算（以下、「予算」という）、第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を、次のとおり補正する。

左から、科目、既決予算額、補正予定額、計の順で説明いたします。

まず、収入でございます。

第1款水道事業収益、1,637万7,000円、84万4,000円、1,722万1,000円。

第 1 項営業収益、1,034万8,000円、61万8,000円、1,096万6,000円。第 2 項営業外収益、602万8,000円、22万6,000円、625万4,000円。

次に、支出でございます。

第 1 款水道事業費用、1,637万7,000円、84万4,000円、1,722万1,000円、第 1 項営業費用、1,326万2,000円、マイナス13万9,000円、1,312万3,000円。第 4 項予備費、271万7,000円、98万3,000円、370万円でございます。

資本的収入及び支出の予算の補正は、今回はございません。

平成26年 3 月 7 日提出、西原村工業水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

2 ページ目をお願いします。

まず、収益的収入につきましては、当初予算では加味しておりませんでした超過使用量分の給水収益61万8,000円の増額補正、営業外収益の企業負担金収入22万6,000円の増額補正をいたしております。当初予算では 1 日平均給水量600トンで、水道料金及び企業負担金を算定しておりましたが、今回の補正につきましては平成25年 4 月から平成26年 1 月分までの実績と、平成26年 2 月から 3 月に使用する水量を推計して年間収入見込み額を算定しております。

3 ページの収益的支出につきましては、款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 原水及び浄水費の動力機電気料金は、水道施設のポンプ用電気料及び制御用機器等、電気料の 6 万4,000円の減額補正、目 3 総係費の給料は、3 月までの交付税確定に伴う一律4.7%減によるマイナス 8 万5,000円の減額補正、法定福利費は市町村共済組合負担金の確定に伴います 1 万円の増額補正、予備費に98万3,000円の増額補正を行っております。以上でございます。よろしくご審議方お願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第22号、平成25年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

以上で本日の議事日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、次の会議は明日14日午前10時より議事日程第4号のとおり行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 3時36分 散 会

第 4 号 (3 月 1 4 日)

平成 26 年第 1 回西原村議会定例会会議録

平成 26 年 3 月 14 日、平成 26 年第 1 回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成 26 年 3 月 14 日（金曜日） 議事日程第 4 号

- 日程第 1 議案第 23 号 平成 26 年度西原村一般会計予算について
- 日程第 2 議案第 24 号 平成 26 年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 議案第 25 号 平成 26 年度西原村介護保険特別会計予算について
- 日程第 4 議案第 26 号 平成 26 年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 5 議案第 27 号 平成 26 年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 6 議案第 28 号 平成 26 年度西原村工業用水道事業会計予算について
- 日程第 7 大津町西原村原野組合議会議員の辞職について
- 日程第 8 大津町西原村原野組合議会議員の選任について
- 日程第 9 益城嘉島西原環境衛生施設組合議会議員の選任について
- 日程第 10 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 11 組合議会報告
- 日程第 12 委員会報告

日程第 1 3 陳情書審議

日程第 1 4 委員会の閉会中の継続調査申し出について

追加日程第 1 発議第 1 号 「要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書」の提出について

1、応招議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	坂 本 隆 文 君
2 番	中 西 義 信 君
3 番	村 上 貞 廣 君
4 番	西 口 義 充 君
5 番	上 野 正 博 君
6 番	山 下 一 義 君
7 番	林 田 直 行 君
8 番	坂 梨 公 介 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	田 島 敬 一 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	中 村 義 光 君
議会事務局書記	岩 本 千 波 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	日 置 和 彦 君
副 村 長	坂 本 武 君
教 育 長	曾 我 敏 秀 君
総務課長	泉 田 元 宏 君
企画商工課長	高 本 孝 嗣 君
教育課長	塚 元 利 文 君
会計管理者	矢 野 富士男 君
税務課長	佐 藤 光 弘 君
産業課長	海 東 義 朗 君
住民課長	片 島 信 幸 君
保育園長	園 田 久美代 君

午前 10 時 00 分 開議

○議長（坂梨公介君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第4号のとおり行いますが、その前に、産業課長のほうから、きのうの答弁について申し出がっておりますので、これを許します。

産業課長。

○産業課長（海東義朗君）昨日の西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算の中で、宮田議員の質問によります1日のピーク最大使用量、それから全体能力の質問があつておりまして、調べさせていただきますということで答弁しておりましたので、本日わかりましたので答弁させていただきます。

1日の最大ピークが1,800 t、これが年間で二十日ほどございます。それから、給水1日当たりの全体の給水能力として2,226 t ございますのでよろしく願いいたします。

○議長（坂梨公介君）はい、9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番、宮田です。

昨日の質問に対しての回答ということでありがとうございます。ピークが1日1,800 t、それが年間二十日ほどあるということで、容量的にはマックスが2,226 t / 1日当たりということで、70%ぐらいの率的にいうとピーク時がなっておるということですので、万が一とまった場合というのは、電気がとまれば、実際にはほとんど止まるわけですが、そういった中で、容量的には1日配水タンクの量がちょっと形状が2,000 t ぐらいあるのかな、ちょっと定かではありませんけれども、そのくらいはあるのかないか、ちょっと確認もまたしたいところですが、何を言いたいかといいますと、けさ地震等が発生したと。また、落雷等で電気が切れるというところで、発電機が動き出すと汲み上げるわけですが、あくまで電気仕掛けというところで、配水タンクの容量をもっと大きくしとかなければいけないんじゃないかと。これだったら多分、1日停電しておけば水が空になると、それに水道の方はほとんど飲めない状況が出やしないかと。組合水道の方は、また別仕掛けということで、主に高さを利用した出水を利用されておるということで大丈夫とは思いますが、その辺をちょっと検討を今後していただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか、産業課長。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）確かに、きのう地震、あるいは停電等で、今でも落雷等による停電、あるいは水源地の異常につきましては、夜中でも各担当者

のほうに、どこが異常ですということでメールに行きますので、職員は夜中にでも出動して、センサーの調整とか電源の復旧とかリセットとか、そういうの出動している状況にあります。

また、容量につきましては、両方ともやられますと、確かにタンク容量が不足するかもしれませんが、今のところ秋田原水源、それから小峯水源、ありますけれども、途中でバルブでとめて調整しているといえますか、ですから小峯がやられた場合は、秋田原のほうからバルブをあけて調整するという具合に、余力は少しはありますので、そういう対応。両方やられたらちょっと大変ですけれども、将来的には、確かにおっしゃるとおり、配水池の検討が必要になってくるかと思いますが、確かに今の世帯数、確かに30世帯ほど増えておりますけれども、1世帯当たり2.77人ぐらいでございます。それから、今後の出生率、それから、きのうも言いましたように節水等を考えたときに、ちょっとその辺も検討した上での配水池の検討が必要かと思っております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

ちょっと参考までに、よその阿蘇管内ですけれども、阿蘇市さんの阿蘇の北部の豪雨被災で、相当の水源、市営の水道関係がやられたというところで、あそこの場合は、組合水道さんもあるわけですが、非常に豊富な水量を持っておる組合さんもあると、そちらとの連携を模索されて、早期に一部分は回復していったというところもちょっと聞いていますけれども、やはりその辺も検討の中に一つ入ってもいいのじゃないかなと。高さの関係とか並行して、小森水道もそうですけれども、水が足らんというお話もちょっと若干聞いていますけれども、緊急時に、通常の場合は、クロスコネクションという言葉で言われるように違法行為になりますけれども、水源が違うところ、水道組合が違うところは、つなげないというところですが、その辺、緊急時に隣に配管があって、隣は流れておる、隣は流れていないようなお話でならないように、その辺も今後の検討としてやっていただきたいと。谷の水道組合もとりあえず水のほうは余力が十分あります。秋田原の水源のところまでつなぐのも可能などころまではあるんじゃないかなとは思っております。若干、高さの関係で考えないかなところもありますけれども、そういったことも工夫の一つとして、今後検討していただきたいと思えます。

○議長（坂梨公介君）答弁、求めますか。

○9番議員（宮田勝則君）答弁は、検討をするという話だったら、いいです。

○議長（坂梨公介君）ただいま教育課長から、3月13日の会議における議案第10号、西原村全国大会等出場者激励金の交付に関する条例の制定について、第3条の一部を訂正しましたが、お手元に配付しました条例に再度、訂正し

たいと申し出がありました。内容の説明を教育課長に求めます。

(教育課長 塚元利文君 登壇 説明)

○教育課長(塚元利文君)おはようございます。

西原村全国大会等出場者激励金の交付に関する条例の訂正について説明いたします。

西原村全国大会等出場者激励金の交付に関する条例につきましては、先日、宮田議員より指摘がございまして修正したところですが、その後で内容を精査しましたところ、昨日、議決いただいた文言では、同一団体または同一個人が九州大会に出場し、その大会で優勝して九州代表として全国大会に出場した場合、あるいは個人として大会等に出場し、交付を受けて、その後、団体として出場する場合など、激励金の交付を受けることができなくなります。そのほかに、野球と陸上などで出場する場合に、どちらかで交付を受けていると、他の競技などでも助成金を受け取ることができないこととなります。西原村民として九州大会以上の大会に出場されることは、村にとって大変名誉なことであり、サポートする上からも激励金を交付いたしたく、同法の第3条中、「ただし激励金の交付については、同一年度に1回を限度とする」を削除いたしまして、第3条を「激励金の額は、前条に規定された大会の開催場所に応じて、村長が別に定める。」にいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ご審議方、よろしく願いします。

○議長(坂梨公介君)お諮りします。これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君)異議なしと認め、よって、教育課長からの訂正の申し出を許可することに決定しました。

日程第1、議案第23号、平成26年度西原村一般会計予算についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 泉田元宏君 登壇 説明)

○総務課長(泉田元宏君)おはようございます。

議案第23号についてご説明いたします。

議案第23号、平成26年度西原村一般会計予算。

平成26年度西原村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億6,019万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行

為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容のご説明をいたします。

7ページをお願いします。

第2表債務負担行為でございます。

事項、期間、限度額の順で読み上げます。

1、白焼きコピー機リース料、平成26年度から平成31年度、支払限度額171万4,000円。年度ごとの支払額は、表のとおりとなっております。

8ページをお願いします。

第3表地方債でございます。

1、臨時財政対策債、限度額1億5,470万円。

2、公共事業等債、限度額4,680万円。

3、緊急防災・減災事業債、限度額1,030万円でございます。

起債の方法、証書借入または証券発行、利率、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

続きまして、11ページからの歳入歳出のご説明をさせていただきます。

款1村税、項1村民税、目1個人2億1,262万円。目2法人3,945万5,000円で、前年度と比較しまして570万3,000円の増となっております。

項2固定資産税、目1固定資産税4億259万1,000円。新築・増築家屋を見込んで613万円の増となっております。

13ページをお願いします。

款6地方消費税交付金、項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金7,200万円。4月からの消費税引き上げ及び平成25年度決算見込み額を考慮

しまして740万円の増となっております。

14ページをお願いします。

款10地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税11億5,800万円。前年度と同額を計上いたしております。

款12分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 民生費負担金5,417万9,000円。423万7,000円の減となっております。

16ページをお願いします。

款14国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金 1 億9,956万7,000円。175万3,000円の減となっております。

17ページをお願いします。

項 2 国庫補助金、目 1 民生費国庫補助金3,427万円。2,953万円の増となっております。臨時福祉給付金等によるものでございます。

目 4 土木費国庫補助金9,201万3,000円。社会資本整備総合交付金でございます。村営住宅につきましては、前年度までは総務費国庫補助金としておりましたが、国土交通省の交付金であり、土木費でも交付金としての歳入がございますので、平成26年度予算から土木費で計上させていただきました。

目 7 農林水産業費国庫補助金555万5,000円。農山漁村活性化プロジェクト支援交付金でございます。

18ページをお願いします。

款15県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金 1 億792万2,000円でございます。

19ページをお願いします。

項 2 県補助金、目 1 民生費県補助金2,928万8,000円。503万2,000円の増となっております。

目 2 衛生費県補助金534万1,000円。480万3,000円の減となっております。

目 3 農林水産業費県補助金6,583万6,000円。657万4,000円の増となっております。

20ページをお願いいたします。

目 5 総務費県補助金2,390万7,000円。2,290万7,000円の増となっております。山西小学校太陽光発電設備等導入工事補助金による増でございます。

21ページをお願いいたします。

款16財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入3,091万8,000円。210万5,000円の増でございます。

23ページをお願いいたします。

款18繰入金、項 1 繰入金、目 1 基金繰入金 1 億5,000万円でございます。

24ページをお願いします。

款19繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金6,000万円。決算額不明のため、昨年度と同額を計上いたしております。

25ページをお願いします。

款21村債、項 1 村債、目 1 臨時財政対策債 1 億5,470万円。

目 2 公共事業等債4,680万円。道路新設改良事業分でございます。

目 3 一般単独事業債、熊本市消防救急デジタル無線整備事業の西原村負担分でございます。

続きまして、歳出でございます。

26ページをお願いします。

款 1 議会費7,340万円。54万8,000円の増でございます。

27ページをお願いします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 2 億3,270万9,000円。779万4,000円の増でございます。平成26年度 2 名の退職者の退職手当特別負担金等による増でございます。

29ページをお願いいたします。

目 2 財産管理費3,954万5,000円。1,254万6,000円の増となっております。工事請負費で庁舎空調機改修工事、村有地境界明示防護柵設置工事等及び土地購入費による増でございます。

33ページをお願いします。

目 8 企画費8,866万9,000円。6,858万2,000円の増となっております。総合体育館等基本設計及び実施設計委託料による増でございます。

34ページをお願いします。

目 9 電子計算費5,803万3,000円。881万1,000円の増となっております。主なものとしましては、社会保障・税番号制度対応の委託料でございます。

36ページをお願いします。

目11公営住宅管理費2,963万9,000円。940万2,000円の増となっております。公営住宅新築事業設計・監理業務委託料400万円、公営住宅長寿命化対策としまして、工事請負費で2,463万3,000円を計上いたしております。

42ページをお願いいたします。

項 4 選挙費、目 3 農業委員会選挙費327万3,000円。平成26年10月17日、任期満了の農業委員会選挙費用として計上させていただいております。

45ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費 1 億480万3,000円。1,616万8,000円の増となっております。主なものとしましては、臨時福祉給付金2,052万5,000円等でございます。

47ページをお願いします。

目 2 老人福祉費2,676万2,000円。950万7,000円の減となっております。包括支援センター委託料900万円、扶助費で老人ホーム措置費395万9,000円等、平成25年度と比較しまして減額いたしまして、包括支援センターの工事費及び備品購入費等を新たに計上いたしております。

52ページをお願いいたします。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費 1 億6,690万円。521万6,000円の増でございます。子育て世帯臨時特例給付金等による増でございます。

53ページをお願いいたします。

目 2 児童措置費 2 億1,350万2,000円。1,940万4,000円の増でございます。私立保育園負担金及び補助金等の増によるものでございます。

57ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費9,601万7,000円。1,065万2,000円の減となっております。

58ページをお願いいたします。

目 2 予防費3,903万9,000円。326万円の減となっております。委託料等の減によるものでございます。

59ページをお願いいたします。

目 3 環境衛生費 1 億3,450万5,000円。369万9,000円の増となっております。

64ページをお願いいたします。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 5 農業振興費2,360万3,000円。699万円の増となっております。補助金等の増によるものでございます。

66ページをお願いいたします。

目 8 農地費610万円。4,133万4,000円の減でございます。

67ページをお願いいたします。

目10ほ場整備費1,101万6,000円。1,094万5,000円の増となっております。ほ場整備事業に伴う委託料等でございます。

70ページをお願いいたします。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 観光費814万1,000円。397万4,000円の増となっております。馬頭山隣接地伐採跡地臨時駐車場整備基本計画業務委託料及び物産館施設蒸気ボイラー取替工事等による増でございます。

71ページをお願いいたします。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木管理費4,047万7,000円。537万1,000円の増となっております。

74ページをお願いいたします。

項 2 道路橋梁費、目 2 道路新設改良費 2 億1,938万1,000円。1 億5,644万円の増となっております。道路新設改良工事としまして1 億9,600万円を計上いたしております。

75ページをお願いいたします。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 1 非常備消防費 1 億5,817万1,000円。2,139万8,000円の増となっております。平成26年4月より、熊本市への事務委託料としまして1 億2,875万7,000円を計上いたしております。

81ページをお願いいたします。

款 9 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費 9,149 万 3,000 円。4,227 万円の増となっております。山西小学校太陽光発電設置等導入工事と両小学校の工事請負費としまして 3,715 万 8,000 円を計上しております。

102 ページをお願いします。

款 11 公債費、項 1 公債費、目 1 元金 3 億 1,935 万円。4,413 万 3,000 円の減となっております。

目 2 利子におきましても 2,847 万 1,000 円で、455 万円の減となっております。

あと、予備費に 947 万 8,000 円を計上いたしております。

104 ページ以降は、給与費明細書等でございます。特別職、一般職の給与等を計上いたしております。

111 ページにつきましては、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書でございます。合計のところ、前々年度末現在高が 24 億 7,829 万 4,000 円、前年度末現在高見込額が 24 億 3,411 万 2,000 円、当該年度末現在高見込額が 23 億 4,326 万 2,000 円となっております。

112 ページからは債務負担行為等の調書となっております。以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りますが、議案第 23 号は、歳入と歳出に分けて質疑をお受けいたします。

初めに、25 ページまでの歳入についての質疑をお受けします。質疑ございませんか。

1 番、坂本議員。

○1 番議員（坂本隆文君）1 番、坂本でございます。

17 ページの土木費補助金の中で、社会資本整備総合交付金で道路事業とあります。これが 3 路線ぐらいだったと思うんですけども、この中で路線で役場と万徳があると思いますけれども、こちらはどういうふうなつくりになっていますか、お願いします。役場堤下です、すみません。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）17 ページの節の土木費補助金の一番下の社会資本整備交付金ということで、道路事業ということですが、万徳新所線、それから役場堤下線を一応これも要望をしております。予算化しておかないと要望が通ったときに工事ができないということになりますので、一応、既に要望しておりますので、用地が済んだ部分について工事をするならということで、一応、工事費のほうにも入っておりますが、歳入のほうにも入っております。

あと、堀切出ノ口線の舗装改修、農免道路をしましたけれども、同じよう

な感じで路面調査とかをした場合に、ここは既に済んでおりますので、今回この3路線を要望しているところでございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）こちらのほうで1点、心配なのが、役場付近でありますと、保育園とか、あと社協とかがありますので、交通が多くなると、この子どもたちの心配、また、通学路とかその辺もありますけれども、そちらの対応とかはどういうふうにされていますでしょうか。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）通学路の改修ということで、今度は歩道がつきますので、その安全対策のための道路改良でございますので、その辺はご心配ないかと思えます。

○1番議員（坂本隆文君）はい、わかりました。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）なければ、次に歳出について、26ページから最終ページまで質疑をお受けします。質疑ございませんか。

6番、山下議員。

○6番議員（山下一義君）6番議員、山下です。

29ページ、13の委託料なんですけれども、特定案件法律相談委託料、これが30万円計上されております。私たち西原を守る会が先日、発足しまして、今、署名が約1,000以上集まっておるわけでありましてけれども、まだ途中であります、署名が。これにつきまして、この西原を守る会が発足しまして、これから先、やはり検討課題としまして、見張り小屋、そういうものの設置、それから事務所等の設置、それから電話等のこれから設置をしないといけない。この全員集会の折、村長のほうからも三位一体、住民、それから議会、それから執行部のほうも全員、三位一体となってこれを阻止するというふうな内容で私たちも今、阻止に頑張っているところであります。ですから、そういうところのある程度の予算計上を行政として、執行部として検討されておるのか伺いたいと思えます。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）特定案件法律相談委託料といいますのは、あそこに灰床地区の開発ですね、これに進出を予定されておるといふ団体が宗教関係が来られてくる場合は、やはり専門的な弁護士さんあたりが必要ということで、この予算は組ませていただいております。一般的な竹中弁護士のほうは行政関係に強うございますけれども、詳しい弁護士さんのためのこの委託料というところでございます。今、お尋ねの見張り小屋ですか、事務所とか電話とかの予算はつけておるのかということでもありますけれども、今回の当初予算には、特段そういう予算はつけていないところでございます。

もしそういったことで西原を守る会という形で村のために頑張ってもらいたいという形です。会でもありますので、もしそういった予算等が必要であれば、地域のために頑張ってもらいたいということでもありますので、地域づくり補助金というものがございまして、あれは当初予算では、やはり1割ほど高く当初予算を組んでおりますので、もし要るのであれば、そこら辺からの歳出も検討されるんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君） 山下議員。

○6番議員（山下一義君） この西原を守る会、私たちも三位一体、一生懸命頑張っていて、宗教団体の阻止をやらなくてはならないと今、決意をしておるところでありますから、そういう予算について今、村長から回答もいただきましたように、今後そういうような面でお計らいをしてもらいたいということで、今後、対処していきたいと思っておりますからよろしくお願ひします。以上です。

○議長（坂梨公介君） ほかにございせんか。

5番、上野議員。

○5番議員（上野正博君） 歳出の30ページ、村内防犯灯管理業務委託料、これが67万3,000円になっておりますが、村が防犯灯を設置してから、これまで1業者だけが管理してきております。村内にも何人かの業者もいます。これは50万円以上を超える金額ですので入札が必要かと思ひますが、平成26年度は随意契約になっておりますので、もう仕方がないと思ひますが、平成27年度からは、業者選択を公平にやってもらいたい。本当は理想的なことは、3業者ぐらいに絞って地区割でやったならば、トラブル対応が早いのではないかと思ひます。今の業者さん、平成25年度とまた平成26年度の業者さんは、毎月、作業日誌は提出されておられるのか、確認をお願いします。以上です。

○議長（坂梨公介君） 総務課長。

○総務課長（泉田元宏君） ただいまのご質問でございますけれども、まず、村内防犯灯の管理業務でございますけれども、平成26年度以降につきましては、村内を2地区に分けて2業者で管理をお願いするならばと考えておるところでございます。

それから、日誌等につきましては、これは以前から監査委員さんからもご指摘がございましたので、今の業者のほうには、日誌を出すように指導しております、今は出ているところでございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君） 5番、上野議員。

○5番議員（上野正博君） はい、わかりました。じゃ、よろしくお願ひしておきます。

○議長（坂梨公介君） ほかにありませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君） 76ページに消防事務委託料という1億2,800万円と、それから次のページにも消防施設費ということで書いてありまして、ま

た、17ページにも関連しておりますけれども、特に防災ということで、非常に対策が国、県、自治体でも練り直さなくてはならないような時期が来ていると思います。予算の面では、例えば土木補助金ということで、道路事業等8,208万円と、このようなことも関連しますけれども、きのう、ヘリサインというのを考えてはどうかと申し上げました。今、西原村は、熊本市の消防局に統合されまして、これまでのように議員がそこに参加して意見を述べるというようなことはできなくなっておりますけれども、やはりそれに加わっても西原村の防災、消防という点では大事なことでありますので、その中で屋根のヘリサインとかいうこともあります。もう一つ、私がつい最近、インターネットで調べておりましたところが、四国などでは、道路の路面にも番号が振ってありまして、非常に広大な目印が少ないところ、道路では、そういったところで遭難している人がもし発見できたとした場合に、すぐ空から見て連絡できるというようなことで便利がいいのではないかとということで、四国の道路局といいますか、そういったところが取り組み始めるということが掲載されておりました。

西原村も見回しますと、大変広大な原野があったり、また、県道、村道もありますけれども、目印が大変少ないところもございます。そういったところで、いざ大地震があった場合に早く発見できるような、そういうシステムをつくりまして、やっぱり村の基本的な防災計画にそういったものが上げておけばどうかというふうなことを思いますが、そういった点で予算化はいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）きのうからの続きの質問でヘリサインということであります。確かにヘリサイン、あれば便利なものでございます。平成26年度当初から救急車あるいは消防のポンプ車が西原村に配備をされます。その車には、当然、屋根の上にそのサインがあると思います。住宅密集地ならば、ヘリサイン等もこれは絶対必要じゃなかろうかなと思いますけれども、学校にするならば、うちは3つの学校ということでございます。役場のほうにも設置しておりますけれども、もう一つは今、考えておりますのは、今度萌の里の前に多目的な駐車場をつくるということを計画しておりますけれども、そこにもヘリポートを隅っこにもするならばというふうな思いを今持っているところでございます。そういった敷地を確保してするならばというふうに思っております。そういうことでやっていくならばというふうに思っております。以上です。

○議長（坂梨公介君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）この問題もなかなか一般的には広まっていないことなものですから、なかなか私も最近、地域がふえてきたというところで、やはり県道、村道、こういったところにもナンバーを振ることがなさ

れるならば、それは日常、ふだんからも、例えばウォーキングだとかサイクリングなどでも、自分はどこからどこまで何km走ったとか、そういった副次的な効果もあるということで、健康な村づくりにも役立つというようなことです。四国ぐらいしかやっていないということでもありますけれども、積極的にこちらから言っていけば、何らかの予算措置が出てくるかもわからないというようなことでよろしく申し上げます。

○議長（坂梨公介君）要望ですか。

○10番議員（田島敬一君）はい。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

歳出のページの若いほうからいきたいと思いますが、まず27ページの、これは総務福祉常任委員会の席でも総務課長にお尋ねといいますか、お願いをしたわけですが、きょうは本議会ですので、改めてまたお聞きしたいと思います。

区長と嘱託員の報酬の件なんですけれども、嘱託員の報酬については、これは5万2,000円の給与嘱託というふうになっているわけですが、これは別としまして、区長の年報酬について平等割が1万6,000円と、あと戸数割が3,800円のその戸数分というふうになっているわけですが、区長さんにおかれましては、いわゆる行政からのいろんな連絡、あるいはほかの防災とかそういうことの会議等と同じように出席をされているわけですので、行政側からの年報酬としましては、小さい集落と大きな集落に大きな隔たりが出てきているということは、もう皆さんご存じだと思います。ちなみに、この年報酬というのが平等割の1万6,000円、戸数割の3,800円というのも、これはかなりもう年数的に続いているんじゃないかなというふうに思いますので、この見直しについて、総務課長なり村長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（坂梨公介君）総務課長。

○総務課長（泉田元宏君）ただいま村上議員のほうからご質問がありましたことにつきましては、総務福祉常任委員会のほうでもお尋ねがございましたけれども、総務課の中でちょっとその部分の話し合いをしたところでもございますが、年間の予算を組ませていただいております。当然、平等割を引き上げれば、予算からすれば戸数割を減額しなければならないんじゃないかなということで、そちらの調整のほうが早急に検討できるかというようなちょっと心配もございましたので、まだ結論的には出ておりません。ただ、質問の中にございましたとおり、確かに平等割1万6,000円ということで、これずっと職員の給料カットのときに報酬も引き下げた後、全然、変更もあっておりませんので、かなり据え置きがされておるのかなと思います。区長としましては、戸数に関係なく負担が大きいものが多分にございますので、そのの

ところは今後またしっかり検討させていただきなると思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）今の総務課長からの答弁では、前向きに今後、見直しに向けて検討するというふうに私には聞こえましたが、そのところをよろしく願っていたというふうに思います。

続けてよろしいですか。

○議長（坂梨公介君）はい。

○3番議員（村上貞廣君）これはちょっとした案ですけれども、ページ数としましては33ページです。33ページの企画費のふるさと納税寄附金特産品の郵送代の7,000円というのをここに計上してあるというふうに思います。ふるさと納税の分については、23ページの歳入の中でも予定としては10万円というふうに計上してあるんですが、実績とすると昨年とほとんど変わっていないと、そのふるさと納税額というのが変わっていないというふうに思います。これは一つの例ですけれども、耳が痛いかもしれませんが、一つの例として聞いていただきたいと思いますが、九州でこのふるさと納税の優良自治体というのは、もうテレビとか新聞等で報道されていますので、ご存じと思いますが、佐賀県の玄海町、いわゆる玄海原発がある町ですが、その玄海町の平成25年度のふるさと納税額というのが対前年度比からしたら50倍近くになって、金額に直しますと2億円を超えているというようなことで、これは佐賀新聞ですが、載っているわけでございます。これはもう九州でも群を抜いているというふうに思います。

それで、なぜ、じゃ、こういうふうに前年度の50倍になって2億円を突破するような納税額になったかということですが、大きな原因としまして、インターネットのウェブサイトに掲載して、ウェブサイトから納税の申し込みができるようになっているということが第一。それからもう一つは、これは全国的な例だそうです。例えば大都会の人たちが全く関係のないふるさとに寄附をする、いわゆる納税をするということは、いわゆる何らかの今、その土地の特産品というのを目当てに納税をされるという方がかなり多いというふうに報道されているわけですが、西原村の場合も、向こうから納税をされるということは、これはありがたいことなんですけれども、ちなみに、こういうことに対して、やらない手はないなというふうにも思います。

なぜかということ、1点目は、この玄海町も西原村と若干違うのが、玄海町の場合には海があります。当然、海の幸等の特産品というのもあります。これに書いてあるところを読みますと、5,000円以上の寄附者に対しては、16種類から1つ選んで送っていると。ちなみに採算ベースでいきますと約半分が輸送費あるいは特産品費で、その人たちの手元に見返りとして渡っていると。しかし、その半分2億円超、納税額がある中でも約1億円は手元にとい

うか、玄海町にそのまま残って一般財源として使われているというふうになっておりますが、こういうことに対して、村としてどういうお考えなのかというのが一つ。萌の里、あるいは農畜産物、畜産も結構盛んでありますので、そういうことで村のPRも兼ねた、それから地産地消、あるいは村のいい農畜産物を新鮮なまま、その人たちに届けるというのも一つの村の大きなPRになりはしないかなというふうに思います。

ちなみに、熊本県は、じゃ、どういうふうな取り組みをされているかということで調べてみたところ、県内の自治体の中で、こういう特典を納税者に与えているというか渡しているというか、そういう自治体は熊本県だけです。県が1万円以上の納税者に対して、銀座熊本館で使える商品券を3,000円分だけ、その方々にお送りをしているというふうになっております。これは私は、あくまでもネットで調べた関係ですので、ほかの自治体もまだあるかと思いますが、県内では特典がある自治体は、熊本県以外は、ほかの自治体は全部なしというふうに記載されております。まず、少しでも村のPRと、それに伴って村を知っていただきながら納税額がふえるということは、非常に喜ばしいことじゃないかなというふうにも思いますので、その取り組みについて、ちょっと村長なり企画課長なりのご答弁をお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）お尋ねになりましたふるさと納税の、まず方式からいきますと、納税された方が所得税から減免されるというのは1割相当と、その前に2,000円の手数料を引かれた残りがその人、納税された方の減免の対象になるということでございます。平成25年度、本年度までには、うちの内規といたしましては、ふるさと納税につきましては、2万円以上納税された方につきましては、萌の里の農産物、特産品として野菜詰め合わせセットを本人さんに送付をさせていただいておると。その予算が送付金がこちらのほうの7,000円ということございまして、大体7件から10件を想定したところの予算でございます。ちなみに、ふるさと納税がテレビで放映されるようになりまして、結構お問い合わせあたりもございまして、西原村にいたしましても、ふるさと納税額が少しではありますけれども、平成20年から始まりまして、現在は平成25年度は、30万円をもう出たということで、昨年度は19万円でございます。

納税につきましては、いろいろ賛否両論ありまして、非常に難しゅうございまして、先ほど言われましたように、半分を還元してするという方法もございまして、一つ事例だけ申し上げさせていただきたいと思っております。これは2011年、長野県の軽井沢の在住の住民の方が、東日本大震災の被害におきまして東北3県に約7億円の寄附を行われたわけです。この当該の住民の方は、株式の売却によって生じた住民税1億円の源泉徴収はされていたが、確定申告により、この寄附金の控除対象となりました7,900万円をその町か

ら今度は逆に還付されたと。言うならば、都会の方がこちらに還付される分はいいですけども、今度は西原村に住んでおられる方がほかのところへされたら、そういった事例も起きるということで、委員会のほうでは、お話しはしたんですけども、これがいつまで続くかということも不安は生じております、正直な話。

ふるさと納税が今、言って、ウェブあたりでも載せて一生懸命頑張っているところの途中で法令が改正されたりいろいろしたときに、これがいきなりなくなるということもありはしないかなということも一応心配はしておりますけれども、先ほどのお話の中に、そういった方向でウェブあたりに載せてくれというような方向で村が進んでいくなれば、そちらの方向でも検討をさせていただくならというように思っております。ただ、今現時点では、2万円以上の方に野菜を送っていると。来年度あたりからは、内規でまたこの額については、検討させていただくならというように思っております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）前向きに検討するというふうに捉えたいと思いますが、まずそれは、それでよろしいですか。

それでもう一つは、林田議員のほうで12日の一般質問の中で、泰阜村の話がされたわけですが、この泰阜村に至っても、このふるさと納税、これは全くこのシステムと全然違いまして、泰阜村の在宅介護に対しての、いわゆるいいことだからということで、それに感銘された方々が泰阜村に対して、ふるさと納税というような形、形はそうなんですけれども、そういうふうに寄附をされているという話を研修でお聞きしました。

確かに九州では、鹿児島県と熊本県は、かなり在関西県人会、それから関東県人会の組織がまとまっているというふうに聞いております。鹿児島県は特にまだ熊本県よりもまとまっているというふうにも聞いておりますが、こういう方々、西原村にも関東西原会というのがありますし、そういう方々もふるさとを思う心というのは、確かに自分たちと一緒に、あるいはそれ以上に思っていると思いたすと思いますが、何しろ元気が出る村というふうな位置づけで資するならば、さっき言いましたように村のPRを兼ねたところで、さっき企画商工課長が言われたように、いつまで続くかじゃなくて、それも含めたところで、そういう考えで元気な西原村づくりということも含めたところで、ぜひとも前向きに検討をお願いしたいと、これは要望です。以上です。

○議長（坂梨公介君）歳入歳出一括して質疑をお受けします。ほかにご覧いませんか。

1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）1番、坂本です。

34ページ、節の委託料、総合体育館の基本設計及び実施設計の委託料、これ余りわからない人にとっては、我々にもですけれども、相当な金額になっております。これから土地の購入、また、上物と中身、それで相当な金額にまたなると思いますが、村の人たちからはよく聞かれるのが、どうなっているのかというふうに我々、よく聞かれます。新着情報をこの今、話せる内容でよろしいので教えていただければと思っております。

○議長（坂梨公介君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいまの総合体育館の建設についてということでございまして、先日、上野議員から一般質問の中でもありましたように、どのように今現在、なっているかということでございまして、そのときもお話はさせていただいたんですけれども、総合体育館につきましては、平成26年度に計上させていただいておる分につきましては、体育館の実施設計と基本設計ということで、本年度の平成25年度につきましては基本計画ということで、昨年7月に業者をプロポーザルという方式で選定させていただいて、ある程度大まかな基本の計画ができて、その場所もある程度確定ができたということでございまして、本年度、平成26年度につきましては、この基本設計と基本実施設計に基づいて、建てる場所あたりを確定していくならというふうに考えておりますけれども、おととも申し上げましたように、用地について、ある程度、確信ができましたらその前向きの方へいくということで、お話としては、平成26年度にある程度、設計ができた段階で平成27、28、29年度と、その辺あたりで建設を行えるような状況でありましたら、そちらの方で検討させていただくならというふうに思っております。場所あたりについては、委員会あたりで説明をさせていただいておりますけれども、まだ公表に至っておりませんが、一応そういう状況でございまして、以上でございます。

○議長（坂梨公介君）1番、坂本議員。

○1番議員（坂本隆文君）土地の方は公表はされておられませんけれども、地権者とかその辺の方には、話の方はされておりますでしょうか。

○議長（坂梨公介君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）場所といいますか特定はしておられませんけれども、大まかに測量に入るかもしれませんということだけを全体的に予定の面積が大体5町ほどありますけれども、20町歩ぐらいの想定の中、該当する方々もその中に含まれたところで、お話はある程度はしておりますけれども、特定してここに建てますというような特定の仕方はしていません。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）ほかにありませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）97ページの社会教育費のところ、ALT関連の

予算が幾つか書いてありますけれども、これに少し関係があるかもわかりませんが、これから海外との交流、特に西原村は熊本空港を抱えておりますし、台湾との高雄便も臨時便としてできたり、また、タイから訪問してくるお客さんも最近増えているというようなことで、やはり国際化ということで、ALTのこの制度を今後とも生かして、できるだけ活用するような形で海外との交流を図ってはどうかと思いますけれども、以前、インターナショナルデイというのがあっておりましたですね。そこでは、県内に来ておられますALTが西原村に集まりまして交流されて、それに催しに西原村の子どもも幾らか参加するというようなことで、大変、国際的に刺激が与えられてきた、そういう経験がありますが、最近とんとそんなことを聞かなくなりました。その辺で今後どのように考えておられるのかということとあわせて、もう一つ、ALTに少し似ているかも知れませんが、青年海外協力隊というのがあります。

それは3年間というふうなことで、若い人が世界各国に行かれたと思いますけれども、その延長で今度は、熊日新聞にも書いてありましたけれども、地域協力隊という形で、またさらに山村人口が少ない地域に来てもらって、そこに地域づくりに役立っていただく、活躍していただく。そうすると副次的な効果で国際化にもなると同時に、お年寄りなどの認知症対策というか、なかなか話し相手がいなくて会話をしないしていると、だんだん早く認知症になってしまうというようなことも、そういった人がおられたら防げるのではないかと、幾らか、そういうようなことを考えまして、この地域協力隊についてもALT関連ということで、国際化ということでお答え願えたらと思います。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）私のほうからは、ALT関連だけ、あと交際協力云々は、また違う部局と思いますが、ALTもずっともう何年、以前から西原村は、この制度は活用しているところであります。平成24年から英語の授業が1年間に35時間増えております。3年間にすると100時間以上増えております。以前はALTにも余裕があって、保育園に行ったり小学校にも、小学校も今、5年生以上は英語の授業ということが若干と入り込んでいますが、ですから35時間増えますと、クラスが多いと、もうかなり日数的には多くなって、今、ALTの余裕はない状況であります。ですから、そういったことでALTの単独の活動が非常に難しくなっているというふうには思っています。保育園にも以前は余裕があって、かなり行っていた状況にも聞いておりますが、今は学校の授業すら全部回れない、1人ですので、状況にあります。海外協力隊とかその辺の部分については、よそのほうからお願いしたいというふうに思います。以上です。

○10番議員（田島敬一君）地域協力隊は、数年前から始まっているそうです

よ。

○議長（坂梨公介君）どなたにお聞きすればよろしいですか、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）企画。

○議長（坂梨公介君）企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）今、突然振られたわけでございますけれども、地域おこし協力隊ということで、この取材の新聞を今、拝見させていただいておりますけれども、地域おこし協力隊をよそから呼ぶということになりますと、いろんな形で手法で、村といたしましても、その協力体制は必要かというふうには思っております。何分、今、先ほど教育長が申しあげましたように、目的があってALTあたりがいらっしゃるといことと、地域おこし協力隊ということで、まずもって地元がどのような状態で地域おこしが必要なのか、そういったやつも精査しながら、今後考えさせていただくならというふうには思っておりますけれども、よろしいですか。

○議長（坂梨公介君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）これは私、最近、高齢化している過疎地域ということで、やはりその中に若い人が参加して、いろいろ企画をしたり高齢者の方々と接触したりする中で、一つそれが呼び水となって若い人がそこにつながりができて、それがきっかけになって地域の高齢化を少しでも緩和できたというふうな気持ちもあります。ぜひ今後、考えていっていただきたいなと思ひまして提案しました。

○議長（坂梨公介君）答弁、よかですか。

○10番議員（田島敬一君）はい。

○議長（坂梨公介君）2番、中西議員。

○2番議員（中西義信君）2番、中西です。

3つほど。

まず30ページです。

小さい話であれなんですけれども、実は阿蘇広域に参加してまして、庁舎エレベーターの点検が阿蘇広域は7町合同でやたら意見がやかましくて、ここに42万8,000円と出ていますけれども、36万円幾らでして、阿蘇広域の場合。あと消防庁舎ができるんですけれども、それに30数万円と書いてあるのが半年分で30数万円、やたら活発な意見が出たことがあります。だからもうちょっとそういったこともあるということを理解して何か取り組んでいただければと思っています。調べてほしいと思います。

それから、先ほどページ34の総合体育館関係です。

やっぱりでかい金額で、また、村にとって一生物の品物だと思っていますので、これに対して委託をする場合においては、きちっとした明確なところで取り組んでいただきたいと思っていますが企画の一つです。

もう一つは、最後に総務課に、議員になって、もう年4回と臨時会と参加

して、予算を組まれたとき、また村債を組まれたとき、約80%は交付対象ですとか必ず聞きますけれども、今現在のことではなくて数年過去のやつも含めて、現実にはそれは来ているというのを確認されているのかというのを伺いたい。3つです。

○議長（坂梨公介君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）まず、最初に質問がございました総合体育館の設計を厳格に行ってくれと。聞きますと、何か余りやっていないような方向でしか聞こえなかったんですけれども、実質的には、先ほども申し上げましたけれども、昨年の7月5日に、体育館をつくるに当たりましてプロポーザルという方式で、これは基本計画を業者さんを選定いたしまして、そちらのある程度の試案といいますか、そういった方向でそちらで点数づけをして業者を選んだという方向でございまして、先ほども申し上げましたように、基本計画がなされた後、新年度、平成26年度からは、基本設計、実施設計という形でございます。これにつきましては、一般の指名競争入札を行うならというふうに考えております。建築、土木それぞれ分かれて、一応、一般の指名の競争入札でございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）副村長。

○副村長（坂本 武君）起債を起こした場合の元利償還金、これが公正に果たして確実に見られているかどうか、その検証をやっているかというご質問でございますけれども、以前もちょっとある事業でご説明をしたわけでございますけれども、元利償還金の一定割合を実額として算入するという部分と、それから、ちょっと専門的になりますが、単位費用の中に理論計算で組み込むと、2通りがございます。その前段の元利償還金の算入については確認しております。それから、単位費用についても、その制度については調査といいますか調べて、確かに算入されているなど、理論的ですけども、そういうことで検証はいたしております。以上です。

○議長（坂梨公介君）総務課長、エレベーターの件。

○総務課長（泉田元宏君）役場庁舎エレベーターの件でございますけれども、こちらにつきましては、以前はもっと委託料のほうが高くて、72万4,000円ほどの委託料が発生しておったわけでございますけれども、山西小学校のほう年間38万5,000円ということで、かなり開きがあるということでございましたので、委託料の金額に差が生じているということで、法定検査項目は事項は一緒にあるんですけれども、機器の保守サービスを委託内容に入れるかどうかで、その金額の差が出ていたということで、平成25年度の予算からは、山西小学校のエレベーターと統一したところで委託をさせていただいているところでございます。また、この委託料が高いかどうかというのは、そちらはまたほかの施設等もちょっと調べながら検討をさせていただきたいと思っておりますけれども、それぞれその内容等も違うかと思っておりますので、一概に

金額で高い安いと比較できない部分もあるかと思いますが、一応こちらのほうで調べをさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）4番、西口です。

歳出の35ページですけれども、社会保障・税番号制度（平成26年度分）対応業務712万8,000円となっておりますけれども、ちょっと内容的にわからない部分がありますが、中身をちょっと詳しくお話ししていただけるならと思います。

○議長（坂梨公介君）暫時休憩します。

（午前11時21分）

（午前11時29分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）社会保障・税番号制度ということで、これはあくまでも住民の基本になります番号を税の方向と個人の住民の基本の住基である番号を統一させるということで、社会保障・税番号制度については、平成28年度の1月に個人の番号利用開始に向けて、各市町村においてその準備を行っているということでございます。この予算につきましては、それぞれの税務課のほうの税番号と住基であります住民課が握っています。それをシステムを構築させるための費用ということで、ご理解していただければと思います。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）多分、これはマイナンバー制度のことだろうと思うんですけども、これはもう国会で通ったんですかね。ちょっとそこらで報道関係では反対運動も結構あっているというような話も最初あっておりましたので、勝手に国がやっついていいのかなという思いもありました。これはもう決定なんですかね、国の。ちょっとそこら辺、内容的なことを教えてください。

○議長（坂梨公介君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）我々は、決定というよりも、これは熊本県の総務部の市町村の税務局長ということで、こういったやつで平成28年1月にマイナンバー制度に向けてということで、我々としては取り組ませていただいております。

○議長（坂梨公介君）4番、西口議員。

○4番議員（西口義充君）じゃ、まだはっきりしているということじゃない、決まっていることじゃないんですね。我々もマイナンバーはどんなのかなという思いがありますので、いろんな情報等もいろいろ漏れますので、そこら

辺は十分に考えて、県のほうでもやっていただきたいと思います。これは税務課のほうからお話があるのかなと思っておりましてけれども、ちょっとマイナンバーが通って一番得をするのはどこなんですかね。個人的にはちょっとまずい部分がいっぱい出てくると思いますけれども。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君） ちょっと資料を持ってきておりませんが、先ほど国会、通っているかというお話ですが、私の認識では国会は通っています。ただ、いつ通ったかというのは、ちょっと今のところ日付までは記憶しておりませんが。

これはマイナンバー制度ということで、今まで各町村で番号をつけたり国民年金で番号をつけたりとか、いろんな番号が、税務署は税務署で番号をつけて、各自、番号が違う、運用する側で番号が違いますので、これを国家統一するということの、言葉が昔の言葉になりますが、国民背番号制というのが一時期、論議になったと思いますけれども、それはちょっと廃案になりましたけれども、その流れだというふうに存じております。

一番得するのはというところでありましてけれども、得というのは、もう税から言わせると番号管理になりますので、収入金とか支出金自体が番号でわかっていくということで、脱税行為が少なくなるということは、税の中ではお聞きしております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君） すみませんでした。法については、今、税務課長が申しあげましたように、昨年5月24日に成立をいたしております。そして公布が5月31日ということで成立をさせてあるみたいでございます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君） 7番、林田です。

一応、47ページの臨時福祉給付金ですか、歳入から丸投げんごととして入っておりますが、その内容説明と、53ページの一応、このページは保育園関係と書いていいかなと思っておりますので、保育園の園長さんに初めて言われるから、現在の保育園の状況、クラスと、早く言えば正職員の数あたり、それを報告を受けるならと思っております。

それともう一つは、98ページのこれは青少年の活動の補助金、減額されておりますが、いつか婚活みたいなことで私が一般質問しましたが、そういう形をつくって、いろいろやるという答弁もいただいておったかと思っておりますので、その説明を教育長でいいかな、それでよろしく願いしておきます。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君） これは民生費の社会福祉費の負担金補助及び交付金

の中に臨時福祉給付金2,052万5,000円、これの件かと思えます。これは本年の4月から消費税のアップがなされます。それに伴います低所得者向けの一時金ということで、その名称が臨時福祉給付金と言われております。これは簡素な給付金とも言われていますが、事務方とすれば、ちょっと簡素ではないかなと担当はぼやいておりますけれども、この内容としましては、住民税が課税されない低所得者の方にお一人に1万円を支給すると。その中で生活保護の世帯は対象から外すと。それと年金や児童扶養手当を受給していらっしゃる方については5,000円を加算するということでもあります。基本分の1万円の分につきましては、基本、期日が平成26年1月1日現在です。ということは、これの住民税の非課税の方ということになりますと、今、確定申告がなされておりますので、住民税の課税賦課決定が6月1日であったかと聞いております。そうなりますと、それ以降でないと、その総支給者というのは確定しませんけれども、一応、住民課としましては、1月1日現在の仮のところでは現在のデータではじき出させたところで人口でいくならば、1月1日で7,080名ほどです。それから、課税対象の方、生活保護の方を引いたところで、この基本分で1,600名ほどになります。それと、加算分に関しましては、65歳以上の老齢基礎年金の受給者の方、これが600名ほどいらっしゃいます。それと、児童扶養手当の受給者の方が70名ほど。それ以外で年金受給の方で合わせますと800名ほどになります。それを積み上げた分、この1,600名の1万円、それと800名程度の5,000円と、端数のほうはちょっと切り捨てておりますけれども、その分がこの額になります。速やかに支給するのが望ましいということなんですが、一応、賦課決定後でないと、その正確な数が把握できません。今回計上させていただいておりますこの給付金につきましても、その非課税の世帯の方々を把握した上でになりますので、また5月で6月の補正を組みますけれども、その段階ではっきりしないということで、後で補正もしくは専決、そのような予算措置をして執行するということになろうかと思えます。

これは住民税の場合は、課税納税者の方には課税通知を送ります。非課税の方には当然ながら行きません。けれども、この臨時給付金に関しましては、非課税の世帯、方々に申告書を送りなさいと言われております。非常に事務が煩雑になります。ですから、これは住民課が納税通知を送るときに、あわせて非課税の方にも課税されないという旨のお知らせと、この臨時給付金の申告書を同封して送れということですので、これは税務課に丸々お願いするわけにはいきませんので、互いに協力して進めていくところで今、考えています。以上です。

○議長（坂梨公介君） 保育園長。

○保育園長（園田久美代君） 先ほどの質問にお答えいたします。

平成26年度においては、クラスは10クラスですけれども、正職が6名と臨

時が6名と、臨時といいますのは常勤、月曜から金曜まで出勤いたします職員ですけれども、非常勤が週3日ほどしか仕事ができないということで、それが17名おりますけれども、現在、子どもたちは204名の入所がっております。平成27年度においては、正職がやっぱり6名と、今年やめられる先生がいらっしゃるかなと思ったんですけれども、幸いにも皆さん残っていただいて、臨時にプラス2名ができましたので、どうにか平成26年度においては、非常勤も17名残りましたので、4月1日時点での入所は194名から現在スタートということになっておりますので、どうにか平成26年度においては、職員数は足りておりますけれども、現在、クラスにおいては、0歳が3対1、1・2歳においては職員率が6対1、3歳児においては20対1、4・5歳においては30対1という職員率になっておりますけれども、正直、クラスにおいては、療育とかそういう分に通っている子どもさんが数名いらっしゃるということで、どうしてもクラスにおいては複数担任ということで職員を配置しておりますので、その部分でぎりぎり、平成26年度においては回せていけるかなと思いますけれども、今後また入所が多分、仕事の復帰等で増えてくると思いますので、200人は超すかと思っておりますけれども、現在4月においては、もうこの状況でどうにか出発ができるかなというところです。以上です。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）青少年活動補助金ということでございます。これも平成24年度の後半から立ち上げて動き出したわけでありましてけれども、平成25年度は20万円ということで補助金を一応、交付しております。昨年は、商工会青年部長が途中で欠席ということでありました。そういったこともあって、ほとんどと言っていいほど活動ができていない状況にあります。何回かこちらで招集はかけてはいますけれども、集まりが少ない状況にあります。やはり一昔前の青少年層とはかなり違うという部分は、当然あるのかなと、社会状況の変化の中で。農協青壮年部一つとっても、やはり畜産、野菜、これも、その辺は産業課のほうですけれども、研修のやっぱり自分たちの気持ちの持ち方がその辺、何か狭いと言うと語弊がありますが、そういった感じになっているのではないかというふうに思います。商工会のほうも青年部も夏祭りを中心に頑張ってはいますけれども、なかなか集まって単独の会議等は、そういったイベントごとの会議にとどまっているような気がいたします。

こちらは一応、教育委員会ですので、勉強会は集会という形でしていますが、講演会等への呼びかけにも、やはり自分の仕事関係、専門性のある研修会は、多分していらっしゃると思うんですが、全体的なものにはなかなか参加が少ないという状況にあります。産業課の担当とも話は一、二回、こういった状況ということでしながら、産業課は産業課で、これも商工会青年部も含めた形の活動もやっているようですので、今年度は補助金10万円減らしましたけれども、活動がなされていないという部分もあって、一応減らしてい

ます。平成26年度は、そういった産業課の取り組みと一緒にあって、これはやっぱり一本化していくような方向で、課長とはまだ相談していませんが、担当からのもありましたので、その辺の動きもやっていくならというふうには思っています。

今年度は今年度の最後に、今のところ29日の土曜日の夜ですけれども、せっかく第5次の総合計画が進められておまして、もう大詰めですけれども、これも区長分館長会で1回、講演をしまして、この前は高齢者大学で1回やりまして、今度は最後にもう1回、3回ぐらいお願いしますと言っています。行政のほうから主任研究員があつた話を、これは女性セミナーと合同で3月はやるようにはしておりますけれども、果たしてまたそれに何人、今度は役員に葉っぱをかけていきたいと思いますが、そういったことで、当面は皆さん方にも温かい目で見えていただいて、ここ二、三年の間で再編成、しっかりとした形でできればというふうには思っているところです。以上です。

○議長（坂梨公介君）7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）大体、内容説明、現状、ありがとうございます。

臨時福祉給付金については、一応、決まりどおりのような話でございましたのでわかりましたが、保育園の問題、いろいろ以前より保育園1学級1人の保育士をとということで、村長は目指して頑張っておられますが、先ほどの園長先生の答えは、どうにか臨時職員や非常勤の人たちを使って対応をしているということでございますが、職員採用、昨年より、私立の保育園さんとやっつて、あつちは案外、充実しておるという話を私、ちょっと聞いたことがありました。それで比較するわけではございませんが、できますならば職員の増強を図られるということをどういうふうにして、採用ですね、早く言えば給料の面になります、そういうところをどう考えられておるのかと。一応、待機児童はないということでもありますので、子育て支援のところでは子育て広場報酬というのは、これは保育園に入らない人たちの寄り場所ということで、報酬があつて、誰か来てあつてくれるんじゃないかと思いますが、一応、待機児童はないということでは解釈をしいのかということをお聞きします。

それから、教育長、何も動かなかつたから何だというのは、大体、キャッチボール、青少年とはせなんですが、ちょっと働きかけもどうかと思います。こう言つては何ですが、そういう青少年が今後、西原村を担う世代になってくるとお思いますので、そういう育成といいますか、そういう感じでどんどん社会の実情に合わせて、何か投げかけてもらえるならと思いますが、以上2点、もう一度、村長、教育長、お願いします。

○議長（坂梨公介君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）青少年層には、投げかけていないわけではございません。毎回、役員さん方に電話したり、今回は何人か集まっていたらということではしているところでもあります。最終的には農協青壮年部がどこかに

研修に行ったり、商工会は商工会で行ったり、これも可能ですよということも言っております。どうしても合同で場所が選定されないということであれば、それも可能ですよという部分では伝えてあります。1泊が無理であれば日帰りでもいいということで、できれば1泊ぐらいで半額は自分で手出しでやれば、十分いろんなところには行けるわけですがけれども、研修先は、それぞれが専門ですので、それぞれにお任せはしておりますが、こちらはこちらで西原村のグリーンツーリズムだったり、要するにみんなが共通的な部分についてはたくさん持っていますので、その辺も呼びかけはしているところであります。ただ、今、現状がちょっと厳しいなという部分がありますので、ここ一、二年、また見守りをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）職員採用ということであります。先ほど園長が申しましたように、臨時と派遣と本採用ということで一応、立っておるといふこととございませぬ。いつか宮田議員のほうからご質問がありましたように、期限付きで採用するならということ、今年もそれを検討して、するならということと進めておりましたけれども、なかなか厳しいところがあるといふか、例えばなら期限つきで5年で採用するといふこと、今、来ておられる保育園の先生方が申し込まれたといふことで採用するといふたときに、不採用になった方があったと、そこで差がつきますもんね。そこら辺で、そしたら通られた方が、例えば臨時の方とかそういった方がどういふ思いになるのかといふことで、どうしたもんかなといふことで、そういったことをなされているところを、ことし1年間ちょっと見て勉強しながら、するならということ、当初からは今回は外しておるといふこととあります。難しいところもありますので、そこら辺は、周りのそういうことをなされておるところがあれば、そこら辺を見て、聞いて、勉強しながら進めたいといふふうにお思ひます。もしよかったなら、その方法も一つの方法であるといふふうにお思ひます。ことしはまだ今、申しましたように、本採用、臨時等で対応できるといふことと、ことしはそれで乗り切るといふところとあります。以上です。

○議長（坂梨公介君）7番、林田議員。

○7番議員（林田直行君）はい、わかりました。採用には苦慮しているような状況を受けましたが、何分、住民は、保育園が2つあると比較をするといふか、いろいろそういう話が出ておりますので、村としても、その対応してもらえらと思ひますのでよろしくお願ひします。

教育長、余り頭の重い研修ばかりしたら若者がついてきませぬので、もう少しぎっくばらんな活動を要望しまして終わらせていただきます。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）こうのとりと比較されますけれども、決してうちが劣っておるわけではございませぬ。向こうに聞けば、やっぱり西原だけんよか

すねという職員の方々の話もよく聞きます。そして、向こうもやはり職員が足らんということで、本来ならもう少し、向こうは90人ぐらいまでは入れるような園舎をつくっておりますので、本来ならもう少し入れてもらいたいけれども、なかなか向こうもやっぱり先生が足らんということで、今、72名ということでございます。向こうも2割増ということでございますので、決してにはら保育園が劣っているということではございませんので、そこら辺はご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）時間も押し迫っておりますが、1点だけちょっとお願いします。

ページ数は、67ページのは場整備費の中で委託料が1,010万円計上してありますが、まず、これは測量設計の委託料というふうに理解してよろしいのかというのが1点と、もし、その測量設計の委託料というのは、これは3億3,800万円に対する1,000万円ですから、約3%弱ですから妥当な金額じゃないかなというふうには思いますけれども、一つは、その土改連のあり方なんですけれども、取り扱いなんです、県営の場合のは場整備については、いわゆる振興局に土改連が入っている関係もありまして、ほとんどが指名競争入札になっても土改連が大体かなりウエートを占めているんじゃないかというふうに思います。今は技術的にかなりよくなったかなというふうには思いますけれども、以前の今までやってきた県営ほ場整備、団体ほ場整備に関しての土改連の測量設計というのは、かなり問題があったというふうにも思いますので、その点の取り扱いについて、ちょっと産業課長のほうから答弁をお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）委託料の1,010万円につきましては、圃場整備の実施設計と換地業務の委託でございます。その委託先につきましては、土改連かどうかは、ちょっと調べさせていただければと思います。

○議長（坂梨公介君）3番、村上議員。

○3番議員（村上貞廣君）3番、村上です。

まだ決まっちゃおらんわけでしょう、委託業務については、今から予算執行するわけだから、換地業務に関しては、土改連はかなりのプロフェッショナルをそろえておると思いますけれども、実際、実施設計に関して、今までの土改連の実施設計というのは、かなり疑問があるということをお頭に置いておっていただきたいと、これはもう答弁も要りませんのでよろしく願いしておきます。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）33ページの企画費、役務費になるかと思えますけれども、この中に当然、入っていてもいいかなと思いつながら項目がないことについてお尋ねいたします。と申しますのは、先ほどからふるさと納税ということで、やり方次第では、鳥取県ですかね、西口議員が言われていましたけれども、1億円以上の非常に多額の協力者もおられるというようなことがあります。西原村にはどうしてそれほどないのかなと思いつ、その一つのやっぱり情報発信のやるということで、西原村のホームページはどうだろうかと見たときに、最近どうもアクセス数がそのものが低下しているようでありまして、例えば検索ワードの西原村ということで検索した場合がもうずっと下のほうで、なかなか上のほうには出てこなくて、めくってめくってめくっても出てこないという状況で、これでは西原村というのがこないところですよということで、ふるさと納税を訴えようにも、なかなかアピール力がないんじゃないかと。

そこで、これまでいろいろ原野問題とかでお忙しかったかと思いつけれども、やはり忙しいなら忙しいで、個々にホームページの管理というようなことで、ボランティアといったらいいんでしょうけれども、委嘱して、正式に、いろんな例えば掲示板でも、福岡県の例の大木町のホームページを見てみましたら、ホームページがありまして掲示板がありますけれども、普通、掲示板だったら何を書き込まれるかわからんということで、用心しますけれども、きちんと規約といいますか、取り扱いの要領というのが掲載されておりまして管理されておりますもんですから、もういろんなその住民の政策参加というか、そういったこともできやすいシステムがあるようです。このような住民みんなで作る西原村ということに一步でも近づくようなところであるなら、全国におられます西原村出身者も、それは協力してやろうかと、ふるさと納税に、そんな気持ちにもなるんじゃないかと思いつるので、この役務費のところ、そういったウェブ管理をする人をお願いする、そういった費用があってもいいのじゃないかと思いつけれども、いかがでしょうか。

○議長（坂梨公介君）企画商工課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）ただいまお尋ねになられたのは、ウェブの管理をということでございますけれども、うちのほうといたしましては、企画費ではなくて電算費という予算項目を設けております。ページ数にいたしますと35ページのほうで、34ページに電子計算費ということで掲示をさせていただいておりまして、担当者としてしましては、この役務費というよりも、こちらの中で、うちの職員がウェブあたりの中を精査しているということで、ご存じのように、ホームページあたりを見られましたら、広報紙またはゆうすいだったり、そういったやつは即座に載せていただくということで告知をさせていただいております。うちの職員が対応させていただいておることでございます。

ただいまのお話の中で、ふるさと納税あたりのもうちょっとPRをということをございますけれども、これにつきましては、先ほども申しあげましたように、精査して内規あたりできちんと、ふるさと納税された方々についての明記をしたところで掲示をさせていただくならというふうに思っております。

もう一つ、掲示板あたりの設置をということをございますけれども、これについては、以前、やはり住民の方々から、いろんな形で掲示板に対して登載をさせていただいておりましたけれども、誹謗中傷が余りにもひどくなってまいりまして、これはもう数年前から一応やめさせていただいておるところをございます。これについては、田島議員が言われましたように、いま一度そういった決まりごと、制約事を設けて、掲示板あたりの検討をさせていただくならというふうに思っております。以上をございます。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

一般の会計ということで、ページ数もすごく100ページを超えるような歳入歳出のやつを今、審議しているわけですがけれども、執行部自体も当初の予算を組むときに、やはり2億円から足りなかつた、どこかの部署があれ切られ、これ切られというようなところで、ここにおさまっているといった予算書を私たちが審議しているわけですがけれども、歳入側からいえば、できるだけ多くの税収並びにいろんな補助金、交付金を活用しながら、歳出は極力1円でも安く、効果的には10%でも多くといったことが望まれる予算書なんですけれども、それを加味して、まず1点目、これは村長にお聞きします。

先ほどよりふるさと納税、いろんな形で村外の方、よその方にまずお願いする過程において、いろんなプレゼントをしたりというお話もありますが、まず根本的なお話です。西原村に勤めておる方、この役場庁舎も含めてですがけれども、それで住所は村外という方も当然対象になるわけです。執行部を見ますと、ほとんどが西原村在住だと思います。こちらは100%西原村在住で、当然本村への納税者でございますけれども、役場庁舎内にもやはり職員の中にも西原村外居住というか、住民票もよそという方もおられるわけです。まずは外にお願いする前に足元を固めないかんだらうと、そういう姿勢を執行部側で持っておられるのか。強要・強制的にはできないというふうには承知してはいますけれども、そういう姿勢を課長含めて全部おります、部下がいっぱいおると思いますがけれども、まずやっているのか、今やっていないならば今後、ことし、本年度、新年度からはやるのか、そのところを1点、まずはお聞かせください。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）お尋ねのふるさと納税ということをございます。もちろ

ん、まずは役場職員からということで、今年の厄入り厄晴れと男性ばかりでございましたけれども、その厄払い組がおりまして厄払いがございました。その中で職員に、本来は企画の担当でございましてけれども、たまたま確定申告の時期と重なったということで、税務課長のほうからこのことを、そこに集まった者の中に、ふるさと納税をよろしくお願ひしますということをお課長のほうからそこで言ってもらいました。おかげで今、数名というか、かなりというか、何名かは来ております。多い人で5万円、少ない人で、女性あたりもおられますので、5,000円からそのぐらいの範囲内でふるさと納税を今、していただいております。まだほかにされていない職員もおります、実際。しかしながら、そんな中で話したということで、その影響があつて、昨年までなかった職員たちがふるさと納税をしていただいております。以上でいいですか。

○議長（坂梨公介君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）今、村長が申されたとおり、その場でちょっとお話をしたということで、議員もご存じのように強制はできないということと、村を愛する気持ちのあらわれにふるさと納税をというふうなちょっとやんわりした言い方をさせていただいて、若干ですけれども効果はあったのかなということで自負しております。よろしいでしょうか。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。早速やっていただいて効果が若干はあったと、若干の若干がよく意味がわかりませんでしたけれども。職員も階級によって当然給与が違うわけですがけれども、新人の職員さんにおかれましては、非常に手取りが少ない中にやらないかん、やれる範囲というのを、課長級はここ全員そろっていますので、係長級ですね、ここにいないのは、係長級の方にも西原村を思って役場職員になられたということで、よそに議会も頼みよる、村長も頼んでいると、企画課長も頼んでおるという中で、自分の足元が揺らいでいるという形で非常にちょっとまずかったのではないかという思いもしましたので、質問させていただきました。議会からもこういう声があるということは、また何らかの機会に村長の訓示の中でも言っていれば、職員もまずは西原村を思って職員になったはずというところを強調してもらって言っていれば、この少々のところは頭数的には、ほぼ100%にいけるような形になれば幸いです。

そのまま続けて次の点でいってよろしいですか。

そういった観点の第2項目、当初より足りない部分といいますか、村債で補うところ、村債を特定事業に関しても充てられるわけです。今回は公共工事等の登載ということで4,680万円。

○議長（坂梨公介君）ページ数を教えてください。

○9番議員（宮田勝則君）ページ数は25ページになりますか、ここは坂本議員

のほうから少し質問を先ほど入れておりますけれども、こういった形で総事業費がこれの分は説明、ちょっと総務のほうで受けていますけれども、1億3,000万円で、これが補助のほうで歳入で上がっていますけれども、この対象で補助金はこれは、たしか55%が補助だと思えますけれども、7,800万円引くところがこっちの負担額5,200万円なんですけれども、この公共事業債におきましては、これに対して充てられる充当率が9割というところで4,680万円の計上をされています。その後の交付税措置、いつも交付税措置というふうな話も出てきますけれども、20%というところであります。非常に今回がまず工事に関しては初年度ということになります。坂本議員の質問の中で、ちょっと用地交渉次第ということでありましたけれども、用地交渉は平成24年度繰り越しの交付金の中で、こちらも何か平成25年度の補正で組んだような記憶をしておるわけですが、当初よりこうやって事業費が計上されてスタートするわけです。

この中でちょっと工夫していただきたいのが、この事業債等の扱いです。今回は万徳新所線、役場堤下線、それと堀切出ノ口線は、舗装打ちかえといった説明だったかと思えます。各それぞれの金額は、それぞれは結構です。まず、この事業債が使えるのは、読んで字のごとし公共事業等のやつに充てられる村債ということですが、何を言わんとしておるかということですが、河原小学校の前に岩山があります、村有地です。秋田灰床線の改良事業の中で、当時の山口課長が残地がちょっと発生した部分を余分に購入されて用地交渉で成功されておるといふやつの土地でございます。その中がほとんど軟岩2かな、土木のあれでいうと1とか2というところで、非常に良質の路床材に適した岩が全部とると1万㎡から超えるわけです。こういった事業のやり方の中で工夫していただいて、万徳新所線、山西小学校の関連ですね。河原小学校の関連の道路が山西小学校のために使っていただけると。なお、河原小学校は、そこの山がとれて平らな土地ができると、一石二鳥のような感じもします。

普段とらせれば、あそこも何千万円という工事費がかかるような掘削土量になってきますので、今回の事業、万徳新所線、役場堤下線の路床の置きかえ材を支給品としては計上されていないと思えますけれども、支給品という形で計上されて、その分、延長がまた延びるかもしれませんけれども、それを充ててぜひやっていただければと。工夫せないかんとおもいますが、安い価格で大きな事業というには最適な考え方かなと、それに対して貢献もできて、河原小学校の前に平らな土地もできるということで、やって本年度、平成26年度からは、それが事業がスタートするならば、やっていただけないかということと、公共事業債等の村債がありますけれども、今度は宮山地区におかれましては、来年度にまた堀切から日向におりる道路関係も当然、予算的に計上できれば、補正予算でも上がってくるような道路じゃないか、ほ

場整備絡みにやっていかないかんような村道でございますけれども、その場合は辺地債を使えるんじゃないかというふうな工夫、そこに対しても岩山を食べていければ、なお結構だと。ある限りの泥を、村有地の土砂をそこに流用できないかという工夫をできるのかという点で、より経済効果も出て、なおかつ社会資本整備の中でうってつけの材料かなとも思いますので、産業課長の見解をお聞きできればと思います。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）事業債では、社会資本整備交付金を使いまして、先ほども言いましたように、要望しているところでございます。予算がつき次第、実施したいというふうに考えております。また、用地費については、全部が全部終わってはおりませんので、まだ交渉中のところもございます。昨年も確かに補正いただきまして、交渉しているところですが、まだちょっと若干残っておりますので、2路線につきまして、確かにおっしゃるとおり、秋田灰床線の残地といいますか、私も用地交渉にその当時、携わっておりましたので、確かに残っておりまして、何かあそこを平場にして駐車場にしちゃえという計画も以前あったような記憶が若干ありますけれども、その辺につきまして、路床材の使用については、掘削して運搬して単価的にどうなのか、ちょっと担当のほうに、その辺、実施設計の段階ではじかせて、安く上がれば、確かに利用させていただきなるとは思います。確かに材料の調査、強度、その辺もちょっと試験費あたりも必要になってはくるかと思うんですけれども、そのほうが安く上がるのであれば、確かに一石二鳥ということになってまいりますので、その辺は検討させていただきたいと思っております。

また、堀切多々良線につきましては、74ページの工事費の中の単独費の1本、4本、見込んでおるわけですが、1本分、用地のほうは協力いただきまして大分進んでおりますので、できる限りこちらのほうの工事を若干かかるならというふうに思っております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。検討する余地もなく安いのは確定しておりますので、片や買って山鹿の山とかの山代含めて運境含めて、重輪のダンプで運んでくる費用と運境は5キロ以内でございます。積み込み代はおわかりだと思います。足しても絶対にいきませんので、めちゃ安でいけるとは思います。また、C B R 値とか専門的なことは申しませんが、非常に良質で適合しておると。村長は専門的なことだから、おわかりだと思いますけれども、これが支給品でいいのかどうか、よその自治体では、支給品という取り扱いが大量品、支給品、水道工事のときは支給品とかでできるところもあります。土木の場合も、よその自治体でもこれはやっておりますので、

支給品という形でやっていただければ幸いです。よろしくご検討のほどお願い申し上げます。

○議長（坂梨公介君）要望でいいですね。

村長。

○村長（日置和彦君）宮田議員、もともと建設業ということで詳しくて、大変ありがたい提案ということで受けとめております。確かにこの山を借れば一石二鳥ということで、掘削と運搬で済むということで安くなるのは、もう目に見えておると。あとは修正CBR20以上、あるのかないのか、それを試験して、その結果、使われるということであれば、その山を使えばいいんじゃないかなと、その財源は村が出すということで、あとは掘削と運搬は業者さんがするというのでやりきれば、さっき言いましたように、ちょっと試験をして、それを使えば安く上がるということで村の出し分も減るということですので、それは今後また前向きに検討したいというふうに思います。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番、田島です。

反対討論いたします。

今回の予算には、原野問題にかかわるいろんな予算も含まれておりますし、大変賛同するところも多々ございます。そういった中で、やはり国保にもあらわれておりますように、いかにして若い人からお年寄りに至るまで健康な村づくりをするかというところが強く求められているときではないかと思えます。その点、例えば認知症予防の対策、若年でも認知症になる人もありますし、それをいかに早く察知して後の対策をするのかというような予防医療を強めていただければ、もう少しよい予算になったのではないかと思いますし、また、マイナンバー制度と申しますか、私は以前から住基ネットに反対しておりました。やはり税番号、個人情報破られる、どうしても全国统一でありますと突破されるおそれがありまして、国が決めたからといたしましても、やはりその国の方針をまたもとに戻すべきだという運動を取り組んでいかななくてはならないというときでございますので、反対いたします。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

私は、賛成側として討論をいたしますけれども、当初より大変、12月以降、この予算の攻防を若干、お耳にするところ、執行部側もこれは100%だと当然、思っておられないわけで、要望した側から切った側、また切られた側というところで、苦肉の策で優先順位の中で、こういう予算書ができ上がって

いるという経緯を評価いたしたいと思います。また、田島先生が言われるように、認知症の予防というか予防医療という形も、高齢者向けには、いろんな形で介護保険の中でもうたわれておりますし、その一般会計からといっておると、計上した国保の中にもいって、その中でもいっておるような、その予算書が通らなければ、あすの西原村はどうなるだろうというような思いもあります。やはり100%という予算書は常にはないわけで、120%の思いを込めて、やっと8割方できて100%ですので、やはりそういう希望は持ちながらも、こういった予算書を当初から組まれたご苦勞も考えまして、当然、賛成すべきと思ひまして賛成討論といたします。

○議長（坂梨公介君）ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第23号、平成26年度西原村一般会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（坂梨公介君）起立多数。

よって議案第23号は、原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 0時24分）

（午後 1時12分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第24号、平成26年度西原村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 片島信幸君 登壇 説明）

○住民課長（片島信幸君）それでは、議案第24号につきましてご説明いたします。

議案第24号、平成26年度西原村国民健康保険特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

あけていただきまして、1ページです。

平成26年度西原村国民健康保険特別会計予算。

平成26年度西原村国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億9,595万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳入歳出の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成26年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明をいたします。

8ページの歳入予算をお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税1億7,426万2,000円で、前年度に比へまして148万2,000円の、それと0.8%の減でございます。同じく国民健康保険税の目2退職被保険者国民健康保険税、こちらが1,038万5,000円で、前年度に比べて188万5,000円、15.3%の減でございます。これらの現年度課税分は平成26年2月中旬の調定をもとに、被保険者の主な業種の営業、農業の所得減等を見込んで算出し、また、被保険者数の減少による均等割等を見込んで算出した税額に本年度の収納率を考慮した額を計上して滞納繰越分につきましては、前年、前々年度等の収納率を考慮した額を計上させていただいております。被保険者の数につきましては、昨日申し上げましたとおり、平成26年2月末現在で世帯数で1,069世帯、被保険者数で1,997名でございます。

次の9ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金は、前年度に比へますと0.5%減で、トータルを1億7,179万4,000円でございます。目1の療養給付費負担金の減額が主な要因でございます。療養給付費は平成25年度の最終の変更申請額で計上させていただいております。

款の3国庫支出金、これ一番下段です、項2国庫補助金、こちらも前年比で28.9%増になります。6,573万5,000円を計上しております。これは、目1財政調整交付金のうち普通調整交付金、この金額の増によるものでございます。平成25年度の調整交付金の申請額、普通調整は昨日も申しましたけれども、7ページで算定しております。この額を計上しております。

あけていただきまして、10ページをお願いいたします。

款4療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金、こちらは前年度で2.1%の増になりますが、5,004万9,000円を計上しております。これは、退職被保険者の療養給付費等に対します交付金で、平成25年度の実績では退職被保険者の医療費が多くなっております。そのために、前々年度、平成24年度の実績をもとに計上をさせていただきます。

款5前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金は

対前年度で10.3%増の1億554万6,000円を計上しております。これは、65歳から74歳未満の方が一般被保険者に移行することに対します交付金で、国の算定基礎をもとに計上し、社会保険診療報酬基金の平成26年度の提示額を計上させていただいております。

款6 県支出金、項1 県負担金、こちらは前年比で17.4%増となります622万9,000円を計上しております。これは保険者の保険財政安定化を図ることを目的に30万円を超え、80万円を上限とした医療費に対する交付金になります。高額医療費共同事業負担金の増額が主なものになります。

款6 県支出金、項2 県補助金、目1 財政調整交付金は前年費で23.3%増の4,091万円を計上しております。これは、市町村間の所得格差を調整するための交付金でございます。県の補助金の算定をもとに算出しております。普通調整交付金の増によるものでございまして、平成25年度の調整交付金の申請額を計上しております。この交付の率は県も9%でございます。

款の7 共同事業交付金、項1 共同事業交付金、目1 高額医療費共同事業交付金1,600万円、目2 保険財政共同安定化事業交付金1億円です。これは保険者の保険財政安定化を図ることを目的に、こちらも30万円を超え80万円を上限とした医療費に対する交付金でございます。前年比で5.8%の増となっております。

11ページをお願いいたします。

款の9 繰入金、項1 基金繰入金は平成25年度の第3号補正でも申し上げましたが、平成26年度の歳出予算の保険給付費が対前年で2,900万円ほどの増額と見込んでおりまして、国民健康保険特別会計の財政運営に支障を来すということが予測されますために、本年度もやむを得ず国民健康保険財政調整基金から繰り入れることとさせていただきました。

款9 繰入金、項2 一般会計繰入金は、平成25年度の実績見込みに基づきまして、前年比で12.9%増で4,024万6,000円を計上しております。これは、法定繰入になります。

歳入につきましては、主なものは以上でございます。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。

13ページの総務費、総務管理費の一般管理費につきましては、事務経費になります。

次の14ページの下段にあります款の2の保険給付費から説明をさせていただきます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費3億9,300万円、目2 退職被保険者療養給付費3,600万円です。ともに近年の傾向と平成24年度の実績及び平成25年度の見込み額等を考慮した上で計上させていただきます。

次は15ページをお願いいたします。

款の2 保険給付費、項の2 ちょうど中段になります。目1 一般被保険者高額療養費5,300万円、目2 退職被保険者高額療養費450万円でございます。これにつきましても、ここ近年の動向と平成24年度の実績並びに平成25年度の見込み額等を考慮した上で計上しております。

あけていただきまして、16ページをお願いいたします。

款の3、中段になりますが、後期高齢者支援金等、項1 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金1億724万1,000円です。これは国の算定基礎をもとに算出して、社会保険診療報酬支払基金の提示額を計上しております。

17ページをお願いいたします。

款の6 介護納付金、項1 介護納付金、目1 介護納付金5,176万円です。これは国の算定額をもとに算出し、社会保険診療報酬支払基金の提示額を計上しております。

款の7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 高額医療費共同事業拠出金1,937万円。これにつきましては国民健康保険団体連合会の提示額を計上しております。

目2 保険財政共同安定化事業拠出金1億573万6,000円です。これも、同様に国民健康保険団体連合会の提示額を計上しております。

あけていただきまして、18ページをお願いいたします。

款の8 保険事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費、失礼しました、これは17ページから続きになっております。こちらにつきましても、特にこの18ページの委託料、こちらが大きな額でございます。委託料は556万円でございます。これは平成20年度から実施しております特定健診事業の委託料でございます。

最後に19ページ、一番下でございますが、予備費でございますが、ここに135万5,000円を計上しております。以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）10番、田島です。

大変国保、私も運営審議員といたしまして審議にかかわっております、大変厳しくなってきた状況は把握しております。そういった中で、やはりお年寄りも働いておられる社会保険の方々も含めまして、いかにして健康な村づくりをしていくかということが非常に求められていると思っておりますが、そういうわけで、団塊の世代がどんどん高齢に移っていく中で、全国的あるいは全世界的にもアルツハイマー認知症というのがもう非常に目の前にかぶさってきているということで、あらゆる努力を払って対策が検討されてお

ます。薬の特効薬はなかなかできませんけれども、それをやはり日本の研究者がいろいろと対策方法を見つけているようでございますが、原因物質はアミロイドベータが増えるとか、タウたんぱくが増えるとかいうことは、メカニズムはわかってきておりますが、たとえ、それが増えておりましたも、ダブルタスクと申しますか、例えば歩きながら引き算をするとか、歩きながらしりとりをするとか、いろいろそういった方法論が出てきているようです。また、林田議員からもお聞きしましたけれども、アロマをやることによって認知症の対策が出てくるとか、そういった取り組み、どんなふうにされておられるのかお尋ねいたします。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）認知症に対する取り組みということでございますけれども、今、田島議員がおっしゃったこと、私もテレビでちょっと見たことがあります。実際自分でやってみようとするとなかなかこれ難しいです、歩きながら足し算、引き算をするとか。昨年度も保健指導とかいうことで予算計上はしてあったかと思えます。ただ、最終的にはなかなか実行できずに減額をしていた部分もあったのではなからうかと思えます。本年度も、これは特定健診のほうでまたちょっと費用は発生しているんですが、予算の中でそこが見えているところがちょっとございませぬけれども、今後の課題としましては、これは介護保険のほうも当然ながら必要になってくるかと思えますので、今後その国保の担当者、介護の担当者、保健師ともどもあわせて上で、その対応、なるべく遅らせる方法しかないのかもしれないかもしれませんが、そこは一度検討させていただきたいと思えます。よろしゅうございませぬか。

○議長（坂梨公介君）10番、田島議員。

○10番議員（田島敬一君）この認知症対策というのは、かなり年齢の幅があります。若くしてなる人もありますし、高齢になってなる人もあります。けれども、脳の中にアミロイドベータだとかタウたんぱくがだんだんたまっていくということがわかれば、これ対策のしようがあるということで、早くなりかけた人を早期に見つけるということが大事だと思います。その点で、例えば脳の中を機械にかけて見るということも、それはお金がかかり過ぎですけれども、簡単なテストをすることによって、あなたはその前期の状態ですよというようなことで発見できる、そんなことは取り組んでいかれるおつもりはありますでしょうか。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）まだ具体的な方法とかは、どうするかというのは今からの検討課題ではあるかと思えますけれども、今、議員がおっしゃったようないろんな方法を、金をかけなくても済むような方法、いろんな情報があれば特に提供していただきたいと思えますけれども、うちのほうでもその辺の情報、これは保健所あたりにもいろんなその辺の情報はあろうかと思いま

すので、その辺の情報を収集した上で対応をしていければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（坂梨公介君）ほかにはありませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

田島議員のほうから予防についての質疑があつて、なかなか今の国保、保健師さんも含めまして非常に人材がまた1人出て行って、今度入られるようですけれども、厳しい中に事業は待ってくれないといった状況を課長は1人で見とる、上から管理するわけですけれども、まず、その中で歳入と歳出の額面的には7億9,000万円ちょっとありますけれども、昨年より5,000万円当初からふえております。これの心配なところですが、3月定例会でこれが通りますと、あと十数日たつと新年度ということでスタートするわけです。一時借入金で5,000万円を限度とする額で歳入の当初の不足分はできると思いますけれども、繰越見込みが当初の予定では200万円ぐらいのところと、歳入で、これ事務的なことでしょうかけれども、1年間すると間に合っていくと、今税の申告が終盤を迎えましたけれども、保険税10回払いだったですかね、保険料は、で確定した後に通知が回って2カ月ぐらいのブランクが発生するわけで、その間ほかのところから交付金、支出金関係で早目に入ってきてうまくスタートが切れていくのか、支払いは待っていただけるのか、その辺事務的なことの、議員さんみんな知りません、事務的な流れは、教えていただいて、この5,000万円が一時借受けをそこを超して、不安な船出をやっていかなければならないのか含めて、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）財政の運営としましては、まず、スタート段階でお金そのものは、税収分が今おっしゃった10期分のがどんだけ入ってくるかというのもあるんでしょうけれども、まず、スタートの段階では歳入そのものは国保の運営のために国、県からの交付金は前倒しで入ってまいります、一月、二月分ぐらいは。ただその後は暫時うちのほうから年間のスケジュールに応じて入ってはきますけれども、歳入より歳出のほうが大きくなって、これは監査委員もいらっしゃいますので御存じかと思いますが、当初のスタート段階からしばらくは間違いなく歳入歳出の執行状況を見ますとマイナスの状態になります、特別会計だけを見れば。今、一般会計の西原村会計管理者の189の口座からお金を借りている状況ということもあります。平成26年度につきましてはこの予算を承諾していただければ、もう4月に満期を迎える定期がございますので、まず、その分の繰り入れは真っ先に行おうかと、一応会計管理者とは今打ち合わせているところがございます。当初予算で一時借入の5,000万円上げていますけれども、これはなるべくならば

ぎりぎりまで執行できなければできないほうが、これは余分な金利もついて返さなくてははいけませんので、今までもその国、県の交付金等は払い出しのほうの過不足は多少その差は出てきておりますが、運営としてはぎりぎりの状態ではできていると。ただ、年の後半ぐらいになってくると、もう、その赤の部分が大きくなっていくというふうな今状況です。最終的に変更の交付申請とか行って確定という形で入りますので、その段階でやっとな赤がチャラになるというふうな、今流れになっています。ですから、もっと財政に余力があればこういう事態にはならないんでしょうけれども、かなり厳しいというふうに思っております。

それと、今年は、平成26年度は一昨日の一般質問の折にも、税負担するのか、法定外の繰り入れするのかというお話もあったかと思いますが、もしかするとお願いをせざるを、その税負担は厳しいにしても、法定外をお願いしなくちゃ運営ができないのかなと思わない、担当と話すときにはもしかするとそうなるのではないかというふうな、今危機感を持っております。以上です。

○議長（坂梨公介君） 9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君） ありがとうございます。

会社を運営している状況で、税を払った後に残った利益分が翌月、また4月、5月という段階で赤が出だすというところで、それは先に補填しながら、また別のほうでは確定額が済むまでは赤の状態ですと続く、非常に何か聞くと暗くなる運営の状況でやっておられるというのがひしひしと伝わってきているところですが、何か数年前に特定健診におきまして、この国からの手当といいますか、運営に対する手当が、ペナルティを課されるというようなお話が一時期あったと思っておりますけれども、その辺、ペナルティはないような話も一時期聞いておりますけれども、実際にペナルティは来ないと確信しているんですけれども、その辺課長のほうが詳しいと思っておりますので、特定健診の受診率の云々の話でペナルティを課されるとか、課されないかというお話の件は凍結されているのかしら、日々その辺のことは常に言われているのかしら、その辺をご説明願えればと思います。

○議長（坂梨公介君） 住民課長。

○住民課長（片島信幸君） 特定健診は国が定めた地方自治体あたりには、たしか65%ではなかったかと思っております。たしか、国保新聞のほうにあったんですが、全国的なもので平均値でいきますと三十四、五%ではなかったかと思っております。西原村の直近の状態ですと、まだ平成25年度の数字は、平成24年度の決算の数字で申し上げますと56%ほどです。目標には達しておりません。県内でも平均はやっぱり3割台ということで聞いております。いまだ、その県内平均もなかなか低い状態ですので、今のところペナルティを課されたということは聞いておりません。ただ、目標値になるべく近づけるよう

にというご指導はあっているということは聞いていますけれども、ペナルティを課せられたということだけはまだ確認はしておりません。以上です。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

少し安心したところですがけれども、この今各基礎自治体で国保運営がされているわけですがけれども、数年後には後期高齢みたいな県1つの連合になるというようなお話も少し耳に入るようになってきました。詳しいところはまだ明白ではないと思うんですけれども、そのうち具体的なお話が各自治体の中で誰かが行って協議の中に入っていくことだと思いますけれども、各そういった形になったとき、予想されるのがまず税の問題、国保税です。西原村は1つ抜けておったですね、固定資産の関係は抜けておったというふうに思いますけれども、それが採用される自治体もおると。県一律になったときに、その辺の駆け引きもまた出てくるのだらうと思いますし、法定外を入れておるところ、その辺が実質赤字計上として一般会計には多分そっちに貸しとるのか、ただ、あげたのか、そういう計上が出てくると思うんですけれども、その辺将来的にここ数年でかわるようなお話であれば、ちょっとこの場で少し説明していただいたほうがいいのかなと思います。若干わかればの範囲ですけれども、住民課長大体わかっておられるとですか、移行とかそういう話は。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）今、国保の広域化ということでのご質問であろうかと思えます。その平成29年4月をめどにということで、国からは規定、今、熊本県もそれに向けて準備をしているところでございます。内容はどうかということとは全く見えていない状況です。今おっしゃったように税率の問題が一番大きな問題かもしれませんし、各自治体が抱えている赤字、法定外繰入の問題もありますし、繰上充用金、次の年度から借り入れると、それをしている自治体もあります。その辺の赤字も当然ながら清算は、これは担当と話すときの話ですがけれども、赤字の清算も当然して、もしかするとそういう組織をつくる以上は基金の持ち出しとかということも当然ながらあるんじゃないかということまでぐらい、内輪での話はそこまでなんですけど、具体的な話がまだ見えてきておりません。残念ながら情報としては今そういうところですよ。

さっき税率の話が出ておりましたけれども、これは一般質問のときもありましたうちは3方式ですか、固定資産抜いた、それが県内では27市町村あって上から18番目ぐらいということで、その低いほうの税率に合わせられるということはまずは、そうすると運営そのものが成り立たないでしょうから引き上げると。それをこの前熊本市が合併した後に植木町とかいうところは今年になってからですか、新聞に出ていましたのが引き上げをするという新聞

がたしか出ていたような気がします。ですから、段階的に持っていくのかとか、そういう話もされるんでしょうけれども、全く見えない状況です。

○議長（坂梨公介君）最後まとめてください。

○9番議員（宮田勝則君）これは、村長のほうに要望して強く、議会からもそういう動きが出なきゃいかんと思いますけれども、国保自体が各自治体最後のとりでということで、住民の最後の入れる健康保険というところで、私も一時期加入させていただきました。やはり、ほかの会社の負担がある当然社会保険とは個人負担的には国保のほうが高いなという感じもいたしましたし、ほかの組回国保とかいうやつがありますけれども、そういうやつと比べても非常に高い感じがいたします。なぜかという、やっぱり低所得者のところの部分をカバーしていつているということが非常に大きいのかなというふうなところもあります。このことが県一体とか一律になるのがあと3年後のようなお話であります。やはり県を通じて各基礎自治体、首長さんおられると思いますけれども、国のほうに首長会のほうでちょっと訴えていただきたいのが、中の軽減とかいろいろそのままにしたまま、国の負担分をもとに戻すというのがまず第一でしょうけれども、その後に加盟者、なぜ国保を皆さんが避けていくのかと、あらかた所得がある方がやはり個人のお金を払っているような保険組合のほうに加盟されると、社会保険だけ仕方ありませんけれども、個人負担だけで運営できる、あとは行政の補助等でできる保険というのは、これしかないと思っていましたけれども、いろんな国保関連の組合保険があります。それとの整合性をとっていくと、やはり楽な運営になっていくと、もう全体的な頭数は減つとると、その中にウエートを占める低所得者が非常に多いというのが、この国保の一番悪いところだと思います。その中で中間所得者、個人の商売者もいろんな選択をしながらいろいろな健康保険に入っておるわけですので、なるべくそういう方々の流入がこちらにできるような形の法改正、現在私が2万6,000円ぐらい月額で払っております。同じ国保関係ですけども、組回国保ということで。一時期こちらに加盟したときは1期10万円というびっくりするようなお金が来ました。もう即答で払えませんかということで一時期そういう思いをした経験もあります。やはり、そういったバランスがとれないところで一番皆さんが最後に頼りにしなければいけない健康保険のことです。やはり首長さん、全国の首長さんの動きにこれはなっていければと思うんですけども、ぜひ、熊本県からまず言い出しっぺということでその辺のシャッフルといいますか、ちょっと頭ば使わないかんところでしょうけれども、まず、そういう動きを出していただきたいと、村長からでも言っていていただいて、ちょっと答弁ば求めたいと思いますけれども。

○議長（坂梨公介君）村長。

○村長（日置和彦君）一応平成29年度めどに広域化になるということでありま

す。今議員が申されますように、今国保は農業を初めとする自営業の方々と、そしてまた退職された方は、その後将来は国保に加入ということで、低所得者あるいは高齢者といった方が多くなってきて、なかなか国保運営も大変厳しいところがあると。特に高齢者の方々は病院にかかる率も高うございますので、そういったことで厳しい状況でございます。今、お話がありましたように、広域化になればいろんな問題が出てくると思います。問題があれば保険は日本全国一本化が一番いいわけでありますので、そういったことも踏まえて話を進めなきゃならないというふうに思っております。中堅の方々は今社会保険とか、いろんな保険がございますが、そこらになって働き手はそういったところに行って、病気になる暇もないぐらい働くときには保険も病院代も要らないということでもあります。将来的には、本来ならば先も言いましたように一本化が一番いいと思いますけれども、なかなかそういったことを踏まえて意見を述べる機会がありましたならば話を進めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑はないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第24号、平成26年度西原村国民健康保険特別会計予算について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第25号、平成26年度西原村介護保険特別会計予算について議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 片島信幸君 登壇 説明）

○住民課長（片島信幸君）それでは、議案第25号につきましてご説明いたします。

議案第25号、平成26年度西原村介護保険特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

あけていただきまして、1ページです。

平成26年度西原村介護保険特別会計予算。

平成26年度西原村介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億

5,047万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成26年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料8,430万円。前年度と比較しまして95万5,000円の増額でございます。これは、平成24年度の実績及び平成25年度の収納見込み等を考慮して予算計上しております。主な要因は、第1号被保険者の数の増加で、平成25年4月1日現在での被保険者数が1,742名、平成26年2月末で1,809名でございます。67名ほどの増加となっております。これが主な要因であると思われま

す。この3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金9,386万8,000円でございます。これは、第5期の介護保険事業計画策定の平成26年度の見込み、主に額で割りまして、主に歳出予算の介護サービス諸費、高額介護サービス等費、特定入所者サービス費を合計した額に、施設介護であれば15%、居宅介護であれば20%の国庫負担率を乗じて計上しております。昨年度と比較しまして293万8,000円の増額となっております。

同じ国庫支出金の項2 国庫補助金。こちらは主に目1の調整交付金4,549万4,000円でございます。これも第5期の介護保険事業計画の策定の平成26年度分の見込み額を計上しております。前年度と比較しまして144万9,000円の減額でございます。

次、款4 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金1億5,341万2,000円でございます。これは、第2号被保険者40歳から64歳までの被保険者の方からの保険料で、こちらも第5期の介護保険事業計画策定の平成26年度見込み額をもとに計算しております。これは介護サービスの諸費等の支払額に29%を乗じております。

7ページをお願いいたします。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金7,805万9,000円でございます。こちらも、第5期の介護保険事業計画の平成26年度の見込み額によりまして、その歳出予算の介護サービス費、支援支払手数料、この高額介

護の合算サービス費とか、ものを合計した額に施設分であれば17.5%、居宅サービス等であれば12.5%の県負担率を乗じて計上しております。前年度と比較しまして225万円の増額でございます。

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金6,612万6,000円でございます。これも介護サービスの諸費に市町村負担の法定分12.5%を乗じて算出しております。これも法定内の一般会計の繰入分でございます。前年度と比較しますと、199万6,000円の増額となります。

款 7 諸収入、項 2 雑入、目 1 雑入こちら180万円。これは包括支援センター介護予防プランの作成費でございます。介護給付費から国保連合会への支払い、その後国保連合会から包括支援センターの介護報酬として入ってくるものでございます。

8 ページをお願いいたします。

款の 8 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金につきましては1,300万円でございます。これは、前年度と比較いたしまして800万円の増額でございます。

歳入の主なものは以上でございます。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。

9 ページをお願いいたします。

款の 1 総務費、項の 3 介護認定審査会費、目 1 介護認定審査会費510万4,000円でございます。主なものは、役務費の介護認定主治医意見書手数料155万6,000円。これは、介護認定審査に必要な主治医の意見書作成における手数料でございます。こちらは阿蘇広域のほうで一括してこっちで作業されておるところでございます。

次のページですが、節の19で負担金、補助及び交付金がございます。これは阿蘇地域の認定審査会の事務負担金になります。阿蘇郡 7 市町村で平成22年度の国勢調査人口で算出しております。

10ページをお願いいたします。既に10ページに入っておりますけれども。

10ページの款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 介護サービス等諸費 5 億665万2,000円でございます。これは、第 5 期の介護保険事業計画策定時の平成26年度分の見込み額を計上しております。歳出予算の中ではこの額が一番大きく占めているところでございます。

次に、款の 2 保険給付費、項の 3 高額介護サービス等費、目 1 高額介護サービス等費735万円でございます。これは、1割の自己負担が一定額を超えた場合のその超えた部分が払い戻されるものでございまして、こちらも第 5 期の介護保険事業計画の平成26年度分の見込み額を計上しております。

次、目 2 の介護医療合算介護サービス等費118万9,000円でございます。これは、世帯内で介護保険と医療保険の自己負担が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超える部分について給付を行うということで、こちらも第 5 期の介護保険事業計画の平成26年度の見込み額を計上しております。

11ページをお願いいたします。

款の2 保険給付費、項の4 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者サービス等費1,320万円でございます。こちら第5期の介護保険事業計画の平成26年度分の見込み額を計上しております。

あと、大きな額からすると主なところは以上でございます。

これは一般質問でも出ておりましたので、12ページのほうの地域支援事業でございます。

款の3 地域支援事業費、項の3 包括的支援事業の任意事業の目2 任意事業費、こちらが303万9,000円で昨年度と比較しますと18万6,000円の減額でございますが、この中に扶助費として寝たきり老人等の介護者手当、一般質問の中でありました村としてどういうものを行っているかと言われるものが、こちらに120万円計上させておりますし、その前の委託料で在宅家族介護支援事業の委託料として40万円を計上しておるものが一般質問で上がっていた部分に該当いたします。以上でございます。

あとは議員各位のご質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第25号、平成26年度西原村介護保険特別会計予算について原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第26号、平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 片島信幸君 登壇 説明）

○住民課長（片島信幸君）それでは、議案第26号につきましてご説明させていただきます。

議案第26号、平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

あけていただきまして、1ページをお願いいたします。

平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計予算。

平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,646万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じる場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成26年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主要内容につきましてご説明いたします

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料2,300万3,000円でございます。これは前年度と比較しまして190万5,000円の減額補正でございます。

目2 普通徴収保険料1,132万8,000円。前年度と比較しまして100万7,000円の減額でございます。

この後期高齢者医療保険料につきましては、熊本県後期高齢者広域連合の算出した額に、特別徴収の方の保険料につきましては67.2%、普通徴収の方につきましては32.8%の割合を乗じて算出しております。

款の3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目2 保険基盤安定繰入金2,402万9,000円。これも同じく後期高齢者広域連合で算定しました額でございます。低所得世帯に対する被保険者及び被保険者の被扶養者であった保険者につきまして、保険料の均等額を一定割合減額しまして、その負担を軽減する目的の県負担金でございます。これを一般会計から特別会計に繰り入れて、その後後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

款の3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目の3 療養給付費繰入金8,204万9,000円でございます。これは平成25年度の第3号補正でも申し上げましたように、一般会計の後期高齢者医療費と後期高齢者医療特別会計を合算しなければ、全体の事業費が把握できないという状況でございましたので、本来であれば補正で対応してこのような形になりますということをお示しすべきだったと思いますけれども、それがちょっと間に合わない状況でございましたので、今回予算を組み替えて整理をさせていただきました。

款の5 諸収入、項3 受託事業収入、目1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入、こちらが83万3,000円でございます。これは、熊本県後期高齢者医療

広域連合の算定した額でございます。後期高齢者の方々の基本健診に対しま
す受託料でございます。歳入の主なものは以上でございます。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。

8 ページをお願いいたします。

款の2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付
金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金1 億4,481万1,000円でございます。
主なものは、被保険者保険料負担金3,423万円、保険基盤安定負担金2,402万
9,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金8,205万円などを後期高齢者広域
連合に納付するものでございます。

先ほどの歳入予算の繰入金でもご説明をいたしましたように、一般会計の
後期高齢者医療費の節の19の負担金、補助及び交付金でございますけれども、
こちらで予算計上して執行してございました後期高齢者医療給付費の負担金を、
本来であれば節の28の繰出金に組み替えて、一旦後期高齢者医療の特別会計
で繰り入れてから、この広域連合へ支出するように組み替えて、今度予算整
理をさせていただいた次第でございます。

9 ページをお願いいたします。

9 ページの款の3 保険事業費、項の1 健康保持増進事業費、目1 健康診査
費83万6,000円でございます。主なものは13節の委託料でございます。これ
は後期高齢者の方々の健診に対します健診機関への委託料となります。以上
でございます。

あとは議員各位の質問によりお答えさせていただきます。ご審議方よろし
くお願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第26号、平成26年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について原案
どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 2時12分）

(午後 2時19分)

○議長(坂梨公介君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5、議案第27号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

(産業課長 海東義朗君 登壇 説明)

○産業課長(海東義朗君) 議案第27号につきましてご説明いたします。

議案第27号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算。

あけていただきまして、1ページでございます。

平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算。

平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,003万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用、第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費用を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益の水道使用料は5,760万円でございます。昨年より140万円ほど減額しております。

平成25年度の調定見込み額をもとに、消費税率の改定を勘案して算出しております。

件数増加に伴う使用料の増加も見込まれますが、今回は見込んでおりません。

目2その他営業収益には30件の新規加入として、加入金324万円を計上しております。

款2繰越金には900万円を計上しております。

7ページの歳出予算をお願いします。

款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費につきまして主なものは節の1給料から節の4共済費までは担当職員の人件費でございます。節11需用費では消耗品費にメーター機購入費58万1,000円、光熱水費に水源地・配水池

電気料780万円、修繕費に水道施設修繕費300万円等でございます。

次の8ページをお願いします。

13委託料には水道施設保守点検委託料42万9,000円、中央監視システム保守点検委託料25万円、水道施設現地草刈り委託料20万2,000円を計上しております。節の15工事請負費には役場堤下線の道路改良工事に伴う水道管敷設工事、県道堂園小森線の道路改良工事に伴います南側の水道管敷設工事、このとり保育園前高遊3号線の道路拡張工事に伴います水道管敷設工事の3路線の1,490万円を計上しております。

次の9ページの項2営業外費用、目の1企業債償還金といたしまして2,307万円を計上しております。平成26年度末地方債現在高見込み額は17ページに記載しておりますが、1億7,982万円となり、最終償還年度は平成38年度でございます。

戻っていただきまして、目の2消費税相当額には230万円、目の3積立金には7万4,000円、項3予備費に525万7,000円を計上しております。以上でございます。よろしくご審議方お願いします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

歳出のところ、負担金、補助及び交付金のところで、熊本地下水財団負担金18万円、この熊本の地下水財団の負担をしておるということは、地下水をくみ上げてその分が簡易水道で事業をしておるというところで負担金だと思うんですが、この熊本地下水財団、どういう財団なのか、どういう仕事をしているのか、逆にこっちにメリットのあることは何なのか教えていただければと思います。

○議長（坂梨公介君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）地下水財団においては各企業さん、地下水を利用される企業さんとか、簡水事業とかに、そして補助とかを出しておられる財団と思いますが、すみません、ちょっと調べさせていただこうかなと思います。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ちょっと調べていただきたいので、いうのが、熊本県はほぼ熊本市を中心に地下水を豊富にくみ上げてやっておるわけで、その地下水の主な涵養といいますか、水源が西原村とか大津町にあるというふうに調べたことはありませんのでお聞きしております。

それで、当然棚田と田んぼもそうでございますけれども、大津町におかれましては、非常に熊本市からお金をもらったりされとるとも聞きます。反に幾らということで水張りということで。西原村もやはり農地の耕作地の解消にも棚田もありますし、山西のほう、鳥子川水系には非常にほ場整備もして

ありまして、非常に大きな水田地域があるというところで、大分協力は惜しまなく無償でやっておりますけれども、なかなかそういうのがこの財団の動きがそういう形にもなっておれば、負担金ば払うだけでは、少し補助金ばおくれよと言えないのか、その辺ばちょっと調べてほしいなと思って質問ですので、後ほどで構いませんけれども、教えてください。以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより、本案を起立により採決します。

議案第27号、平成26年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第28号、平成26年度西原村工業用水道事業会計予算についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第28号につきましてご説明いたします。

議案第28号、平成26年度西原村工業用水道事業会計予算書、自平成26年4月1日から至平成27年3月31日。

2ページ目をお願いします。

平成26年度西原村工業用水道事業予算書。

総則、第1条、平成26年度西原村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりと定める。

（1）給水事業所8カ所、（2）年間総給水量22万4,475 t、615 t 掛ける365日、（3）1日平均給水量615 t、4、主要な建設改良費0円。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益1,897万1,000円、第1項営業収益1,091万円、第2項営業外収益806万円、第3項特別利益1,000円。

支出、第1款水道事業費用1,897万1,000円、第1項営業費用1,361万4,000円、第2項営業外費用30万円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費505万6,000円。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入、資本的支出はございません。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費327万1,000円、(2) 交際費は0でございます。

利益剰余金処分、第6条、繰越利益剰余金のうち585万円を次のとおり処分するものとする。

(1) 利益積立金35万円、(2) 建設改良積立金550万円。

たな卸資産購入限度額、第7条、たな卸資産の購入限度額は8万円とする。
平成26年3月7日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

15ページをお願いします。

平成26年度西原村工業用水道事業予算説明書。

収益的収入及び支出。

まず、収益につきましては、本年度給水事業所は、冒頭にありましたように8カ所でございます。1日の給水量としましては昨年度実績といたしまして615tを予定しております。昨年当初は600tで計上しておりました。超過等につきましては、当初予算では加味しておりません。また、平成26年度より会計制度の変更に伴い、歳入項目に項の2営業外収益、目3長期前受金戻入、節1長期前受金戻入として172万9,000円を計上しております。

16ページからの支出の水道事業費用につきましては、こちらでも会計制度の変更に伴い、17ページに目4減価償却費、節1固定資産減価償却費が567万4,000円と、前年度と比較しまして128万9,000円の増額となっております。これは、西原村工業水道事業において、これまで受けた補助金につきまして減価償却をしなくてもよいというみなし償却制度を適応しておりました。今回の制度改革に伴い、みなし償却を適応した分を減価償却することにより、会計処理上歳入の長期前受金戻入と固定資産減価償却費を相殺するものであって、現金の出し入れが発生するものではございません。

また、19ページの資本的支出につきましては、平成25年において償還の終了に伴い0となっております。以上でございます。よろしくご審議方お願いいたします。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑はないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより、本案を起立により採決します。

議案第28号、平成26年度西原村工業用水道事業会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

日程第7、大津町西原村原野組合議会議員の辞職についてを議題とします。

本件につきましては除斥の対象となりますので、地方自治法第117条の規定によりまして、村上議員の退場を求めます。

（3番議員 村上貞廣君 退場）

○議長（坂梨公介君）大津町西原村原野組合議員の村上議員より、大津町西原村原野組合議員の辞職願いが提出されました。

お諮りします。辞職願の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって朗読を省略いたします。

お諮りします。ただいまの大津町西原村原野組合議会議員の村上議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、よって大津町西原村原野組合議員の村上議員の辞職を許可することに決定しました。

村上議員の入場を許可します。

暫時休憩します。

（午後 2時38分）

（午後 2時38分）

（3番議員 村上貞廣君 入場）

○議長（坂梨公介君）休憩前に続き会議を再開します。

ただいま、大津町西原村原野組合議員が1名欠員となりました。

日程第8、大津町西原村原野組合議会議員の選任についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118号の第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認めます。

よって、議長より欠員となっております議員の指名をいたします。

大津町西原村原野組合議会議員に西口義充議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しましたとおり、大津町西原村原野組合議会議員の当選人と定めることにはご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、大津町西原村原野組合議会議員に西口義充議員が当選されました。

ただいま、当選されました西口義充議員が議席におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の旨を告知いたします。

ただいま益城嘉島西原環境衛生組合議員の前泉田議員の辞職に伴い、1名欠員となっております。

日程第9、益城嘉島西原環境衛生施設組合議会議員の選任についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認めます。

よって、議長より欠員となっております議員の指名をいたします。

益城嘉島西原環境衛生施設組合議会議員に林田直行議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しましたとおり、益城嘉島西原環境衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、益城嘉島西原環境衛生施設組合議会議員に林田直行議員が当選されました。

ただいま当選されました林田直行議員が議席におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の旨を告知いたします。

日程第10、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

ただいま議会運営委員会委員が前泉田議員の辞職に伴い、1名欠員となっております。

お諮りします。議会運営委員会委員の補充委員の選任については、西原村委員会条例第7条第2項及び第4項の規定により、本職において1番、坂本隆文君を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、議会運営委員会はただいまのとおり決定いたしました。

日程第11、組合議会報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いします。

7番、林田議員。

(7番議員 林田直行君 登壇 報告)

○7番議員(林田直行君) 7番、林田でございます。

高遊原南消防組合議会の報告を申し上げます。

先ほど、初日ですか、きのうで組合事務組合のことについて審議ありましたが、そのことや議案に対してちょっとご報告申し上げます。

平成26年2月28日に臨時議会を開きまして、議案が高遊原南消防組合財政調整基金条例を廃止する条例、第2号議案で高遊原南消防組合賞じゅつ基金条例を廃止する条例、3号議案で熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、議案第4としまして、平成25年度高遊原南消防組合一般会計補正予算2号について審議をいたしまして、いずれにして可決いたしました。4月1日よりご承知のように熊本市の事務委託によりまして、高遊原南消防組合は一応解散といたしますか、そういうことになりまして、なお、会計につきましては、一応組合解散ということで、まだ決算ができておりませんので、後で議会に報告されるということを聞いております。以上でございます。

○議長(坂梨公介君) ただいま、報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

(「なし」の声)

○議長(坂梨公介君) お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

9番、宮田議員、報告をお願いします。

(9番議員 宮田勝則君 登壇 報告)

○9番議員(宮田勝則君) 9番議員、宮田です。

私は、益城嘉島西原環境衛生施設組合の定例会が2月21日に行われております。そちらの報告をいたしたいと思います。

議案に関しましては3件。まず、1号議案として、高遊原南消防組合の脱退で数が減少するという議案が1件と、平成25年度の一般会計の補正予算第

2号についてと、議案第3号におきましては、平成26年度の一般会計の当初予算という形で、3案件全て可決いたしております。

内容につきまして、若干触れたいと思っておりますけれども、平成25年度の補正予算第2号におきましては、当初予算より112万円の減額をいたしまして、歳入歳出の総額を5億3,300万円とする内容のものであります。

歳入におきましては、分担金及び負担金の中で388万円増額しております。

なお、財産の収入におきまして、財産売り払いの収入を500万円減額しております。よって、112万円の減額ということでありまして。主に分担金、負担金におきましては、益城町の交付税の確定における追加分ということで、収入に入っております。ごみ袋の売り払い収入が500万円下がっております。

歳出におきましては、同じくごみ処理費ということで、消耗品費でその500万円を歳出のほうでも削っておるといふところと、後は予備費に充当したという予算であります。

次に、平成26年度の一般会計の当初予算ということで、当初で5億2,108万2,000円を計上しております。

主なものとして、歳入が3億8,047万9,000円、使用料手数料ということで6,750万円、財産収入とおきまして3,226万2,000円、繰越金で3,500万円、諸収入として雑入、預金、利子で584万円、合計の5億2,108万2,000円になっております。歳出の主なもので、総務費9,117万7,000円、衛生費が4億2,545万1,000円、予備費が300万円ということで、前年に比べて1,584万1,000円ほど増えております。増えた内容におきましては、詳細についてはゆーすいの中で触れられるところは触れていきたいと思っております。以上です。

あと、その他で全協の中でもありましたように、今のクリーンセンターの運営及び火葬場の運営を益城町と嘉島町と西原村で運営しているわけがございますけれども、平成37年4月を目標に新たな広域ということで、熊本中央広域事務協議会というのを昨年より立ち上げられております。その中で上益城平坦4町、益城町、嘉島町、御船町、甲佐町と、さらには阿蘇郡から西原村というところで、同じような問題を抱えている自治体5町村で昨年より協議に入っております。その中で、本年よりは山都町も後出しじゃんけんのような形かもしれませんが、あそこは単独でやっておりますけれども、山都町もぜひ参加させていただきたいということで、本年より事業が組合ができて11年後になります。その完成に向けて本年より本格的な協議になっていく、10年、11年という長丁場ということで、場所の選定、能力等も含めて今後協議に入っていくと思われまふ。本西原村からは、執行部より日置村長、議会からは坂梨議長、クリーンセンター広域の組合からは私が参加する予定であります。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）ただいま、報告がありました。何かお尋ねはございま

せんか。

(「なし」の声)

○議長(坂梨公介君) お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかにございませんか。

(「なし」の声)

○議長(坂梨公介君) ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第12、委員会報告を行います。

各委員会から報告がございましたらお願いします。

10番、田島議員。

(議会広報委員会委員長 田島敬一君 登壇 報告)

○議会広報委員会委員長(田島敬一君) 議会広報委員会で2月13日嬉野市、それから2月14日武雄市と研修に行かせていただきました。

その中で嬉野市は、これまで全国的ないろいろなコンテストで上位を占めておられるということで行かせていただきましたが、非常に見せていただきました広報紙も色調も穏やかで、全然けばけばしくなく、また、私が注目したのは、男女共同参画という意味からも女性の声を載せる企画もありまして、これはなるほど、いいことだなというふうに感心いたしました。

また、議会閉会中にさまざまところ研修に通っておりまして、これは主題とはちょっとずれるかもしれませんが、いろいろな災害が突発したときに、関東地方のある市の研修の報告が載っておりまして、議会がどういうふうに動くかということマニュアル化するということ、そういう企画もされているようです。

それから、議会が終わってからいかに迅速に議会広報に至るかということ聞いてみましたら、議会の開会中にも事務局の職員さんが要点を筆記されていたということで、迅速化になっているということでありましたが、なかなか西原村村議会は議会事務局も大変だと思いますので、その点は議員でもできることではないかというふうに思った次第です。

次、武雄市、ここでは図書館がとてもよく新聞、テレビでニュースになっておりまして、注目されているということで研修に行きました。そこではアウトソーシングといいますか、民間の資本と提携しまして、図書館というのは無料ですけれども、本屋さん、これは有料で本を売ること、それを一緒にやって、どのようにその空間が配置されているかということを観察させていただきました。なかなか確かにそのことによって図書の出し出しが増えたということもあります。また、同時にカフェがありまして、そちらの売り上げというものもあるということで、お客さんは確かに増えてはおりますけれども、その一方でやはり商業ということで、なかなか矛盾も出てきているということがよくわかりました。

ついでですけれども、武雄市のホームページと嬉野市のホームページもど

ちらも事前の調査で開かせていただきましたその中で、武雄市のホームページの中の議員の項目では、それぞれ議員さんの名簿の中で、顔写真が出されておりました、これを見たとき私は大変好感が持てるなと思いました。それはいろんな野菜でも、顔が見える野菜ですよというふうな感じで、こんなことも主題と少し違うかもわかりませんが、参考に大変なりました。以上です。

○議長（坂梨公介君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかにはございませんか。

9番、宮田議員。

（総務福祉常任委員会委員長 宮田勝則君 登壇 報告）

○総務福祉常任委員会委員長（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

総務福祉常任委員会が先月の24日及び25日両日にわたりまして、県内ではございます、1日目が隣接しております山都町のふれあいバスということで、コミュニティバスの取り組みについてを研修しました。なお、翌日25日におきましては、福岡県の柳川の隣、大木町のほうで、ここはごみを極力減らそう、リサイクルに使おうということで、生ごみの処理を町独自でやっておりますところを視察、研修してまいっております。

山都町におきましては、町営のバスを、町営といいますか、町のバスを39台現在本年は保有されております。もともと路線バスとスクールバスを併用して運行されていた3町村が合併されまして、非常にコストの高い運営をされておったという経緯の中で、1社といいますか、町でスクールバスの運用をやっていくのに伴い、町の足として、町民の足としてのふれあいバス、コミュニティバスを運用されるようになっております。これが平成18年度までは一応9,000万円強かかっておった経費が、このふれあいバスにかわりましてというところで、平成24年度におきましては、昨年度になります、1億4,900万円強の経費で終わるようになって、約5,000万円ほど経費が削減されておるというところなんです。1億4,900万円の中で1億3,000万円ほどがこの山都ふれあいバスの委託費になっております。本年度、平成25年度もほぼ同額の1億3,000万円ぐらいなんですけれども、これが39台で運行しているということで、1台当たりにならなると額が出てくると思います。300万円ぐらいの委託料というところで、これが高いのか、安いのかという判断もしていかなければなりませんけれども、うちの村でも現在日置村長肝いりの福祉タクシーが走っております。やはり利用率を上げていくのが、今のところ最大の目標かと思いますが、こういったものも一部僻地の中があります、西原村の中にも、そういった形でタクシーがぱっと迎えに来やすい場所とか

いうところになると、非常に効率的に動くんじゃないかなというふうな思いもいたしました。しかしながら、まだ問題はあるところもありますけれども、不思議なことに営業ナンバーじゃなくて、町で買ったということ、全車が白ナンバーで走っていて、陸運局のほうの登録も意外とスムーズだったという経緯もお話しされております。

なお、こういうふうに移行するとき、やはり地元のタクシー会社や当然交通民間企業のほうから相当抵抗あったということですが、現在委託されとる会社は地元のタクシー会社を含む集合体ということで、6社の組合をつくられて、そこが一括して3年の委託契約をもらって、現在運行しているという状況でございました。詳しくは、ゆうすいの中でも、資料は総務委員等々が持っておりますので、産業委員の方も資料としていただきたいということであれば、皆さん方にも配付したいと思っております。

また、福岡県の大木町におかれましては、海洋投棄ができなくなったといえますか、し尿関係の海洋投棄ができなくなって、苦肉の策といえますか、町の方針として町単独で生ごみのリサイクルを始めておられるというところで、非常に場所的には迷惑施設というふうな施設と思われる場所なんですけれども、町の中心部というところでまず、すぐそばが主要県道が4車線の道路が走るといった場所で、非常に観光の拠点としてでも、物産館がすぐ隣の敷地内にありまして、うまくリサイクルを使った観光施設ということでも進められております。

なお、ここが面積的には非常に西原村とは比べては非常に狭い面積で18.43km²ということと、人口的には西原村の約倍おられると、財政力は西原村よりちょっとお高いところで、非常に安定した財政運営をされている町であるというのは、福岡県によく見られる現象でして、非常にやりやすかったのかなと思います。その事業費を総事業費におきましては11億2,000万円かけてされております。その効果も一般の処理施設に比べると、建設費が非常にお安く上がったという説明もいただいております。内容についてはこちらのほうでいろいろ検討して、調査せにゃいかんところがございますけれども、やはりリサイクル社会の中で生ごみを減らそうという動きは、本村におきまして、現在し尿関係は阿蘇広域でやっておりますけれども、出の口のあそこのセンターも非常に活用して、うまくあそこの運営状況が今どういうふうになっているのか、なかなか見えないものではありませんけれども、中心の中でああいう施設も非常に高いコストがかかります。今回の益城のクリーンセンターも含めてその辺の議論をしながら進めていければと思っております。両方兼務しておりますので、その辺を益城の方にもお話ししながら進んでいきたいと思っております。

詳細については、またご質問の中でお答えしたいと思います。以上です。

○議長（坂梨公介君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございま

せんか。

(「なし」の声)

○議長(坂梨公介君) お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

(「なし」の声)

○議長(坂梨公介君) ないようでしたら、これで委員会報告を終わります。

日程第13、陳情書の審議についてを議題とします。

お諮りします。陳情書受理番号1番については、会議規則第95条及び第92条第2項の規定により、委員会付託を省略して本会議で審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(坂梨公介君) 異議なしと認め、よって委員会付託は省略して本会議で審議することに決定しました。

陳情書受理番号1番、受理年月日平成26年12月16日。

陳情者名、公益社団法人認知症の人と家族の会熊本県支部、世話人代表米満淑恵。

陳情の要旨、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書。

要望書の朗読を事務局より行います。

(事務局長 中村義光君 登壇 朗読)

○事務局長(中村義光君) 要望書を朗読いたします。

平成25年12月12日、西原村議会議長坂梨公介様。

公益社団法人認知症の人と家族の会熊本県支部世話人代表米満淑恵。

要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書。

日頃は当会の活動にご理解・ご協力を頂き心から感謝申し上げます。

さて、今、社会保障制度審議会の場合に、介護保険制度の根幹にかかわる政府案が提案されております。中でも、「要支援者を介護保険制度の給付対象からはずし、市町村の支援事業に委ねる」との提案は介護保険制度の理念を壊しかねない制度の変更であり、市町村の財政上、事務上の負担も軽視できないものと考えます。

厚生労働省は11月14日に開催した社会保障審議会介護保険部会に「予防給付のうち市町村事業に移すのは訪問介護、通所介護のみとし、訪問介護や訪問リハビリなどは予防給付として継続することを提案しました。

これは全国の市町村議会から意見書があがったことや「家族の会」が支部代表者会議アピールなどで警鐘を鳴らしたことが一定反映したものです。

しかし、訪問介護と通所介護は予防給付の約90%にあたり、要支援外しの本質は変わっていません。

私ども「家族の会」は10月に開催しました支部代表者会議において別添のアピールを採択しました。

アピールでは上記「介護保険からの要支援外し」と「一定以上の所得のある人の利用料を2割に引き上げる」との提案を取り下げるよう強く求めています。

貴職及び貴議会におきましてぜひ、当会アピールの趣旨をお汲み取り頂き、政府及び衆参両議会議長に対し意見書を提出いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）ただいま事務局より朗読が終わりました。

これより質疑に入ります。執行部の方に何か質疑はありませんか。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

介護保険の地方自治体に一部権限を移譲といいますか、単独でやっていたきたいというような方向を戻してくださいというような意見書というか、要望書などでございますが、現在、国のほうからそういう動きが実際にあっているのか、法律で決まったというふうなお話も聞くところではございますけれども、そうした場合、各町村にも格差が生じはしないかと、町村間で自主財源があるところ、単独予算の部分に反映すると思いますので、そういうふうな動きが現在こちらのほうにあっているのか、通達がどこまで移行しますというのがあれば、ご紹介願えればと思います。

○議長（坂梨公介君）住民課長。

○住民課長（片島信幸君）ただいまの要望書についてどういう状況かと。状況といたしましょうか、まず、今、国会で法案審議であると思います。それに伴って厚生労働省の諮問機関になりますか、社会保障審議会の介護保険料部会でこの案件に関しては審議されているところです。今年の1月7日に熊本県の担当部局から各町村に対して第6期の介護事業計画についてのお願いということで、町村を巡回して回っております。その中でも、この要支援、この事業については市町村事業に移行するということを前提として、この第6期の介護計画に当然盛り込むということが言われております。第6期は平成27年から平成29年度がその3カ年が第6期に当たります。ここで、厚生労働省のこの審議会で言われている介護部会で出ているのが最終的な案でございますけれども、この要支援者に対する介護予防給付費、これは訪問介護と通所介護が市町村の事業に移行ということで最終的にはなりましたけれども、これについては、市町村が地域の実情に応じ、住民全体の取り組みを踏まえた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的にサービスの提供ができるように地域支援事業の形式を見直すということで、市町村の事務負担等も踏まえたところで平成29年度末までに、全てに事業に移行すると言われております。どんなに遅くとも、3年目には実施しなさいというふうに

言われております。早いところから確かに平成27年度からすると言われているところもあります。この、今議員のほうからあったサービスに差がありはしないかということも当然ながら全国一律のサービスの種類、内容、運営基準、単価等は市町村の判断で決めるということになります。

それと、その移行するその間に一定の期間をかけてその受け皿を整理しなさいということでもありますけれども、国の厚生労働省としては、この要支援事業の保険給付の財源構成としては、公費と保険料についての構成は変えないという説明ではあります。ただ、この地域支援事業につきましては、介護保険給付見込み額の3%から4%という上限が政令で定められています。ということは頭打ちになると。で、この要望書に上がっております要支援事業の部分は90%を占めるというふうに書いてございます。訪問介護と通所は予防給付の9割に当たると。西原村の平成24年度の決算ベースで申し上げますと、予防給付が約1,600万円で、この市町村事業となる訪問介護と通所介護が合わせて830万円ほど、本村の場合は半分程度ということですが、この全国的な一律のサービスではなくて、市町村独自で決められると、そういうメリットもあるかもしれませんが、例えば転入、転出に伴って、隣の町ではここまで受けられたと、ところが西原村ではそういうサービスはちょっとできませんとかいうのも出てくるのではなかろうかと、今その内輪の話では、そのような懸念もしているところです。互いにすり合わせというのは市町村の独自で決めなさいということですので、そこのすり合わせまでするかどうかはわかりません。

それと、これは国の話です、国から言われていることですがけれども、自治体が努力すれば質を落とさず効率化を果たせるとは言われていますけれども、その財政力の違いでやっぱりサービスにおのずと差は出てくるのではないかとすることは担当部局としては心配するところではあります。今のところは以上です。

○議長（坂梨公介君）ほかにはございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑はないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立により採決します。

陳情書受理番号1番、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出に関する要望書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、陳情書受理番号1番は採択されたものと決定しました。

9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

ただいまの陳情採択におきまして緊急動議を申し上げます。

ただいまの陳情について、意見書の提出の動議を提案したいと思います。

よろしくお諮りいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂梨公介君）ただいま宮田勝則議員から動議が提出されました。この動議は会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成者が必要です。賛成者はありますか。

（「賛成」の声）

○議長（坂梨公介君）賛成者がありますので、この動議は成立しました。

要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出の動議を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

従って、この動議を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることを可決されました。

暫時休憩します。

（午後 3時19分）

（午後 3時28分）

○議長（坂梨公介君）休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第1、発議第1号、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書提出の動議を議題とします。

内容の説明を提出者、宮田勝則議員に求めます。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

発議第1号におきましては、朗読にて説明したいと思います。

発議第1号、平成26年3月14日、西原村議会議長、坂梨公介様。

提出者、西原村議会議員宮田勝則。賛成者、同田島敬一、上野正博、西口義充、村上貞廣。

要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書（案）。

上記の議案を西原村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

あけてもらいます。

要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書（案）。

11月27日、厚生労働省は、社会保障審議会の介護保険部会において、介護保険で「要支援」と認定された高齢者を保険給付の対象から外し、「新しい地域支援事業」に移行する方針を示しました。この事業は「市町村が地域の実情に応じて」行うこととなり、サービス内容は市町村の裁量に任せられます。しかし、その費用に一定の上限が設けられる可能性があり、市町村の介護保険財政や高齢者が受けるサービスの内容、小規模事業者の経営等に悪影響を及ぼしかねません。また、自己負担額を含め、サービスの質や量についても、自治体の財政状況による影響が大きく、市町村間の格差が拡大することも考えられます。

このような事態を踏まえ、安心を保障する介護保険・社会保障制度のために、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出します。

あけてもらいまして、一、要支援者を介護保険の給付対象から外し、市町村の支援事業に委ねることをやめること。

一、一定以上の所得のある人の利用料を2割に引き上げることをやめること。

平成26年3月14日、熊本県阿蘇郡西原村議会議長、坂梨公介。

これが採択されますと提出されます、内閣総理大臣、安倍晋三様、厚生労働大臣、田村憲久様、衆議院議長、伊吹文明様、参議院議長、山崎正昭様。以上です。

○議長（坂梨公介君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか

（「質疑なし」の声）

○議長（坂梨公介君）質疑がないようですので、自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（坂梨公介君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

要支援者の予防給付を市町村事業とすることについての意見書を原案どおり提出することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（坂梨公介君）全員起立であります。

よって、要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書を提出することに決定しました。

続いて、陳情書受理番号2番についてを議題とします。

お諮りします。受理いたしました陳情書受理2番については、お手元に配付の陳情書等文書表のとおり、産業教育常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、産業教育常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第14、委員会の閉会中の継続調査申し出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員会委員長、林田直行君、総務福祉常任委員会委員長、宮田勝則君、産業教育常任委員会委員長、山下一義君、以上の方から申し出がっております。事件、理由などについては記載のとおりです。

閉会中の継続調査申し出については承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）承認されたものと決定いたします。

先ほど、宮田議員の質問について、企画課長のほうから答弁させます。

企画課長。

○企画商工課長（高本孝嗣君）先ほど、公益財団法人熊本地下水財団についてということで、こちらのほうのいろんな要望の事項あたりができないかというお話がありましたですけれども、そもそも熊本地下水財団におきましては、財団法人熊本地下水基金、地下水保全対策会議、地下水保全活用協議会あたりを平成23年度中に統一されまして、平成24年の4月より統一されまして、公益財団法人の熊本地下水財団が発足しておるわけでございます。ただいま、平成24年、平成25年という本年途中まで、幾つかの事業をなされておりました、その中に西原村が11市町村がそこに加入しているわけですけれども、負担金につきましては、うちの一般会計のほうと水道の特別会計のほうからそれぞれ負担をさせていただいておるわけでございますけれども、一般会計につきましては、人口割あたりを基礎算定されて20万円ということで、先ほど産業課のほうでありました部分につきましては、そちらのほうでくみ上げの量によって算出されたということで計上させていただいています。

この基金についての主な使用目的については、2年間の取り組みを見ますと、地下水の環境の調査だったり、地下水の保全の対策事業、それと、地下水の涵養の推進事業あたりが主に使われておるということで、今後の対策については、西原村におきましては水保全あたりもあろうかと思っておりますけれども、これは熊本市が行っている事業かとは思っております、地下水の保全とはまたちょっと違った意味合いが持たれているようでございます。地下水の涵養推進事業としてここにあるんですけれども、これについては水源オーナー制度という事業が3団体で平成25年度に参加された記録が残っているわけでございますけれども、こちらについての部分で、先ほど宮田議員の質問の中には水張りですか、そちらの事業とはちょっと違う事業のみにこの涵養水源のほうは載っているようでございます。地下水の水、涵養推進事業ということで水を張って水田に涵養張ってオーナー制度を設けるといこと、オーナー制度でございますので、この地域については3地域で大津町

では真木あたりにしてあるということで載っております。

先ほどのお尋ねの、宮田議員のお尋ねの部分は水張りで、水を張ったら幾らというような部分と、ここにありますが、この地下水財団がしております事業とはちょっと違うんじゃないかなと思っておりますけれども、いかんせんしる、地下水の涵養については熊本地下水財団につきましては、今後こういった取り組みがもし経過があるならば、西原村もそれに参加させていただくならというふうに手を挙げさせていただくことはできるならしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（坂梨公介君）9番、宮田議員。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

何か名前も最近できたということで、いい参考にはなりましたけれども、こちらも作戦を持ってうまく切り崩して、いただくものはいただきたいという作戦を持って、これ企画課長が窓口、企画が窓口になるんですか、こっち、産業課、もらうときは。もらうときはこっち。（「水資源はまた別だろうと思います」の声）お金のもらう側の課と協議しながら進めていきたいと思えます。

やはり負担は常にあるわけで、何かのことで皆さんのためになればと、上流側が主にできる役なのかなと思いますので、下流の人はくみ上げる一方で、なかなかそういうことができないということで、西原村も進んでそういう事業をしていければいいのかなというような感覚もいたしますので、その辺議会と担当課で協議しながら、また地権者もその中には含まれますけれども、やっただければと思いますので、担当課は企画でようございませうか。（「はい」の声）よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（坂梨公介君）以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います、ご異議ございませうか
（「異議なし」の声）

○議長（坂梨公介君）異議なしと認め、これをもって平成26年第1回西原村議会定例会を閉会します。

午後 3時39分 閉 会